

## 第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲（以下、「調査区域」といいます。）とは、環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、実施区域から概ね片側 3km（本書において最も広範囲に設定する環境要素は景観であり、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）を参考に設定。）を含む図 3.2-2 及び図 4-1 に示す範囲とします。なお、統計資料等より、市単位で調査区域の概況を把握する事項については、実施区域から 3km の範囲が含まれる北九州市及び下関市の 2 市全域（以下、「関係市」といいます。）を対象とします。

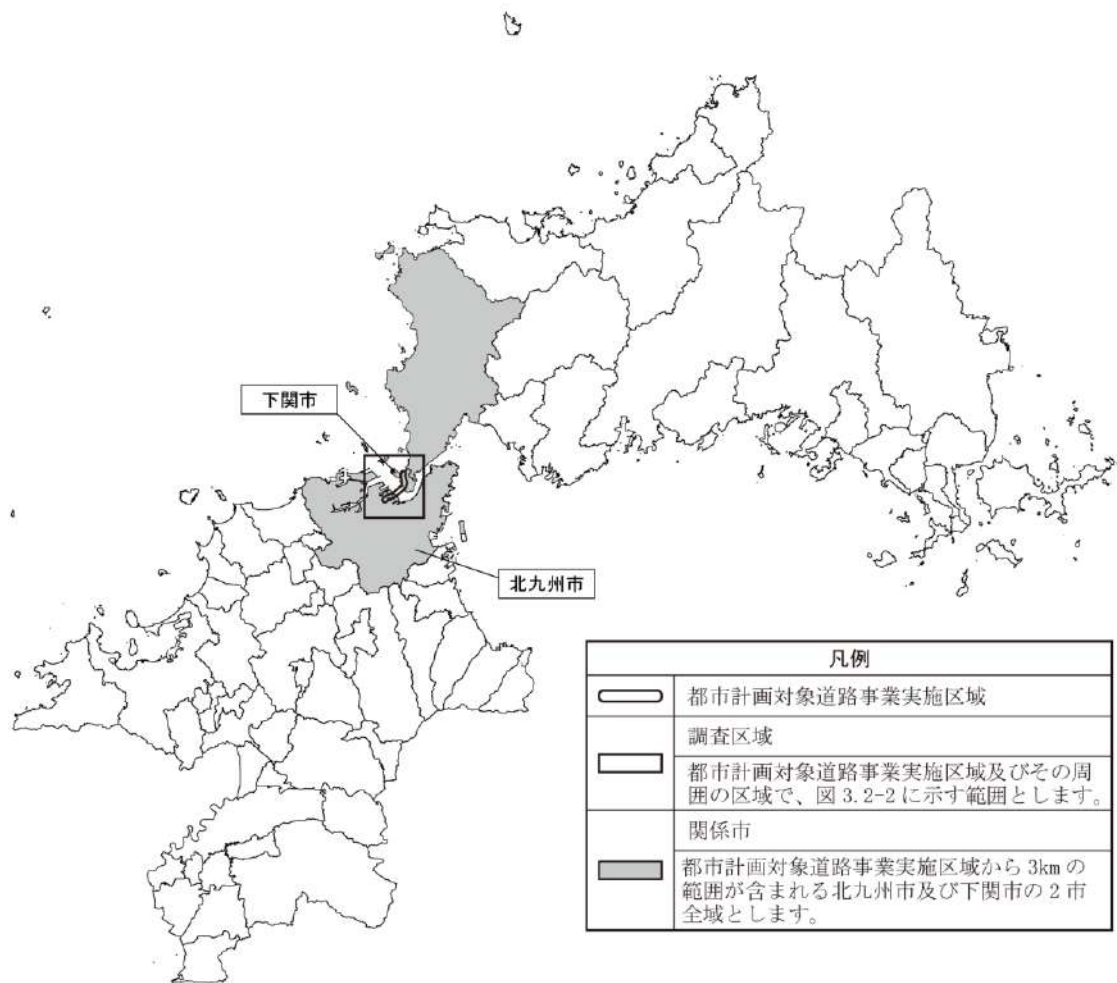


図 4-1 調査区域及び関係市の概要

・都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）は、令和 3 年 5 月末現在で入手可能な最新の文献、その他資料により把握しています。

## 4.1 自然的状況

調査区域における主な自然的状況を把握した結果は、表 4.1-1 に示すとおりです。また、自然的状況の把握に用いた既存資料は、表 4.1-2 に示すとおりです。

表 4.1-1(1) 自然的状況

項目	調査区域の概況
大気環境の状況	<b>1) 気象</b> 調査区域では、気温、降水量等の調査が下関地方気象台において行われている。実施区域には、気象観測所は存在していない。 下関地方気象台における令和 2 年の気象概況は、年平均気温が 17.4℃、年降水量が 1,958.0 mm、年最多風向は東、年平均風速は 3.0m/s である。
	<b>2) 大気質</b> 調査区域では、北九州市においては一般環境大気測定局 4 局、自動車排出ガス測定局 1 局、下関市においては一般環境大気測定局 1 局で大気質の調査が行われている。 実施区域には、一般環境大気測定局の彦島が存在している。 令和元年度の大気質濃度の調査結果について、二酸化硫黄は、測定された全 4 局で環境基準を達成している。二酸化窒素は、測定された全 6 局で環境基準を達成している。一酸化炭素は、測定された全 1 局で環境基準を達成している。浮遊粒子状物質は、測定された全 4 局で環境基準を達成している。光化学オキシダントは、測定された全 5 局で環境基準を超過している。微小粒子状物質は測定された全 3 局で環境基準を達成している。なお、調査区域では、大気質のダイオキシン類に係る公表資料はない。
	<b>3) 騒音</b> 令和元年度の道路交通騒音の調査結果及び環境基準達成状況は、調査区域の測定地点 39 地点のうち 33 地点で環境基準を達成している。実施区域では、小倉北区日明一丁目 10 の主要市道愛宕中井口 1 号線外(日明渡船場線(日明工区))で調査が行われており、環境基準を達成している。
	<b>4) 振動</b> 調査区域では、道路交通振動等に係る公表資料はない。
	<b>5) その他</b> 調査区域では、低周波音等に係る公表資料はない。

表 4.1-1(2) 自然的状況

項目	調査区域の概況
水環境の状況	<p><b>1) 水象</b></p> <p>調査区域には、主な河川として北九州市側で二級河川の大川、村中川、板櫃川、紫川、神嶽川、砂津川、準用河川の城内川、天籟寺川が、下関市側で二級河川の武久川、準用河川の大坪川、塩田川、田中川がある。</p> <p>実施区域には、二級河川の板櫃川がある。</p> <p>また、調査区域は、関門海峡、響灘、洞海湾に面している。</p>
	<p><b>2) 水質</b></p> <p>(1)河川</p> <p>河川における生活環境項目の令和元年度の測定結果は、調査区域では 8 地点で調査が行われており、DO（溶存酸素量）、BOD(生物化学的酸素要求量)、SS（浮遊物質）は、全ての調査地点で環境基準を達成している。pH（水素イオン濃度）は、8 地点のうち 1 地点で環境基準を超過している。大腸菌群数は、8 地点のうち 3 地点で環境基準を超過している。</p> <p>実施区域では、板櫃川 新港橋で調査が行われており、pH（水素イオン濃度）、DO（溶存酸素量）、BOD(生物化学的酸素要求量)、SS(浮遊物質)については環境基準を達成しているが、大腸菌群数については環境基準を超過している。</p> <p>河川における健康項目に係る令和元年度の測定結果は、調査区域では 7 地点で調査が行われており、4 地点で全ての項目で環境基準を達成している。</p> <p>実施区域では、板櫃川 新港橋で調査が行われており、ほう素については環境基準を超過しているが、他の項目は全て環境基準を達成している。</p> <p>河川におけるダイオキシン類に係る令和元年度の測定結果は、調査区域では 4 地点で調査が行われており、全ての調査地点で環境基準を達成している。</p> <p>実施区域では、板櫃川 新港橋で調査が行われており、環境基準を達成している。</p> <p>(2)海域</p> <p>海域における生活環境項目の令和元年度の測定結果は、調査区域では、DO（溶存酸素量）、COD（化学的酸素要求量）、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質、全りん、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS については、調査された全地点で環境基準を達成している。pH（水素イオン濃度）は、調査区域の調査地点 16 地点のうち 2 地点で環境基準を超過している。全窒素は、16 地点のうち 1 地点で環境基準を超過している。</p> <p>実施区域では、響灘及び周防灘 K1、響灘及び周防灘 SD-10 で調査が行われており、全ての調査地点で環境基準を達成している。</p> <p>海域における健康項目に係る令和元年度の測定結果は、調査区域では 7 地点で調査が行われており、全ての調査地点、全ての項目で環境基準を達成している。</p> <p>実施区域では、健康項目に関する海域の水質調査は行われていない。</p> <p>海域におけるダイオキシン類に係る令和元年度の測定結果は、調査区域では 3 地点で調査が行われており、全ての調査地点で環境基準を達成している。</p> <p>実施区域では、ダイオキシン類に関する海域の水質調査は行われていない。</p>
	<p><b>3) 水底の底質</b></p> <p>底質の令和元年度の測定結果は、調査区域では海域 3 地点で調査が行われており、全ての調査地点で底質の暫定除去基準を達成している。</p> <p>水底の底質におけるダイオキシン類の令和元年度の測定結果は、調査区域では海域 1 地点で調査が行われており、環境基準を達成している。</p> <p>実施区域では、河川及び海域の底質調査は行われていない。</p>
	<p><b>4) その他</b></p> <p>調査区域では、環境基準が定められている健康項目を対象に地下水の概況調査等が 18 地点で実施されており、令和元年度は 9 地点で環境基準を超過している。</p> <p>なお、調査区域では、地下水のダイオキシン類に係る公表資料はない。</p>

表 4.1-1(3) 自然的状況

項目	調査区域の概況
土壌及び地盤の状況	<p><b>1) 土壌</b></p> <p>調査区域には、北九州市の東側には山地及び丘陵の土壌（乾性褐色森林土壌（赤褐色系）、乾性褐色森林土壌（黄褐色系）、褐色森林土壌（黄褐色系））が分布し、下関市の南側には山地及び丘陵の土壌（乾性褐色森林土壌（黄褐色系）、褐色森林土壌（黄褐色系））が分布しているが、その他の多くの部分は人工改変地、市街地の未区分地である。</p> <p>実施区域には、下関市側に山地及び丘陵の土壌（乾性褐色森林土壌（黄褐色系）、褐色森林土壌（黄褐色系））が分布しているが、その他の多くの部分は人工改変地、市街地の未区分地である。</p> <p>調査区域には、「土壌汚染対策法」により指定された形質変更時要届出区域が 29 箇所ある。実施区域には、「土壌汚染対策法」により指定された形質変更時要届出区域が 2 箇所ある。</p> <p>また、調査区域には「土壌汚染対策法」により指定された要措置区域、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により指定された区域（廃棄物が地下にある土地の区域）、「底質の処理・処分等に関する指針」に基づき処理された PCB 盛立地及び「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」により指定された農用地土壌汚染対策地域はない。</p> <p>なお、調査区域では、土壌のダイオキシン類の調査に係る公表資料はない。</p>
	<p><b>2) 地盤</b></p> <p>調査区域には、「令和元年度全国の地盤沈下地域の概況」によると、これまでに地盤沈下が観測された地域はない。また、北九州市及び下関市では、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」、「工業用水法」による地下水の制限地域はない。</p>
地形及び地質の状況	<p><b>1) 地形</b></p> <p>調査区域には、北九州市の東側には主に山地および山麓（中起伏山地、小起伏山地）が分布し、北九州市の西側には主に台地（砂礫台地（段丘）、低地（三角州））が分布している。下関市には主に丘陵地、低地（谷底平野）が分布している。また、両市とも臨海部は主に人工改変地もしくは干拓及び埋立地が分布している。</p> <p>実施区域には、北九州市側は主に干拓及び埋立地、下関市側は主に丘陵地が分布している。</p>
	<p><b>2) 地質</b></p> <p>調査区域には、北九州市の東側の山地および山麓は主に固結堆積物（粘板岩・凝灰質砂岩・頁岩・凝灰質粘板岩・輝緑凝灰岩（古生層））が分布している。下関市の丘陵地は固結堆積物（火山質礫岩・凝灰質砂岩・頁岩・凝灰岩・安山岩質溶岩（下関亜層群））が分布している。また、両市とも低地及び臨海部は主に未固結堆積物（砂・礫・粘土（沖積層及び埋土））が分布している。</p> <p>実施区域には、北九州市側は主に未固結堆積物（砂・礫・粘土（沖積層及び埋土））、下関市側は主に固結堆積物（火山質礫岩・凝灰質砂岩・頁岩・凝灰岩・安山岩質溶岩（下関亜層群））が分布している。</p>
	<p><b>3) 活断層</b></p> <p>調査区域には、小倉東断層がある。政府の地震調査研究推進本部の「小倉東断層の長期評価」では、小倉東断層の北方延長は下関市武久町まで連絡する可能性があるとして報告されている。</p>
	<p><b>4) 重要な地形・地質</b></p> <p>調査区域には、「文化財保護法」に基づき、国または市により指定された夜宮の大珪化木等の天然記念物、「第 1 回自然環境保全基礎調査 すぐれた自然調査」に記載されている「地形・地質・自然現象」に記載された鐘状火山等の重要な地形、化石産地等の重要な地質が分布している。</p> <p>実施区域には、重要な地形及び地質の分布はない。</p>

表 4.1-1(4) 自然的状況

項目	調査区域の概況
<p>動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況</p>	<p><b>1) 動物の生息状況、重要な種及び注目すべき生息地の状況</b>            調査区域及びその周辺における重要な動物種として、哺乳類 15 種、鳥類 126 種、両生類 12 種、爬虫類 8 種、魚類 65 種、クモ類・昆虫類 253 種、貝類 214 種、甲殻類その他 30 種が確認されている。調査区域では、重要な動物種として、カスミサンショウウオ、アカウミガメ、ハルゼミ等の生息が記録されており、その確認位置が特定されている。実施区域では、アカウミガメが確認されている。            また、調査区域における注目すべき生息地として、「第 5 回自然環境保全基礎調査 海辺調査」に自然海岸、「自然環境保全基礎調査 Web-GIS」に藻場、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に響灘南部がそれぞれ記載されている。            実施区域には、自然海岸、藻場、響灘南部の一部がある。</p> <p><b>2) 植物の生育の状況、重要な種及び群落の状況</b>            調査区域及びその周辺における重要な植物種として、オオバシナミズニラ、イワレンゲ、ツチグリ、コギシギシ、シチメンソウ、ウラギク等の 121 科 525 種が確認されている。調査区域には、重要な植物群落として「下関市環境基本計画」に指定されている彦島弟子待町中山龍神社叢、彦島福浦町金比羅神社社叢、六連島中心部の南側部、六連島西海岸部の 4 群落がある。また、クスノキ等の巨樹・巨木林、タブノキ等の保存樹が多数分布する。            実施区域には、彦島福浦町金比羅神社社叢がある。</p> <p><b>3) 生態系の状況</b>            調査区域における生態系は、生息・生育基盤の観点から「丘陵地・台地」、「低地・海岸」、「水域（海域・汽水域）」を中心とした 3 つの生態系に区分されると考えられる。            地域を特徴づける各生態系の注目種・群集の候補として、丘陵地・台地を中心とする生態系では上位性として猛禽類（ワシタカ類・フクロウ類）、テン又はキツネ、典型性としてシマヘビ、カラ類、シイカシ二次林、特殊性としてヒヨドリが挙げられる。低地・海岸を中心とする生態系では上位性としてハヤブサ、典型性としてセグロセキレイ、ニホンカナヘビ、イソガニ類が挙げられる。水域（海域・汽水域）を中心とする生態系では上位性としてミサゴ、スズキ、典型性としてマハゼ、コノシロが挙げられる。</p>
<p>景観及び人と自然との触れ合い活動の場の状況</p>	<p><b>1) 景観</b>            調査区域では、関門海峡並びにそれに面した地域における山並み等の自然環境、歴史や文化が薫る街並み及び人々の活動により構成される景観（関門景観）が形成されており、両岸の変化に富む水際線、その沿岸に連続する街並み、その背景として広がる緑豊かな山並みが、早い潮の流れと多くの船舶が行き交う海を介し、一体となって四季折々に表情を変える美しい景観を形づくっている。            調査区域には、主要な眺望点として荒田埠頭、老の山公園、ナイスビューパーク等の 18 箇所、景観資源として北九州国定公園、関門海峡、老の山の 3 箇所がある。            実施区域には、主要な眺望点として荒田埠頭、老の山公園の 2 箇所、景観資源として関門海峡と老の山公園の 2 箇所がある。            調査区域には、実施区域及び景観資源を視認できる箇所が複数ある。</p> <p><b>2) 人と自然との触れ合いの活動の場</b>            調査区域には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が 24 箇所ある。            実施区域には、日明・海峡釣り公園、ひこつとらんどマリナービーチ、老の山公園の 3 箇所がある。</p>
<p>一般環境中の放射性物質の状況</p>	<p><b>1) 空間放射線量率の状況</b>            調査区域には、空間放射線量率のモニタリングポストは設置されていない。            また、環境省が示している汚染状況重点調査地域の指定要件や除染実施計画を策定する地域の要件である 1 時間あたり 0.23 <math>\mu</math>Sv 以上の数値に該当している地点はない。</p>

表 4.1-2(1) 自然的状況の把握に用いた既存資料

項目	番号	資料名	発行年月 (0は申請承認年月)	発行元	
大気環境の状況	1. 気象 2. 大気質	1 気象統計情報	(令和3年5月)	気象庁ホームページ	
		2 平成28年度版 北九州市の環境 資料編	平成28年9月	北九州市環境局総務政策部総務課	
		3 平成29年度版 北九州市の環境 資料編	平成29年9月	北九州市環境局総務政策部総務課	
		4 平成30年度版 北九州市の環境 資料編	平成30年9月	北九州市環境局総務政策部総務課	
		5 令和元年度版 北九州市の環境 資料編	令和元年9月	北九州市環境局総務政策部総務課	
		6 令和2年度版 北九州市の環境 資料編	令和2年9月	北九州市環境局総務政策部総務課	
		7 平成28年版 山口県環境白書 参考資料集	平成28年10月	山口県環境生活部環境政策課	
		8 平成29年版 山口県環境白書 参考資料集	平成29年10月	山口県環境生活部環境政策課	
		9 平成30年版 山口県環境白書 参考資料集	平成30年10月	山口県環境生活部環境政策課	
		10 令和元年版 山口県環境白書 参考資料集	令和元年10月	山口県環境生活部環境政策課	
		11 令和2年版 山口県環境白書 参考資料集	令和2年10月	山口県環境生活部環境政策課	
		12 大気汚染状況の常時監視結果データの説明(環境基準について)	(令和3年5月)	国立研究開発法人 国立環境研究所	
		3. 騒音	13 令和2年度版 北九州市の環境 資料編	令和2年9月	北九州市環境局総務政策部総務課
	14 令和2年版 山口県環境白書 参考資料集	令和2年10月	山口県環境生活部環境政策課		
水環境の状況	1. 水象	15 北九州市の河川	(令和3年5月)	北九州市ホームページ	
		16 山口県の管理する河川一覧	(令和3年5月)	山口県ホームページ	
		17 福岡県北九州県土整備事務所管内図	令和3年4月	福岡県北九州県土整備事務所	
		18 下関市河川台帳(大坪川)	昭和58年3月	下関市建設部道路河川管理課	
		19 下関市河川台帳(塩田川)	昭和56年3月	下関市建設部道路河川管理課	
		20 下関市河川台帳(田中川)	昭和56年3月	下関市建設部道路河川管理課	
		21 第6234号 周防灘付近潮流図	平成18年3月	海上保安庁	
		22 北九州港港湾計画	令和3年3月	北九州市	
		23 令和元年度公共用水域水質測定結果(3)(北九州市内河川)	(令和3年5月)	福岡県ホームページ	
		24 令和2年版 山口県環境白書 参考資料集	令和2年10月	山口県環境生活部環境政策課	
	2. 水質	25 令和2年度版 北九州市の環境 資料編	令和2年9月	北九州市環境局総務政策部総務課	
		26 令和元年度公共用水域水質測定結果(1)(海域)	(令和3年5月)	福岡県ホームページ	
		27 令和2年度版 北九州市の環境 資料編	令和2年9月	北九州市環境局総務政策部総務課	
		28 令和元年度環境の現況	令和2年10月	北九州市環境局環境監視部環境監視課	
	3. 水底の底質	29 令和2年度版 北九州市の環境 資料編	令和2年9月	北九州市環境局総務政策部総務課	
		30 令和2年版 山口県環境白書 参考資料集	令和2年10月	山口県環境生活部環境政策課	
	4. その他	31 要措置区域、形質変更時届出区域の指定状況	(令和3年5月)	北九州市ホームページ	
		32 土壌汚染対策法に基づく指定区域について	(令和3年5月)	下関市ホームページ	
	土壌及び地盤の状況	1. 土壌	33 5万分の1都道府県土地分類基本調査(土壌図)小倉	昭和47年3月	福岡県
			34 令和元年度全国の地盤沈下地域の概況	令和3年3月	環境省水・大気環境局
		2. 地盤	35 5万分の1都道府県土地分類基本調査(地形分類図)小倉	昭和47年3月	福岡県
			36 5万分の1都道府県土地分類基本調査(表層地質図)小倉	昭和47年3月	福岡県
37 小倉東断層の長期評価			平成25年2月	地震調査研究推進本部地震調査委員会	
38 活断層詳細デジタルマップ 新編			平成30年3月	今泉俊文、宮内崇裕、堤浩之、中田高	
39 20万分の1日本シームレス地質図V2			(令和3年5月)	産総研地質調査総合センター	
4. 重要な地形・地質			40 すぐれた自然の調査(第1回自然環境保全基礎調査)すぐれた自然図	昭和51年	環境庁
			41 日本の地形レッドデータブック 第1集-危機にある地形-	平成12年12月	小泉武栄、青木賢人
42 日本の地形レッドデータブック 第2集-保存すべき地形-			平成14年3月	小泉武栄、青木賢人	
43 指定文化財	令和3年5月	北九州市ホームページ			
44 令和2年度教育要覧	令和2年10月	下関市教育委員会			
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	1. 動物	45 第1回自然環境保全基礎調査 すぐれた自然調査	昭和51年	環境庁	
		46 第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査	昭和54~56年	環境庁	
		47 第3回自然環境保全基礎調査 動物分布調査	昭和63年	環境庁	
		48 第4回自然環境保全基礎調査 動物分布調査	平成5年3月	環境庁自然保護局	
		49 第5回自然環境保全基礎調査 動物分布調査	平成14年3月	環境省自然保護局生物多様性センター	
		50 第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査	平成16年3月	環境省自然保護局生物多様性センター	
		51 鳥類繁殖分布調査	平成16年3月	環境省自然保護局生物多様性センター	
		52 海しる 海洋状況表示システム	(令和3年5月)	海上保安庁	
		53 海棲哺乳類ストランドリングデータベース	(令和3年5月)	国立科学博物館ホームページ	
		54 河川水辺の国勢調査 河川環境データベース	(令和3年5月)	国土交通省	
		55 モニタリングサイト1000	(令和3年5月)	環境省自然環境局生物多様性センターホームページ	
		56 ガンカモ類の生息調査	(令和3年5月)	環境省自然環境局生物多様性センターホームページ	
		57 シギ・チドリ類渡来滞日録	平成9年9月	環境庁自然保護局野生生物課	
		58 田んぼの生きもの調査	(令和3年5月)	農林水産省ホームページ	
		59 昆虫類の多様性保護のための重要地域 第1集	平成5年3月	日本昆虫学会自然保護委員会	
		60 福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブック2011-	平成23年11月	福岡県	
		61 福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブック2014-	平成26年8月	福岡県	
		62 レッドデータブックやまぐち2019	平成31年3月	山口県	
		63 福岡県生物誌 脊椎動物編	昭和49年2月	福岡県高等学校生物研究部会	
		64 福岡県産貝類目録	昭和44年11月	高橋五郎	
		65 福岡県の野鳥	昭和54年3月	福岡県水産林務部緑化推進課	
		66 福岡県の甲虫相	平成元年6月	高倉康男	
		67 福岡県産蛾類目録	昭和59年2月	北九州市立自然史博物館	
		68 北九州の淡水魚 エビ・カニ	平成15年3月	北九州自然史友の会 水生動物研究部会	
		69 糸川河川整備計画	平成25年4月	福岡県	
		70 山口県産貝類目録	昭和31年3月	山口県立山口博物館	
		71 指定文化財	(令和3年5月)	北九州市ホームページ	
		72 令和2年度教育要覧	令和2年10月	下関市教育委員会	
73 センシティブィーマップ(環境アセスメントデータベース)	令和3年5月	環境省			
74 鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引きについて(平成27年9月修正版)(平成27年9月、環境省)	平成27年9月	環境省			
75 平成21年度~平成28年度成果報告書 風力等自然エネルギー技術研究開発 洋上風力発電等技術研究開発 洋上風況観測システム実証研究(北九州市沖)(2/2)(平成29年3月、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)	平成29年3月	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構			
76 環境省レッドリスト2020の公表について	令和2年3月	環境省			
77 環境省版海洋生物レッドリストの公表について	平成29年3月	環境省			
78 山口県レッドリスト2018	平成30年3月	山口県			
79 令和2年度河川水辺の国勢調査生物リスト	令和2年11月	国土交通省			
80 第5回自然環境保全基礎調査 海辺調査	平成10年3月	環境庁自然保護局			
81 第4回自然環境保全基礎調査 海域生物環境調査	平成7年	環境庁			
82 生物多様性の観点から重要度の高い海域	(令和3年5月)	環境省ホームページ			

表 4.1-2(2) 自然的状況の把握に用いた既存資料

項目	番号	資料名	発行年月 ○はHP確認年月	発行元			
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	2. 植物	83	第1回自然環境保全基礎調査 すぐれた自然調査	昭和51年	環境庁		
		84	河川水辺の国勢調査 河川環境データベース	(令和3年5月)	国土交通省		
		85	福岡県の希少野生生物ー福岡県レッドデータブック2011ー	平成23年11月	福岡県		
		86	レッドデータブックやまぐち2019	平成31年3月	山口県		
		87	福岡県植物誌	昭和50年7月	福岡県高等学校生物研究部会		
		88	紫川水系の植物相	平成11年2月	歌と植物を語る会		
		89	紫川河川整備計画	平成25年4月	福岡県		
		90	山口県植物誌	昭和47年12月	山口県植物誌刊行会		
		91	指定文化財	(令和3年5月)	北九州市ホームページ		
		92	令和2年度教育要覧	令和2年10月	下関市教育委員会		
		93	第2回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査	昭和56年	環境庁		
		94	第3回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査	平成元年	環境庁		
		95	第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査	平成12年3月	環境庁自然保護局生物多様性センター		
		96	植物群落レッドデータブック(1996)	平成8年	(財) 日本自然保護協会		
		97	下関市環境基本計画	平成29年3月	下関市環境部環境政策課		
		98	第4回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査	平成7年	環境庁		
		99	第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林フォローアップ調査	平成13年	環境省		
		100	保存樹マップ	平成31年3月	北九州市建設局公園緑地部緑政課		
		101	第6-7回自然環境保全基礎調査 植生調査	平成11年～	環境庁		
		102	環境省レッドリスト2020の公表について	令和2年3月	環境省		
		103	福岡県の希少野生生物ー福岡県レッドデータブック2011ー	平成23年11月	福岡県		
		104	山口県レッドリスト2018	平成30年3月	山口県		
		105	国立・国定公園における植物の保護対策について (指定植物)	平成27年8月	環境省		
		106	令和2年度河川水辺の国勢調査生物リスト	令和2年11月	国土交通省		
		3. 生態系	3. 生態系	107	第6-7回自然環境保全基礎調査 植生調査	平成11年～	環境庁自然保護局生物多様性センター
				108	5万分の1都道府県土地分類基本調査 (地形分類図) 小倉	昭和47年3月	福岡県
				109	環境アセスメント技術ガイド 生態系	平成14年10月	財団法人自然環境研究センター
		景観及び人と自然との触れ合い活動の場の状況	1. 景観	110	公園情報	(令和3年5月)	北九州市ホームページ
				111	北九州市公園の本	平成29年2月	北九州市建設局公園緑地部
112	魅力が満載!北九州の自然 北九州市自然百選			平成20年	北九州市環境局		
113	しものせき情報マップ			(令和3年5月)	下関市ホームページ		
114	しものせき旅のコンシェルジュ 羨しも!			(令和3年5月)	下関市ホームページ		
115	下関市の都市公園			(令和3年5月)	下関市ホームページ		
116	彦島地区まちづくり協議会公式サイト			(令和3年5月)	彦島地区まちづくり協議会ホームページ		
117	福岡県自然公園区域図			平成18年3月	福岡県		
118	北九州国定公園			(令和3年5月)	福岡県ホームページ		
119	関門景観基本構想			平成14年4月	下関市・北九州市		
2. 人と自然との触れ合いの活動の場	2. 人と自然との触れ合いの活動の場			120	福岡県自然公園区域図	平成18年3月	福岡県
				121	北九州国定公園	(令和3年5月)	福岡県ホームページ
				122	自然を楽しむ	(令和3年5月)	北九州市ホームページ
				123	公園情報	(令和3年5月)	北九州市ホームページ
				124	北九州市公園の本	平成29年2月	北九州市建設局公園緑地部
				125	魅力が満載!北九州の自然 北九州市自然百選	平成20年	北九州市環境局
				126	第2次北九州市生物多様性戦略 (2015年度-2024年度)	平成28年3月	北九州市環境局環境監視部環境科学研究所
				127	山あるきガイドマップ	(令和3年5月)	門司区役所総務企画課
				128	海ナビ (海辺の見どころ情報など)	(令和3年5月)	北九州市港湾空港局ホームページ
			129	しものせき旅のコンシェルジュ 羨しも!	(令和3年5月)	下関市ホームページ	
一般環境中の放射線物質の状況	1. 空間放射線量率の状況		130	やまぐちの野鳥	(令和3年5月)	山口県ホームページ	
			131	彦島地区まちづくり協議会公式サイト	(令和3年5月)	彦島地区まちづくり協議会ホームページ	
			132	全国の空間放射線量率 (平成31年4月～令和2年3月)	令和3年3月	環境省	

#### 4.1.1 大気環境の状況

##### 1) 気象

調査区域では、気温、降水量等の調査が下関地方気象台において行われています。観測所位置は、図 4.1-1 に示すとおりです。実施区域には、気象観測所は存在していません。

調査区域における過去 10 年間の気象状況は、表 4.1-3 に示すとおりです。

表 4.1-3 過去 10 年間の気象概況（下関地方気象台）

年	年平均気温(°C)	年降水量(mm)	最多風向	年平均風速 (m/s)
平成 23 年	16.7	1,921.5	東)	3.1
平成 24 年	16.6	1,667.0	東南東)	3.2
平成 25 年	17.2	1,736.0	東南東)	3.2
平成 26 年	16.6	1,678.0	東)	3.0
平成 27 年	17.0	1,673.5	東)	3.0
平成 28 年	17.7	2,064.5	東)	2.9
平成 29 年	17.2	1,508.5	東)	3.1
平成 30 年	17.2	1,563.0	東)	3.0
平成 31 (令和元) 年	17.6	1,607.0	東)	2.9
令和 2 年	17.4	1,958.0	東)	3.0
平均	17.1	1,737.7	-	3.0

注) 値欄の記号

) : 統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値(資料が欠けていない)と同等に扱う(準正常値)。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なるが、全体数の 80% を基準とする。

出典: 「気象統計情報」(令和 3 年 5 月、気象庁ホームページ)

##### (1) 気温及び降水量

下関地方気象台における令和 2 年の降水量・平均気温観測結果は、表 4.1-4 に示すとおりです。下関地方気象台における年平均気温は 17.4°C、年降水量は 1,958.0mm となっています。

表 4.1-4 降水量・平均気温観測結果（下関地方気象台）

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計(降水量) 平均(気温)
降水量 (mm)	161.0	71.0	208.5	90.5	125.0	309.0	601.0	57.0	207.5	58.5	23.5	45.5	1,958.0
平均気温 (°C)	9.5	9.2	11.7	13.5	19.4	23.5	24.7	29.2	24.5	19.5	15.4	8.8	17.4

出典: 「気象統計情報」(令和 3 年 5 月、気象庁ホームページ)

##### (2) 風向・風速

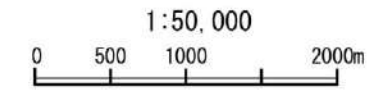
下関地方気象台における令和 2 年の風向・風速観測結果は、表 4.1-5 に示すとおりです。下関地方気象台における年最多風向は東、年平均風速は 3.0m/s となっています。

表 4.1-5 風向・風速観測結果（下関地方気象台）

平均風速 (m/s)	出現回数																
	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	N	静穏
3.0	315	319	376	1740	1412	208	81	134	243	353	438	570	813	903	520	341	17

出典: 「気象統計情報」(令和 3 年 5 月、気象庁ホームページ)





記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界

凡例

- 気象観測所
- A: 下関地方気象台

出典：気象統計情報（令和3年5月、気象庁ホームページ）

図 4.1-1 気象観測所位置

## 2) 大気質

調査区域では、北九州市においては一般環境大気測定局4局、自動車排出ガス測定局1局、下関市においては一般環境大気測定局1局で大気質の調査が行われています。測定項目は表4.1-6に、調査地点位置は図4.1-2に示すとおりです。

実施区域には、一般環境大気測定局の彦島が存在しています。

表 4.1-6 大気汚染常時監視測定局の測定項目（平成27年度～令和元年度）

市	区分	番号	測定局名	所在地	測定項目						
					二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	ダイオキシン類
北九州市	一般環境大気測定局	1	門司	門司区大里原町 12-12 大里出張所	○	○		○*	○		
		2	北九州	小倉北区堀二丁目 7-1	○	○	○	○	○	○	
		3	小倉	小倉北区大門一丁目 6-48 ホームレス自立支援センター	○*	○		○*	○		
		4	戸畑	戸畑区新池一丁目 2-1 保健環境研究所	○	○		○	○	○	
	自動車排出ガス測定局	1	三萩野	小倉北区三萩野一丁目 三萩野交差点		○	○*	○			
下関市	一般環境大気測定局	5	彦島	彦島迫町五丁目 13-21 西山小学校	○	○		○	○	○	

※) 令和元年は測定されていない。

注) 表中の番号は図4.1-2に対応。

出典：「令和2年度版 北九州市の環境 資料編」（令和2年9月、北九州市環境局総務政策部総務課）

「令和2年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和2年10月、山口県環境生活部環境政策課）

(1) 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

二酸化硫黄の平成 27 年度～令和元年度の測定結果及び環境基準達成状況は、表 4.1-7 に示すとおりです。長期的評価、短期的評価のいずれも、全ての測定局で環境基準を達成しています。

表 4.1-7(1) 二酸化硫黄 過去 5 年間の測定結果及び環境基準達成状況 (北九州市)

区分	番号	測定局名	測定年度	年平均値	短期的評価					長期的評価			環境基準 適否
					1時間値が 0.1ppmを 超えた 時間数と その割合		日平均値が 0.04ppmを 越えた 日数と割合		1時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppmを 超えた日が 2日以上連続 したことの有無	環境基準の 長期評価による 日平均値が 0.04ppmを 越えた日数	
					ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	有×・無○	
一般環境 大気測定局	1	門司	平成 27 年	0.003	0	0.0	0	0.0	0.043	0.009	○	0	○
			平成 28 年	0.003	0	0.0	0	0.0	0.025	0.007	○	0	○
			平成 29 年	0.003	0	0.0	0	0.0	0.027	0.008	○	0	○
			平成 30 年	0.003	0	0.0	0	0.0	0.026	0.010	○	0	○
			令和元年	0.003	0	0.0	0	0.0	0.024	0.007	○	0	○
	2	北九州	平成 27 年	0.002	0	0.0	0	0.0	0.035	0.006	○	0	○
			平成 28 年	0.002	0	0.0	0	0.0	0.023	0.005	○	0	○
			平成 29 年	0.002	0	0.0	0	0.0	0.022	0.005	○	0	○
			平成 30 年	0.002	0	0.0	0	0.0	0.031	0.006	○	0	○
			令和元年	0.002	0	0.0	0	0.0	0.021	0.005	○	0	○
	3	小倉	平成 27 年	0.003	0	0.0	0	0.0	0.036	0.009	○	0	○
			平成 28 年	0.003	0	0.0	0	0.0	0.034	0.007	○	0	○
			平成 29 年	0.003	0	0.0	0	0.0	0.022	0.007	○	0	○
			平成 30 年	0.003	0	0.0	0	0.0	0.037	0.009	○	0	○
			令和元年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4	戸畑	平成 27 年	0.001	0	0.0	0	0.0	0.019	0.004	○	0	○
			平成 28 年	0.001	0	0.0	0	0.0	0.025	0.004	○	0	○
			平成 29 年	0.002	0	0.0	0	0.0	0.033	0.005	○	0	○
			平成 30 年	0.001	0	0.0	0	0.0	0.025	0.005	○	0	○
			令和元年	0.001	0	0.0	0	0.0	0.018	0.005	○	0	○

注) 表中の番号は図 4.1-2 に対応。

【環境基準】

1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

【評価方法 (長期的評価)】

1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2% の範囲にある測定値を除外した後の最高値 (1 日平均値の年間 2% 除外値) を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が 2 日間以上連続した場合には非達成と評価する。

【評価方法 (短期的評価)】

測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値もしくは 8 時間平均値又は各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。

出典：「平成 28 年度版 北九州市の環境 資料編」(平成 28 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課)

「平成 29 年度版 北九州市の環境 資料編」(平成 29 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課)

「平成 30 年度版 北九州市の環境 資料編」(平成 30 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課)

「令和元年度版 北九州市の環境 資料編」(令和元年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課)

「令和 2 年度版 北九州市の環境 資料編」(令和 2 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課)

「大気汚染状況の常時監視結果データの説明 (環境基準について)」(令和 3 年 5 月、国立研究開発法人 国立環境研究所)

表 4.1-7(2) 二酸化硫黄 過去5年間の測定結果及び環境基準達成状況(下関市)

区分	番号	測定局名	測定年度	年平均値	短期的評価					長期的評価			環境基準 適否	
					1時間値が 0.1ppmを 超えた 時間数と その割合			日平均値が 0.04ppmを 越えた 日数と割合		1時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppmを 超えた日が 2日以上連続 したことの有無		環境基準の 長期評価による 日平均値が 0.04ppmを 越えた日数
					ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	有×・無○		日
一般 環境 大気 測定 局	5	彦島	平成27年	0.004	0	0.0	0	0.0	0.059	0.009	○	0	○	
			平成28年	0.004	0	0.0	0	0.0	0.056	0.008	○	0	○	
			平成29年	0.004	0	0.0	0	0.0	0.065	0.011	○	0	○	
			平成30年	0.004	0	0.0	0	0.0	0.051	0.010	○	0	○	
			令和元年	0.003	0	0.0	0	0.0	0.061	0.009	○	0	○	

注) 表中の番号は図 4.1-2 に対応。

【環境基準】

1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

【評価方法(長期的評価)】

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日間以上連続した場合には非達成と評価する。

【評価方法(短期的評価)】

測定を行った日についての1時間値の1日平均値もしくは8時間平均値又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

出典:「平成28年版 山口県環境白書 参考資料集」(平成28年10月、山口県環境生活部環境政策課)

「平成29年版 山口県環境白書 参考資料集」(平成29年10月、山口県環境生活部環境政策課)

「平成30年版 山口県環境白書 参考資料集」(平成30年10月、山口県環境生活部環境政策課)

「令和元年版 山口県環境白書 参考資料集」(令和元年10月、山口県環境生活部環境政策課)

「令和2年版 山口県環境白書 参考資料集」(令和2年10月、山口県環境生活部環境政策課)

「大気汚染状況の常時監視結果データの説明(環境基準について)」(令和3年5月、国立研究開発法人 国立環境研究所)

(2) 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

二酸化窒素の平成 27 年度～令和元年度の測定結果及び環境基準達成状況は、表 4.1-8 に示すとおりです。長期的評価について、全ての測定局で環境基準を達成しています。

表 4.1-8(1) 二酸化窒素 過去 5 年間の測定結果及び環境基準達成状況 (北九州市)

区分	番号	測定局名	測定年度	年平均値	1 時間値 の最高値	1 時間値が 0.2ppm を越えた 時間数と割合		1 時間値が 0.1ppm 以上 0.2ppm 以下の 時間数と割合		日平均値が 0.06ppm を越え た日数と割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の 日数と割合		日平均値 の 98% 値	環境基準の 98% 評価値によ る日平均値が 0.06ppm を 越えた日数	環境 基準 適否
				ppm	ppm	時間	%	時間	%	日	%	日	%	ppm	日	適○ 否×
一般環境 大気測定局	1	門司	平成 27 年	0.014	0.064	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.028	0	○
			平成 28 年	0.014	0.051	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.026	0	○
			平成 29 年	0.014	0.061	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.031	0	○
			平成 30 年	0.013	0.058	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.027	0	○
			令和元年	0.013	0.065	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.032	0	○
	2	北九州	平成 27 年	0.016	0.083	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.029	0	○
			平成 28 年	0.015	0.065	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.027	0	○
			平成 29 年	0.014	0.057	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.031	0	○
			平成 30 年	0.014	0.072	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.027	0	○
			令和元年	0.013	0.058	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.024	0	○
	3	小倉	平成 27 年	0.018	0.078	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.032	0	○
			平成 28 年	0.010	0.070	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.026	0	○
			平成 29 年	0.012	0.057	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.030	0	○
			平成 30 年	0.015	0.090	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.029	0	○
			令和元年	0.014	0.064	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.026	0	○
	4	戸畑	平成 27 年	0.020	0.078	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.5	0.036	0	○
平成 28 年			0.017	0.063	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.030	0	○	
平成 29 年			0.016	0.060	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.031	0	○	
平成 30 年			0.015	0.061	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.028	0	○	
令和元年			0.014	0.061	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.026	0	○	
自動車 排出ガス 測定局	1	三萩野	平成 27 年	0.021	0.078	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.035	0	○
			平成 28 年	0.013	0.050	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.028	0	○
			平成 29 年	0.009	0.066	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	1.4	0.035	0	○
			平成 30 年	0.021	0.081	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	1.7	0.039	0	○
			令和元年	0.019	0.079	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.031	0	○

注) 表中の番号は図 4.1-2 に対応。

【環境基準】

1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

【評価方法 (長期的評価)】

1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低い方から数えて 98% 目 (1 日平均値の年間 98% 値) を環境基準と比較して評価を行う。

出典: 「平成 28 年度版 北九州市の環境 資料編」(平成 28 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課)

「平成 29 年度版 北九州市の環境 資料編」(平成 29 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課)

「平成 30 年度版 北九州市の環境 資料編」(平成 30 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課)

「令和元年度版 北九州市の環境 資料編」(令和元年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課)

「令和 2 年度版 北九州市の環境 資料編」(令和 2 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課)

「大気汚染状況の常時監視結果データの説明 (環境基準について)」(令和 3 年 5 月、国立研究開発法人 国立環境研究所)

表 4.1-8(2) 二酸化窒素 過去5年間の測定結果及び環境基準達成状況（下関市）

区分	番号	測定局名	測定年度	年平均値	1時間値の最高値		1時間値が0.2ppmを越えた時間数と割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数と割合		日平均値が0.06ppmを越えた日数と割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数と割合		日平均値の98%値	環境基準の98%評価値による日平均値が0.06ppmを越えた日数	環境基準適否
				ppm	ppm	時間	%	時間	%	日	%	日	%	ppm	日	適○ 否×	
一般環境 大気 測定局	5	彦島	平成27年	0.013	0.070	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.028	0	○
			平成28年	0.012	0.063	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.026	0	○
			平成29年	0.014	0.070	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.033	0	○
			平成30年	0.013	0.078	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.026	0	○
			令和元年	0.013	0.085	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.026	0	○

注) 表中の番号は図 4.1-2 に対応。

【環境基準】

1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

【評価方法（長期的評価）】

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目（1日平均値の年間98%値）を環境基準と比較して評価を行う。

出典：「平成28年版 山口県環境白書 参考資料集」（平成28年10月、山口県環境生活部環境政策課）

「平成29年版 山口県環境白書 参考資料集」（平成29年10月、山口県環境生活部環境政策課）

「平成30年版 山口県環境白書 参考資料集」（平成30年10月、山口県環境生活部環境政策課）

「令和元年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和元年10月、山口県環境生活部環境政策課）

「令和2年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和2年10月、山口県環境生活部環境政策課）

「大気汚染状況の常時監視結果データの説明（環境基準について）」（令和3年5月、国立研究開発法人 国立環境研究所）

### (3) 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素の平成 27 年度～令和元年度の測定結果及び環境基準達成状況は、表 4.1-9 に示すとおりです。長期的評価、短期的評価のいずれも、全ての測定局で環境基準を達成しています。

表 4.1-9 一酸化炭素 過去 5 年間の測定結果及び環境基準達成状況（北九州市）

区分	番号	測定局名	測定年度	年平均値	短期的評価						長期的評価				環境基準適否
					8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値が30ppm以上となったことがある日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期評価による日平均値が10ppmを越えた日数	
					ppm	回数	%	日	%	日					
一般環境 大気 測定局	2	北九州	平成 27 年	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.7	0.5	○	0	○
			平成 28 年	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.6	0.5	○	0	○
			平成 29 年	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.8	0.5	○	0	○
			平成 30 年	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.7	0.6	○	0	○
			令和元年	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.8	0.6	○	0	○
自動車 排出ガス 測定局	1	三萩野	平成 27 年	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.7	0.7	○	0	○
			平成 28 年	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5.2	0.7	○	0	○
			平成 29 年	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3.7	0.7	○	0	○
			平成 30 年	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.7	0.6	○	0	○
			令和元年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注) 表中の番号は図 4.1-2 に対応。

#### 【環境基準】

1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。

#### 【評価方法（長期的評価）】

1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2% の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1 日平均値の年間 2% 除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が 2 日間以上連続した場合には非達成と評価する。

#### 【評価方法（短期的評価）】

測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値もしくは 8 時間平均値又は各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。

出典：「平成 28 年度版 北九州市の環境 資料編」（平成 28 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課）

「平成 29 年度版 北九州市の環境 資料編」（平成 29 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課）

「平成 30 年度版 北九州市の環境 資料編」（平成 30 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課）

「令和元年度版 北九州市の環境 資料編」（令和元年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課）

「令和 2 年度版 北九州市の環境 資料編」（令和 2 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課）

「大気汚染状況の常時監視結果データの説明（環境基準について）」（令和 3 年 5 月、国立研究開発法人 国立環境研究所）

(4) 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質の平成 27 年度～令和元年度の測定結果及び環境基準達成状況は、表 4.1-10 に示すとおりです。長期的評価では、全ての測定局で環境基準を達成しています。短期的評価では、平成 27 年度においては、測定された 6 局のうち環境基準を超過した測定局が 1 局、平成 29 年度においては、測定された 6 局のうち環境基準を超過した測定局が 4 局ありますが、平成 28 年度、平成 30 年度、令和元年度においては、測定された全ての測定局で環境基準を達成しています。

表 4.1-10(1) 浮遊粒子状物質 過去 5 年間の測定結果及び環境基準達成状況 (北九州市)

区分	番号	測定局名	測定年度	年平均値	短期的評価					長期的評価				環境基準適否
					1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を越えた時間数と割合		日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を越えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を越えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期評価による日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を越えた日数		
					mg/m <sup>3</sup>	時間	%	日	%	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	有×・無○	日	
一般環境 大気測定局	1	門司	平成 27 年	0.018	0	0.0	0	0.0	0.106	0.047	○	0	○	
			平成 28 年	0.020	0	0.0	0	0.0	0.084	0.038	○	0	○	
			平成 29 年	0.023	0	0.0	1	0.3	0.139	0.050	○	0	× (短期)	
			平成 30 年	0.023	0	0.0	0	0.0	0.101	0.051	○	0	○	
			令和元年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2	北九州	平成 27 年	0.024	0	0.0	0	0.0	0.136	0.056	○	0	○	
			平成 28 年	0.023	0	0.0	0	0.0	0.135	0.050	○	0	○	
			平成 29 年	0.023	0	0.0	0	0.0	0.140	0.050	○	0	○	
			平成 30 年	0.021	0	0.0	0	0.0	0.146	0.047	○	0	○	
			令和元年	0.018	0	0.0	0	0.0	0.134	0.042	○	0	○	
	3	小倉	平成 27 年	0.026	0	0.0	0	0.0	0.097	0.052	○	0	○	
			平成 28 年	0.026	0	0.0	0	0.0	0.118	0.048	○	0	○	
			平成 29 年	0.026	0	0.0	1	0.3	0.133	0.052	○	0	× (短期)	
			平成 30 年	0.025	0	0.0	0	0.0	0.131	0.052	○	0	○	
			令和元年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4	戸畑	平成 27 年	0.023	0	0.0	0	0.0	0.136	0.053	○	0	○	
			平成 28 年	0.022	0	0.0	0	0.0	0.186	0.047	○	0	○	
			平成 29 年	0.022	0	0.0	1	0.3	0.146	0.046	○	0	× (短期)	
			平成 30 年	0.021	0	0.0	0	0.0	0.138	0.046	○	0	○	
			令和元年	0.019	0	0.0	0	0.0	0.096	0.041	○	0	○	
自動車 排出ガス 測定局	1	三萩野	平成 27 年	0.021	0	0.0	0	0.0	0.127	0.051	○	0	○	
			平成 28 年	0.020	0	0.0	0	0.0	0.113	0.044	○	0	○	
			平成 29 年	0.019	0	0.0	0	0.0	0.109	0.045	○	0	○	
			平成 30 年	0.020	0	0.0	0	0.0	0.113	0.041	○	0	○	
			令和元年	0.018	0	0.0	0	0.0	0.107	0.037	○	0	○	

注) 表中の番号は図 4.1-2 に対応。

【環境基準】

1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m<sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m<sup>3</sup> 以下であること。

【評価方法 (長期的評価)】

1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2% の範囲にある測定値を除外した後の最高値 (1 日平均値の年間 2% 除外値) を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が 2 日間以上連続した場合には非達成と評価する。

【評価方法 (短期的評価)】

測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値もしくは 8 時間平均値又は各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。

出典：「平成 28 年度版 北九州市の環境 資料編」(平成 28 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課)

「平成 29 年度版 北九州市の環境 資料編」(平成 29 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課)

「平成 30 年度版 北九州市の環境 資料編」(平成 30 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課)

「令和元年度版 北九州市の環境 資料編」(令和元年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課)

「令和 2 年度版 北九州市の環境 資料編」(令和 2 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課)

「大気汚染状況の常時監視結果データの説明 (環境基準について)」(令和 3 年 5 月、国立研究開発法人 国立環境研究所)



表 4.1-10(2) 浮遊粒子状物質 過去5年間の測定結果及び環境基準達成状況（下関市）

区分	番号	測定局名	測定年度	年平均値	短期的評価					長期的評価			環境基準 適否
					1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を越えた 時間数と割合		日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を越えた 日数とその割合		1時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を 越えた日が 2日以上連続 したことの有無	環境基準の 長期評価による 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を 越えた日数	
					mg/m <sup>3</sup>	時間	%	日	%	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	有×・無○	
一般 環境 大気 測定局	5	彦島	平成27年	0.020	2	0.0	0	0.0	0.214	0.047	○	0	×(短期)
			平成28年	0.019	0	0.0	0	0.0	0.157	0.043	○	0	○
			平成29年	0.019	1	0.0	0	0.0	0.232	0.047	○	0	×(短期)
			平成30年	0.019	0	0.0	0	0.0	0.109	0.043	○	0	○
			令和元年	0.017	0	0.0	0	0.0	0.117	0.036	○	0	○

注) 表中の番号は図 4.1-2 に対応。

【環境基準】

1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

【評価方法（長期的評価）】

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日間以上連続した場合には非達成と評価する。

【評価方法（短期的評価）】

測定を行った日についての1時間値の1日平均値もしくは8時間平均値又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

出典：「平成28年版 山口県環境白書 参考資料集」（平成28年10月、山口県環境生活部環境政策課）

「平成29年版 山口県環境白書 参考資料集」（平成29年10月、山口県環境生活部環境政策課）

「平成30年版 山口県環境白書 参考資料集」（平成30年10月、山口県環境生活部環境政策課）

「令和元年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和元年10月、山口県環境生活部環境政策課）

「令和2年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和2年10月、山口県環境生活部環境政策課）

「大気汚染状況の常時監視結果データの説明（環境基準について）」（令和3年5月、国立研究開発法人 国立環境研究所）

(5) 光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダントの平成 27 年度～令和元年度の測定結果及び環境基準達成状況は、表 4.1-11 に示すとおりです。短期的評価について、全ての測定局で環境基準を超過しています。

表 4.1-11(1) 光化学オキシダント 過去 5 年間の測定結果及び環境基準達成状況 (北九州市)

区分	番号	測定局名	測定年度	昼間の 1 時間値の 年平均値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた 日数と時間数		昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の 日数と時間数		昼間の 1 時間値の 最高値	昼間の日最高 1 時間値の 年平均値	環境基準 適否
				ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm	適○否×
一般環境 大気測定局	1	門司	平成 27 年	0.035	76	340	0	0	0.094	0.048	×
			平成 28 年	0.036	75	342	0	0	0.096	0.050	×
			平成 29 年	0.035	74	381	0	0	0.100	0.048	×
			平成 30 年	0.033	53	211	0	0	0.088	0.047	×
			令和元年	0.033	47	210	0	0	0.116	0.045	×
	2	北九州	平成 27 年	0.032	58	309	0	0	0.103	0.047	×
			平成 28 年	0.029	41	178	0	0	0.087	0.042	×
			平成 29 年	0.034	78	458	0	0	0.103	0.048	×
			平成 30 年	0.032	58	281	0	0	0.091	0.046	×
			令和元年	0.032	56	305	1	1	0.122	0.046	×
	3	小倉	平成 27 年	0.030	57	236	0	0	0.097	0.045	×
			平成 28 年	0.029	49	218	0	0	0.094	0.043	×
			平成 29 年	0.031	61	338	0	0	0.100	0.044	×
			平成 30 年	0.030	52	216	0	0	0.097	0.045	×
			令和元年	0.030	35	187	0	0	0.114	0.043	×
	4	戸畑	平成 27 年	0.029	41	225	0	0	0.090	0.042	×
			平成 28 年	0.030	49	235	0	0	0.097	0.044	×
			平成 29 年	0.034	81	551	0	0	0.111	0.047	×
			平成 30 年	0.030	52	253	0	0	0.093	0.044	×
			令和元年	0.030	45	285	2	6	0.127	0.043	×

注 1) 表中の番号は図 4.1-2 に対応。

注 2) 昼間とは 5 時から 20 時までの時間帯をいう。

注 3) 「昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上」は、「大気汚染防止法」(昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号、最終改正：令和 2 年 6 月 5 日法律第 39 号) 第 23 条第 1 項に規定する緊急時の措置の基準。

【環境基準】

1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

【評価方法 (短期的評価)】

1 時間値の年間最高値を環境基準と比較して評価を行う。

出典：「平成 28 年度版 北九州市の環境 資料編」(平成 28 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課)

「平成 29 年度版 北九州市の環境 資料編」(平成 29 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課)

「平成 30 年度版 北九州市の環境 資料編」(平成 30 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課)

「令和元年度版 北九州市の環境 資料編」(令和元年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課)

「令和 2 年度版 北九州市の環境 資料編」(令和 2 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課)

「大気汚染状況の常時監視結果データの説明 (環境基準について)」(令和 3 年 5 月、国立研究開発法人 国立環境研究所)

表 4.1-11(2) 光化学オキシダント 過去5年間の測定結果及び環境基準達成状況(下関市)

区分	番号	測定局名	測定年度	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	環境基準適否
				ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm	適○否×
一般環境 大気 測定局	5	彦島	平成27年	0.033	53	261	0	0	0.085	0.046	×
			平成28年	0.034	67	330	0	0	0.104	0.048	×
			平成29年	0.034	73	372	0	0	0.100	0.048	×
			平成30年	0.034	49	218	0	0	0.091	0.046	×
			令和元年	0.031	58	306	1	1	0.133	0.044	×

注1) 表中の番号は図 4.1-2 に対応。

注2) 昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。

注3) 「昼間の1時間値が0.12ppm以上」は、「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日法律第97号、最終改正：令和2年6月5日法律第39号)第23条第1項に規定する緊急時の措置の基準。

【環境基準】

1時間値が0.06ppm以下であること。

【評価方法(短期的評価)】

1時間値の年間最高値を環境基準と比較して評価を行う。

出典：「平成28年版 山口県環境白書 参考資料集」(平成28年10月、山口県環境生活部環境政策課)

「平成29年版 山口県環境白書 参考資料集」(平成29年10月、山口県環境生活部環境政策課)

「平成30年版 山口県環境白書 参考資料集」(平成30年10月、山口県環境生活部環境政策課)

「令和元年版 山口県環境白書 参考資料集」(令和元年10月、山口県環境生活部環境政策課)

「令和2年版 山口県環境白書 参考資料集」(令和2年10月、山口県環境生活部環境政策課)

「大気汚染状況の常時監視結果データの説明(環境基準について)」(令和3年5月、国立研究開発法人 国立環境研究所)

(6) 微小粒子状物質(PM2.5)

微小粒子状物質の平成27年度～令和元年度の測定結果及び環境基準達成状況は、表4.1-12に示すとおりです。測定された3局のうち、平成27～30年においては、全ての測定局で環境基準を超過していますが、令和元年度は全ての測定局で環境基準を達成しています。

表 4.1-12(1) 微小粒子状物質 過去5年間の測定結果及び環境基準達成状況（北九州市）

区分	番号	測定局名	測定年度	長期的評価				環境基準 適否
				長期基準	短期基準			
				年平均値	日平均値の 年間98%値	環境基準の日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数とその割合		適○否×
				$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%	
一般環境 大気測定局	2	北九州	平成27年	22.5	48.8	41	11.4	×
			平成28年	22.6	42.7	34	9.4	×
			平成29年	20.5	42.4	26	7.2	×
			平成30年	15.7	37.4	12	3.3	×
			令和元年	12.3	26.6	0	0.0	○
	4	戸畑	平成27年	17.6	39.4	16	4.4	×
			平成28年	17.4	32.4	2	0.6	×
			平成29年	16.5	38.0	11	3.0	×
			平成30年	15.3	35.1	8	2.2	×
			令和元年	13.8	30.3	0	0.0	○

注) 表中の番号は図4.1-2に対応。

【環境基準】

1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

【評価方法（長期的評価）】

長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として測定結果の1年平均値について評価を行うものとする。

短期基準に対応した環境基準達成状況は、短期基準が健康リスクの上昇や統計学的な安定性を考慮して年間98パーセンタイル値を超える高濃度領域の濃度出現を減少させるために設定されることを踏まえ、長期的評価としての測定結果の年間98パーセンタイル値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。

測定局における測定結果（1年間平均値及び98パーセンタイル値）を踏まえた環境基準達成状況については、長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。

ただし、年間の総有効測定日数が250日に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしないものとする。

出典：「平成28年度版 北九州市の環境 資料編」（平成28年9月、北九州市環境局総務政策部総務課）

「平成29年度版 北九州市の環境 資料編」（平成29年9月、北九州市環境局総務政策部総務課）

「平成30年度版 北九州市の環境 資料編」（平成30年9月、北九州市環境局総務政策部総務課）

「令和元年度版 北九州市の環境 資料編」（令和元年9月、北九州市環境局総務政策部総務課）

「令和2年度版 北九州市の環境 資料編」（令和2年9月、北九州市環境局総務政策部総務課）

「大気汚染状況の常時監視結果データの説明（環境基準について）」（令和3年5月、国立研究開発法人 国立環境研究所）

表 4.1-12(2) 微小粒子状物質 過去5年間の測定結果及び環境基準達成状況（下関市）

区分	番号	測定局名	測定年度	長期的評価				環境基準 適否
				長期基準	短期基準			
				年平均値	日平均値の 年間98%値	環境基準の日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数とその割合		
				$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%	
一般環境 大気測定局	5	彦島	平成27年	16.9	37.8	13	3.6	×
			平成28年	16.7	32.6	3	0.8	×
			平成29年	15.6	36.7	11	3.0	×
			平成30年	14.7	35.1	8	2.2	×
			令和元年	12.5	29.8	0	0.0	○

注) 表中の番号は図 4.1-2 に対応。

【環境基準】

1年平均値が15  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

【評価方法（長期的評価）】

長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として測定結果の1年平均値について評価を行うものとする。

短期基準に対応した環境基準達成状況は、短期基準が健康リスクの上昇や統計学的な安定性を考慮して年間98パーセンタイル値を超える高濃度領域の濃度出現を減少させるために設定されることを踏まえ、長期的評価としての測定結果の年間98パーセンタイル値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。

測定局における測定結果（1年間平均値及び98パーセンタイル値）を踏まえた環境基準達成状況については、長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。

ただし、年間の総有効測定日数が250日に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしないものとする。

出典：「平成28年版 山口県環境白書 参考資料集」（平成28年10月、山口県環境生活部環境政策課）

「平成29年版 山口県環境白書 参考資料集」（平成29年10月、山口県環境生活部環境政策課）

「平成30年版 山口県環境白書 参考資料集」（平成30年10月、山口県環境生活部環境政策課）

「令和元年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和元年10月、山口県環境生活部環境政策課）

「令和2年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和2年10月、山口県環境生活部環境政策課）

「大気汚染状況の常時監視結果データの説明（環境基準について）」（令和3年5月、国立研究開発法人 国立環境研究所）

(7) ダイオキシン類

調査区域では、大気質のダイオキシン類に係る公表資料はありません。



1:50,000  
0 500 1000 2000m

記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界

凡例

- 一般環境大気測定局  
1: 門司測定局  
2: 北九州測定局  
3: 小倉測定局  
4: 戸畑測定局  
5: 彦島測定局
- ▲ 自動車排出ガス測定局  
1: 三萩野測定局

出典：令和2年度版 北九州市の環境 資料編（令和2年9月、北九州市環境局総務政策部総務課）  
令和2年版 山口県環境白書 参考資料集（令和2年10月、山口県環境生活部環境政策課）

図 4.1-2 大気質測定局位置図

### 3) 騒音

#### (1) 一般環境騒音

調査区域では、一般環境騒音に係る公表資料はありません。

#### (2) 道路交通騒音

令和元年度の道路交通騒音の調査結果及び環境基準達成状況は表 4.1-13 に、測定地点位置は図 4.1-3 に示すとおりです。

調査区域では、測定地点 39 地点のうち 33 地点で環境基準を達成しています。

実施区域では、小倉北区日明一丁目 10 の主要市道愛宕中井口 1 号線外(日明渡船場線(日明工区))で調査が行われており、環境基準を達成しています。

表 4.1-13(1) 自動車交通騒音の環境基準達成状況 (北九州市)

[単位: dB]

番号	測定地点	環境基準 類型	道路	等価騒音 レベル		環境基準 達成状況		測定機関
				昼間	夜間	昼間	夜間	
1	戸畑区福柳木一丁目	B	一般国道 3 号	75	73	×	×	北九州市
2	門司区大里本町二丁目	C	一般国道 199 号	72	70	×	×	北九州市
3	戸畑区西鞆ヶ谷町	B	主要県道曾根鞆ヶ谷線	64	56	○	○	北九州市
4	小倉北区足立三丁目	A	一般県道湯川赤坂線	63	55	○	○	北九州市
5	小倉北区上到津四丁目	C	主要県道大蔵到津線	66	59	○	○	北九州市
6	小倉北区江南町	C	一般国道 3 号	67	64	○	○	北九州市
7	門司区松原一丁目	C	一般国道 199 号	72	69	×	×	北九州市
8	小倉北区熊本一丁目	C	一般県道城野砂津線	67	62	○	○	北九州市
9	小倉北区東篠崎一丁目 4	C	黄金片野 1 号線	67	63	○	○	北九州市
10	門司区羽山一丁目 1	C	一般国道 3 号	67	60	○	○	北九州市
11	小倉北区木町三丁目 3	C	一般国道 3 号	58	54	○	○	北九州市
12	戸畑区三六町 17	C	一般国道 199 号	73	68	×	×	北九州市
13	小倉北区室町二丁目 10	C	一般国道 199 号	68	63	○	○	北九州市
14	小倉北区中島一丁目 2	C	長行田町線	64	60	○	○	北九州市
15	門司区柳町一丁目 12	C	新門司港大里線	68	64	○	○	北九州市
16	小倉北区上到津二丁目 3	C	堅町到津線	68	62	○	○	北九州市

注 1) 表中の番号は図 4.1-3 に対応。

注 2) 昼間: 6 時~22 時、夜間: 22 時~6 時

注 3) 道路交通騒音における環境基準類型と基準値との関係は以下のとおりである。

道路に面する地域、A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域

昼間: 60dB 以下、夜間: 55dB 以下

B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域

昼間: 65dB 以下、夜間: 60dB 以下

なお、幹線交通を担う道路に近接する空間については、環境基準類型にかかわらず、基準値は昼間: 70dB 以下、夜間 65dB 以下とする。

出典: 「令和 2 年度版 北九州市の環境 資料編」(令和 2 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課)

表 4.1-13(2) 自動車交通騒音の環境基準達成状況（北九州市）

[単位：dB]

番号	測定地点	環境基準 類型	道路	等価騒音 レベル		環境基準 達成状況		測定機関
				昼間	夜間	昼間	夜間	
17	小倉北区篠崎一丁目	C	一般市道 弁天町東篠崎 1 号線	70	66	○	×	北九州市
18	小倉北区都一丁目 7	A	都下到津 3 号線	61	56	○	○	北九州市
19	小倉北区黄金一丁目	C	一般国道 10 号	67	63	○	○	北九州市
20	小倉北区愛宕二丁目	B	一般国道 199 号	66	61	○	○	北九州市
21	小倉北区井堀二丁目	B	主要地方道下到津戸畑線	68	64	○	○	北九州市
22	小倉北区田町	C	主要市道大門金田 1 号線	67	63	○	○	北九州市
23	小倉北区中島一丁目 15	C	大手町馬借 1 号線	64	58	○	○	北九州市
24	小倉北区下富野二丁目 10	B	砂津上富野 1 号線	68	62	○	○	北九州市
25	門司区小森江三丁目	C	一般国道 3 号	64	58	○	○	北九州市
26	小倉北区白銀一丁目	C	一般国道 3 号	65	60	○	○	北九州市
27	小倉北区上到津二丁目	B	一般国道 3 号	72	69	×	×	北九州市
28	小倉北区京町三丁目	C	主要県道小倉停車場線	64	61	○	○	北九州市
29	八幡東区松尾町	B	主要県道曾根鞆ヶ谷線(2 車線部)	70	64	○	○	北九州市
30	八幡東区竹下町	B	主要県道曾根鞆ヶ谷線(4 車線部)	65	57	○	○	北九州市
31	小倉北区堺町一丁目	C	一般市道砂津城内 1 号線	63	58	○	○	北九州市
32	小倉北区紺屋町	C	一般市道魚町馬借 1 号線	66	61	○	○	北九州市
33	小倉北区京町三丁目	C	一般市道浅野米町 1 号線	64	58	○	○	北九州市
34	小倉北区菜園場二丁目	B	一般市道愛宕下到津 1 号線	67	62	○	○	北九州市
35	戸畑区千防三丁目 22	C	安瀬戸畑 1 号線(響灘戸畑線(若戸トンネル)外)	60	55	○	○	北九州市
36	小倉北区日明一丁目 10	C	主要市道愛宕中井口 1 号線外(日明渡船場線(日明工区))	66	59	○	○	北九州市
37	小倉北区大手町 1	C	主要市道城内大手町 1 号線(城内大手町線)	61	52	○	○	北九州市

注 1) 表中の番号は図 4.1-3 に対応。

注 2) 昼間：6 時～22 時、夜間：22 時～6 時

注 3) 道路交通騒音における環境基準類型と基準値との関係は以下のとおりである。

道路に面する地域、A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域

昼間：60dB 以下、夜間：55dB 以下

B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域

昼間：65dB 以下、夜間：60dB 以下

なお、幹線交通を担う道路に近接する空間については、環境基準類型にかかわらず、基準値は昼間：70dB 以下、夜間 65dB 以下とする。

出典：「令和 2 年度版 北九州市の環境 資料編」（令和 2 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課）



表 4.1-13(3) 自動車交通騒音の環境基準達成状況（下関市）

[単位：dB]

番号	測定地点	環境基準 基準 類型	道路	等価騒音 レベル		環境基準 達成状況		測定機関
				昼間	夜間	昼間	夜間	
38	下関市竹崎町3丁目8	C	一般国道191号	65	60	○	○	下関市
39	下関市貴船町3丁目11	C	一般県道 下関港安岡線	66	59	○	○	下関市

注1) 表中の番号は図 4.1-3 に対応。

注2) 昼間：6時～22時、夜間：22時～6時

注3) 道路交通騒音における環境基準類型と基準値との関係は以下のとおりである。

道路に面する地域、A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域

昼間：60dB以下、夜間：55dB以下

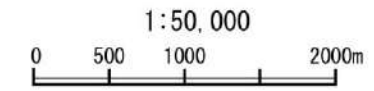
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域

昼間：65dB以下、夜間：60dB以下

なお、幹線交通を担う道路に近接する空間については、環境基準類型にかかわらず、基準値は昼間：70dB

以下、夜間65dB以下とする。

出典：「令和2年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和2年10月、山口県環境生活部環境政策課）



記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界

凡例

● 自動車交通騒音測定地点

- [北九州市]
- 1: 戸畑区福柳木一丁目
  - 2: 門司区大里本町二丁目
  - 3: 戸畑区西鞘ヶ谷町
  - 4: 小倉北区足立三丁目
  - 5: 小倉北区上到津四丁目
  - 6: 小倉北区江南町
  - 7: 門司区松原一丁目
  - 8: 小倉北区熊本一丁目
  - 9: 小倉北区東篠崎一丁目 4
  - 10: 門司区羽山一丁目 1
  - 11: 小倉北区木町三丁目 3
  - 12: 戸畑区三六町 17
  - 13: 小倉北区室町二丁目 10
  - 14: 小倉北区中島一丁目 2
  - 15: 門司区柳町一丁目 12
  - 16: 小倉北区上到津二丁目 3
  - 17: 小倉北区篠崎一丁目
  - 18: 小倉北区都一丁目 7
  - 19: 小倉北区黄金一丁目
  - 20: 小倉北区愛宕二丁目
  - 21: 小倉北区井堀二丁目
  - 22: 小倉北区田町
  - 23: 小倉北区中島一丁目 15
  - 24: 小倉北区下富野二丁目 10
  - 25: 門司区小森江三丁目
  - 26: 小倉北区白銀一丁目
  - 27: 小倉北区上到津二丁目
  - 28: 小倉北区京町三丁目
  - 29: 八幡東区松尾町
  - 30: 八幡東区竹下町
  - 31: 小倉北区堺町一丁目
  - 32: 小倉北区紺屋町
  - 33: 小倉北区京町三丁目
  - 34: 小倉北区菜園場二丁目
  - 35: 戸畑区千防三丁目 22
  - 36: 小倉北区日明一丁目 10
  - 37: 小倉北区大手町 1
- [下関市]
- 38: 下関市竹崎町 3丁目 8
  - 39: 下関市貴船町 3丁目 11

出典：令和2年度版 北九州市の環境 資料編（令和2年9月、北九州市環境局総務政策部総務課）  
 令和2年版 山口県環境白書 参考資料集（令和2年10月、山口県環境生活部環境政策課）

図 4.1-3 騒音調査地点の位置図

4) 振動

調査区域では、一般環境振動及び道路交通振動に係る公表資料はありません。

5) その他

調査区域では、低周波音等に係る公表資料はありません。

#### 4.1.2 水環境の状況

##### 1) 水象

##### (1) 河川

調査区域には、主な河川として、表 4.1-14 に示すとおり、二級河川の大川、村中川、板櫃川、紫川、神獄川、砂津川、武久川、準用河川の城内川、天籟寺川、大坪川、塩田川、田中川があります。主な河川の位置は、図 4.1-4 に示すとおりです。

実施区域には、二級河川の板櫃川があります。

表 4.1-14 (1) 主な河川（北九州市）

番号	水系名	河川名	流路延長(両岸平均)(m)	区分
1	大川	大川	2,512	二級河川
2	村中川	村中川	1,539	
3	板櫃川	板櫃川	9,693	
4	紫川	紫川	19,795	
5		神獄川	2,860	
6		砂津川	1,392	
7		城内川	836	準用河川
8	天籟寺川	天籟寺川	3,485	

出典：「北九州市の河川」（令和3年5月、北九州市ホームページ）

表 4.1-14 (2) 主な河川（下関市）

番号	水系名	河川名	流路延長(両岸平均)(m)	区分
9	武久川	武久川	3,700	二級河川
10		大坪川	825	準用河川
11	塩田川	塩田川	737	
12	田中川	田中川	1,275	

出典：「山口県の管理する河川一覧」（令和3年5月、山口県ホームページ）

下関市河川台帳（大坪川）（昭和58年3月、下関市建設部道路河川管理課）

下関市河川台帳（塩田川）（昭和56年3月、下関市建設部道路河川管理課）

下関市河川台帳（田中川）（昭和56年3月、下関市建設部道路河川管理課）



1:50,000  
0 500 1000 2000m

記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界

凡例

- 二級河川
- 準用河川

出典：福岡県北九州市整備事務所管内図（令和3年4月、福岡県北九州市整備事務所）  
 北九州市の河川（令和3年3月、北九州市ホームページ）  
 山口県の管理する河川一覧（令和3年3月、山口県ホームページ）  
 下関市河川台帳（大坪川）（昭和58年3月、下関市建設部道路河川管理課）  
 下関市河川台帳（塩田川）（昭和56年3月、下関市建設部道路河川管理課）  
 下関市河川台帳（田中川）（昭和56年3月、下関市建設部道路河川管理課）

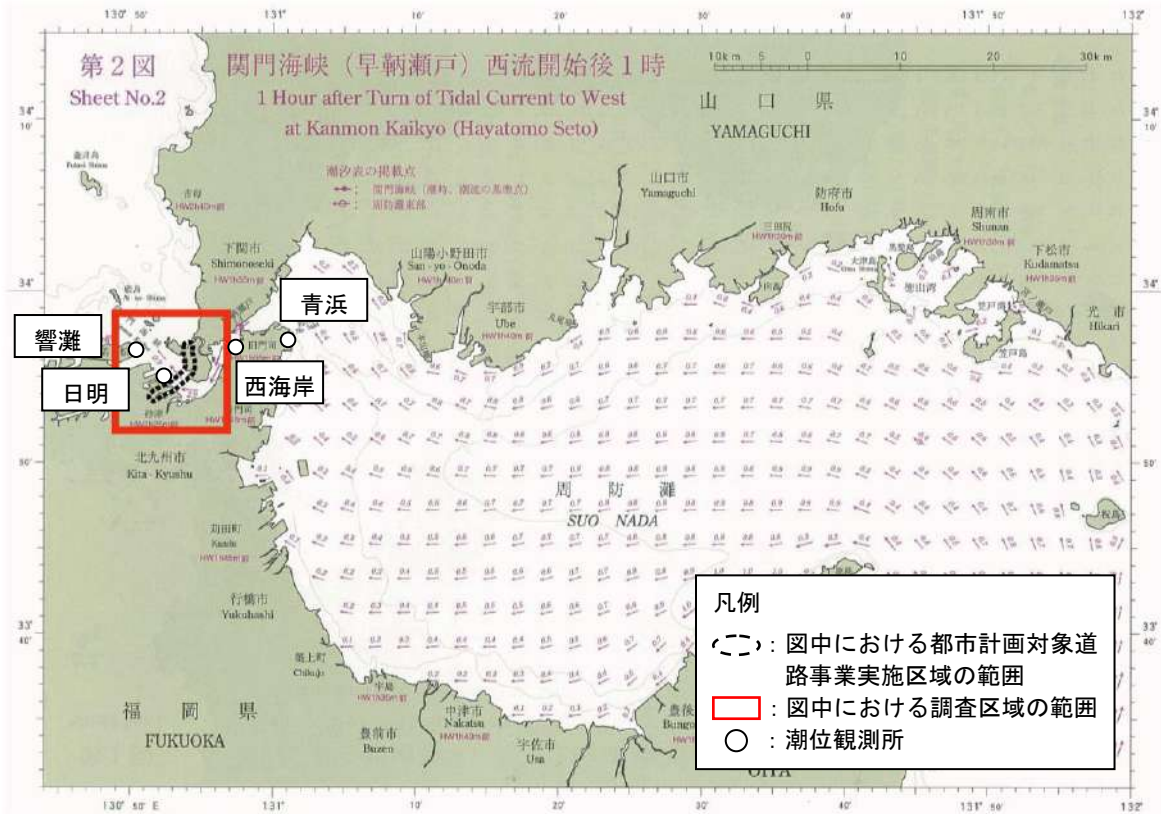
図 4.1-4 河川位置図

## (2) 海域

調査区域は、関門海峡、響灘、洞海湾に面しており、北九州市には北九州港を中心とした、北九州工業地帯が形成されています。

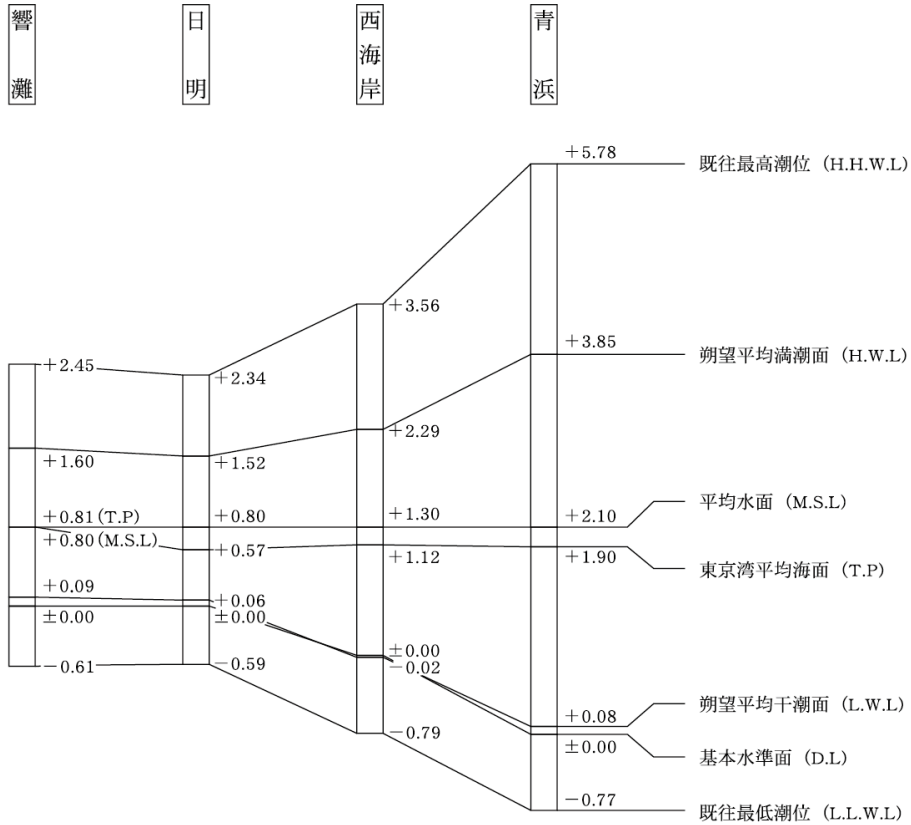
調査区域の海域の潮流図は、図 4.1-5 に示すとおりです。調査区域に面する海域の潮流は、0.9～3.7 ノットです。

実施区域の周辺海域の潮位観測所として、響灘、日明、西海岸、青浜があります。潮位観測所の位置は図 4.1-5 に、それぞれの潮位図は図 4.1-6 に示すとおりです。



出典：「第 6234 号 周防灘付近潮流図」（平成 18 年 3 月、海上保安庁）

図 4.1-5 海域の潮流図



観測場所及び観測開始日

響 灘	北九州市響灘検潮所	(昭和46年 4月)
日 明	国土交通省九州地方整備局日明検潮所	(昭和44年 3月)
西海岸	国土交通省九州地方整備局門司検潮所	(昭和 2年 3月)
青 浜	国土交通省九州地方整備局青浜検潮所	(昭和43年 3月)

出典：「北九州港港湾計画図」(令和 3年 3月、北九州市)

図 4.1-6 潮位観測所における潮位図

## 2) 水質

### (1) 河川

#### ① 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

調査区域に存在する河川における、生活環境項目に係る令和元年度の水質調査結果は表 4.1-15 に、調査地点位置は図 4.1-7 に示すとおりです。河川における生活環境項目の令和元年度の測定結果は、8 地点で調査が行われており、D0（溶存酸素量）、BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質）については測定されている 8 地点で環境基準を達成していますが、pH（水素イオン濃度）、大腸菌群数については一部の地点で環境基準を超過しています。

実施区域では、板櫃川 新港橋で調査が行われており、pH（水素イオン濃度）、D0（溶存酸素量）、BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質）については環境基準を達成していますが、大腸菌群数については環境基準を超過しています。

表 4.1-15 (1) 河川の水質調査結果（生活環境項目）（北九州市）

番号	河川名	地点名	類型	達成期間	pH	D0 (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	
					最小～最大	平均	75%値	平均	平均	
1	板櫃川	新港橋	B	イ	7.7～8.1	7.1	1.2	3	6,000	
2		境橋	A	イ	7.9～8.2	9.6	0.9	2	5,800	
3	紫川	勝山橋	B	イ	7.8～8.0	7.0	0.8	3	850	
4	神嶽川	旦過橋	B	イ	7.8～8.1	6.5	1.2	2	1,600	
5	紫川	紫川取水堰	A	イ	8.1～8.5	11	1.1	2	530	
6	村中川	村中川橋	B	イ	7.7～8.0	9.4	1.0	1	4,900	
7	大川	大里橋	B	イ	7.9～9.1	11	1.0	2	2,700	
環境基準					AA	6.5 以上 8.5 以下	7.5mg/L 以上	1mg/L 以下	25mg/L 以下	50MPN/100mL 以下
					A	6.5 以上 8.5 以下	7.5mg/L 以上	2mg/L 以下	25mg/L 以下	1,000MPN/100mL 以下
					B	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以上	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5,000MPN/100mL 以下
					C	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以上	5mg/L 以下	50mg/L 以下	—
					D	6.0 以上 8.5 以下	2mg/L 以上	8mg/L 以下	100mg/L 以下	—
					E	6.0 以上 8.5 以下	2mg/L 以上	10mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認められ ないこと	—

注 1) 表中の番号は図 4.1-7 に対応。

注 2) 環境基準の達成期間の区分

イ：直ちに達成、ロ：5 年以内で可及的速やかに達成、ハ：5 年を超える期間で可及的速やかに達成

注 3) 75%値は、年間の日間平均値の全データを値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$  番目（ $n$  はデータ数）の値。

注 4) 網掛けは環境基準を超過している値を示す。

出典：「令和元年度公共用水域水質測定結果(3)(北九州市内河川)」(令和 3 年 5 月、福岡県ホームページ)



表 4.1-15(2) 河川の水質調査結果（生活環境項目）（下関市）

番号	河川名	地点名	類型	達成 期間	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
					最小～最大	平均	75%値	平均	平均
8	武久川	汐入橋	B	ハ	7.6～8.3	8.5	1.0	2	18,000
環境基準			AA		6.5以上 8.5以下	7.5mg/L 以上	1mg/L 以下	25mg/L 以下	50MPN/100mL 以下
			A		6.5以上 8.5以下	7.5mg/L 以上	2mg/L 以下	25mg/L 以下	1,000MPN/100mL 以下
			B		6.5以上 8.5以下	5mg/L 以上	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5,000MPN/100mL 以下
			C		6.5以上 8.5以下	5mg/L 以上	5mg/L 以下	50mg/L 以下	—
			D		6.0以上 8.5以下	2mg/L 以上	8mg/L 以下	100mg/L 以下	—
			E		6.0以上 8.5以下	2mg/L 以上	10mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認 められな いこと	—

注1) 表中の番号は図 4.1-7 に対応。

注2) 環境基準の達成期間の区分

イ：直ちに達成、ロ：5年以内で可及的速やかに達成、ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

注3) 75%値は、年間の日間平均値の全データを値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$  番目（ $n$  はデータ数）の値。

注4) 網掛けは環境基準を超過している値を示す。

出典：「令和2年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和2年10月、山口県環境生活部環境政策課）

## ② 人の健康の保護に関する項目（健康項目）

調査区域に存在する河川における、健康項目に係る令和元年度の水質調査結果は表 4.1-16 に、調査地点位置は図 4.1-7 に示すとおりです。河川における健康項目に係る令和元年度の測定結果は、7 地点で調査が行われており、ほう素については測定された 6 地点のうち 3 地点で環境基準を超過していますが、他の項目は測定された全ての調査地点で環境基準を達成しています。

実施区域では、板櫃川 新港橋で調査が行われており、ほう素については環境基準を超過していますが、他の項目は全て環境基準を達成しています。

表 4.1-16(1) 河川の水質調査結果（健康項目）（北九州市）

[単位：mg/L]

項目	番号 調査地点	1	3	4	環境基準
		板櫃川 新港橋	紫川 勝山橋	神嶽川 旦過橋	
カドミウム	平均値	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	最大値	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	平均値	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	平均値	<0.02	<0.02	<0.02	0.05 以下
砒素	平均値	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
総水銀	平均値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	最大値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
PCB	最大値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	平均値	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	平均値	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	平均値	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	平均値	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	平均値	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	平均値	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	平均値	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	平均値	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	平均値	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	平均値	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	平均値	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	平均値	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	平均値	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	平均値	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	平均値	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	平均値	<0.40	<0.40	<0.40	10 以下
ふっ素	平均値	0.70	0.80	0.80	0.8 以下
ほう素	平均値	3.4	4.0	4.3	1 以下
1,4-ジクロロベンゼン	平均値	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

注 1) 表中の番号は図 4.1-7 に対応。

注 2) 網掛けは環境基準を超過している値を示す。

注 3) < : 報告下限値未満

出典：「令和元年度公共用水域水質測定結果(3)(北九州市内河川)」(令和 3 年 5 月、福岡県ホームページ)

表 4.1-16(2) 河川の水質調査結果（健康項目）（北九州市）

[単位：mg/L]

番号		5	6	7	環境基準
項目	調査地点	紫川	村中川	大川	
		紫川取水堰	村中川橋	大里橋	
カドミウム	平均値	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	最大値	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	平均値	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	平均値	<0.02	<0.02	<0.02	0.05 以下
砒素	平均値	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
総水銀	平均値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	最大値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
PCB	最大値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	平均値	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	平均値	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	平均値	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	平均値	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	平均値	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	平均値	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	平均値	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	平均値	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	平均値	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	平均値	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	平均値	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	平均値	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	平均値	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	平均値	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	平均値	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	平均値	0.60	1.8	1.9	10 以下
ふっ素	平均値	0.10	0.10	0.10	0.8 以下
ほう素	平均値	<0.10	<0.10	<0.10	1 以下
1,4-ジシクロキサ	平均値	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

注 1) 表中の番号は図 4.1-7 に対応。

注 2) < : 報告下限値未満

出典：「令和元年度公共用水域水質測定結果(3)(北九州市内河川)」(令和3年5月、福岡県ホームページ)

表 4.1-16(3) 河川の水質調査結果（健康項目）（下関市）

[単位：mg/L]

番号		8	環境基準
項目	調査地点	武久川	
		汐入橋	
カドミウム	平均値	<0.003	0.003 以下
全シアン	最大値	ND	検出されないこと
鉛	平均値	<0.005	0.01 以下
六価クロム	平均値	<0.040	0.05 以下
砒素	平均値	<0.005	0.01 以下
総水銀	平均値	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	最大値	ND	検出されないこと
PCB	最大値	ND	検出されないこと
ジクロロメタン	平均値	<0.001	0.02 以下
四塩化炭素	平均値	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	平均値	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	平均値	<0.001	0.1 以下
トリス-1,2-ジクロロエチレン	平均値	<0.001	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	平均値	<0.0010	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	平均値	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	平均値	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	平均値	<0.0010	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	平均値	<0.0002	0.002 以下
チウラム	平均値	<0.0006	0.006 以下
シマジン	平均値	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	平均値	<0.001	0.02 以下
ベンゼン	平均値	<0.001	0.01 以下
セレン	平均値	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	平均値	0.88	10 以下
ふっ素	平均値	—	0.8 以下
ほう素	平均値	—	1 以下
1,4-ジオキサン	平均値	<0.005	0.05 以下

注1) 表中の番号は図 4.1-7 に対応。

注2) < : 報告下限値未満

注3) ND : 定量下限値未満

注4) — : 調査されていない項目

出典：「令和2年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和2年10月、山口県環境生活部環境政策課）

### ③ ダイオキシン類

調査区域に存在する河川における、ダイオキシン類の令和元年度の調査結果は、表 4.1-17 に示すとおりです。河川におけるダイオキシン類に係る令和元年度の測定結果は、4 地点で調査が行われており、全ての調査地点で環境基準を達成しています。

実施区域では、板櫃川 新港橋で調査が行われており、環境基準を達成しています。

表 4.1-17 河川のダイオキシン類の調査結果（北九州市）

[単位：pg-TEQ/L]

番号	河川名	調査地点	ダイオキシン類	環境基準	環境基準の達成状況 (達成○・非達成×)
1	板櫃川	新港橋	0.20	1.0 以下	○
3	紫川	勝山橋	0.057		○
6	村中川	村中川橋	0.16		○
7	大川	大里橋	0.084		○

注) 表中の番号は図 4.1-7 に対応。

出典：「令和 2 年度版 北九州市の環境 資料編」（令和 2 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課）

## (2) 海域

### ① 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

調査区域に存在する海域における、生活環境項目に係る令和元年度の水質調査結果は表 4.1-18～表 4.1-20 に、調査地点位置は図 4.1-7 に示すとおりです。海域における生活環境項目の令和元年度の測定結果は、D0（溶存酸素量）、COD（化学的酸素要求量）、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質、全りん、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS については、調査された全地点で環境基準を達成しています。pH（水素イオン濃度）は、調査区域の調査地点 16 地点のうち 2 地点で環境基準を超過しています。全窒素は、16 地点のうち 1 地点で環境基準を超過しています。

実施区域では、響灘及び周防灘 K1、響灘及び周防灘 SD-10 で調査が行われており、全ての調査地点で環境基準を達成しています。

表 4.1-18(1) 海域の水質調査結果（生活環境項目）（北九州市）

番号	水系名 水域名	地点名	類型	達成 期間	pH	D0 (mg/L)	COD (mg/L)	n-ヘキサン 抽出物質 (油分) (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
					最小～最大	平均	75%値	最小～最大	平均
9	洞海湾水域 (洞海湾口部)	D2	B	口	8.1～8.6	8.3	1.9	<0.5～<0.5	—
10	洞海湾水域 (奥洞海)	D3	C	口	8.1～8.4	7.9	1.9	—	—
11	洞海湾水域 (響灘)	H1	A	イ	8.1～8.2	7.9	1.3	<0.5～<0.5	3
12		H5	A	イ	8.1～8.3	7.9	1.4	<0.5～<0.5	6
13	響灘及び周防灘	K1	A	イ	8.1～8.3	7.8	1.4	<0.5～<0.5	38
14		K4	A	イ	8.1～8.3	7.8	1.3	<0.5～<0.5	15
15	洞海湾水域 (新日鉄戸畑泊地)	K7	C	イ	8.1～8.3	7.8	1.6	—	—
16	洞海湾水域 (堺川泊地)	K8	C	イ	8.1～8.3	7.9	1.7	—	—
環境基準			A		7.8 以上 8.3 以下	7.5mg/L 以上	2mg/L 以下	検出されな いこと。	1,000MPN/ 100mL 以下
			B		7.8 以上 8.3 以下	5mg/L 以上	3mg/L 以下	検出されな いこと。	—
			C		7.0 以上 8.3 以下	2mg/L 以上	8mg/L 以下	—	—

注 1) 表中の番号は図 4.1-7 に対応。

注 2) 環境基準の達成期間の区分

イ：直ちに達成、ロ：5年以内で可及的速やかに達成、ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

注 3) 75%値は、年間の日間平均値の全データを値の小さいものから順に並べ、0.75×n 番目（n はデータ数）の値

注 4) 網掛けは環境基準を超過している値を示す。

注 5) <：報告下限値未満

出典：「令和元年度公共用水域水質測定結果(1)(海域)」(令和3年5月、福岡県ホームページ)

表 4.1-18(2) 海域の水質調査結果（生活環境項目）（下関市）

番号	水系名 水域名	地点名	類型	達成 期間	pH	DO (mg/L)	COD (mg/L)	n-ヘキサン 抽出物質 (油分) (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
					最小～最大	平均	75%値	最小～最大	平均
17	響灘及び周防灘	SD-8	A	イ	8.1～8.2	7.7	1.9	<0.5～<0.5	3.2
18		SD-10	A	イ	8.1～8.2	7.7	1.9	<0.5～<0.5	2.0
19		SD-11	A	イ	8.0～8.2	7.7	1.8	<0.5～<0.5	9.2
20		SD-13	A	イ	8.1～8.2	8.0	1.8	<0.5～<0.5	2.8
21		SD-14	A	イ	8.1～8.2	7.9	1.8	<0.5～<0.5	67
22		SD-15	A	イ	8.1～8.2	7.8	1.7	<0.5～<0.5	3.6
23		SD-18	A	イ	8.1～8.2	7.8	1.6	<0.5～<0.5	2.0
24		SD-19	A	イ	8.1～8.2	7.7	1.8	<0.5～<0.5	2.3
環境基準			A		7.8以上 8.3以下	7.5mg/L 以上	2mg/L 以下	検出されな いこと。	1,000MPN/ 100mL以下
			B		7.8以上 8.3以下	5mg/L 以上	3mg/L 以下	検出されな いこと。	—
			C		7.0以上 8.3以下	2mg/L 以上	8mg/L 以下	—	—

注1) 表中の番号は図 4.1-7 に対応。

注2) 環境基準の達成期間の区分

イ：直ちに達成、ロ：5年以内で可及的速やかに達成、ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

注3) 75%値は、年間の日間平均値の全データを値の小さいものから順に並べ、0.75×n番目（nはデータ数）の値。

注4) <：報告下限値未満

出典：「令和2年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和2年10月、山口県環境生活部環境政策課）

表 4.1-19(1) 海域の水質調査結果（生活環境項目（全窒素、全りん））（北九州市）

番号	水系名 水域名	地点名	類型	達成 期間	全窒素 (mg/L)	全りん (mg/L)
					平均	平均
9	洞海湾水域（洞海湾口部）	D2	IV	イ	0.39	0.022
10	洞海湾水域（奥洞海）	D3	IV	イ	0.58	0.037
11	洞海湾水域（響灘）	H1	II	イ	0.17	0.015
12		H5	II	イ	0.15	0.013
13	響灘及び周防灘	K1	II	イ	0.19	0.015
14		K4	II	イ	0.15	0.015
15	洞海湾水域（新日鉄戸畑泊地）	K7	IV	イ	0.78	0.016
16	洞海湾水域（堺川泊地）	K8	IV	イ	1.1	0.019
環境基準			I		0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
			II		0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
			III		0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
			IV		1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

注1) 表中の番号は図 4.1-7 に対応。

注2) 環境基準の達成期間の区分

イ：直ちに達成、ロ：5年以内で可及的速やかに達成、ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

注3) 網掛けは環境基準を超過している値を示す。

出典：「令和元年度公共用水域水質測定結果(1)(海域)」（令和3年5月、福岡県ホームページ）

表 4.1-19(2) 海域の水質調査結果（生活環境項目（全窒素、全りん））（下関市）

番号	水系名 水域名	地点名	類型	達成 期間	全窒素 (mg/L)	全りん (mg/L)
					平均	平均
17	響灘及び周防灘	SD-8	Ⅱ	イ	0.16	0.012
18		SD-10	Ⅱ	イ	0.19	0.014
19		SD-11	Ⅱ	イ	0.19	0.028
20		SD-13	Ⅱ	イ	0.17	0.015
21		SD-14	Ⅱ	イ	0.19	0.014
22		SD-15	Ⅱ	イ	0.17	0.012
23		SD-18	Ⅱ	イ	0.16	0.013
24		SD-19	Ⅱ	イ	0.18	0.017
環境基準				I	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
				Ⅱ	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
				Ⅲ	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
				Ⅳ	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

注1) 表中の番号は図 4.1-7 に対応。

注2) 環境基準の達成期間の区分

イ：直ちに達成、ロ：5年以内で可及的速やかに達成、ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

出典：「令和2年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和2年10月、山口県環境生活部環境政策課）

表 4.1-20 海域の水質調査結果（生活環境項目（全亜鉛、ノニルフェノール、LAS））（北九州市）

番号	水系名 水域名	地点名	類型	達成 期間	全亜鉛 (mg/L)	ノニル フェノール (mg/L)	LAS (mg/L)
					平均	平均	平均
9	洞海湾水域（洞海湾口部）	D2	海域生物 A	イ	0.006	<0.00006	<0.0006
11	洞海湾水域（響灘）	H1	海域生物 特A	イ	0.003	<0.00006	<0.0006
12		H5	海域生物 特A	イ	0.002	<0.00006	<0.0006
15	洞海湾水域（新日鉄戸畑泊地）	K7	海域生物 A	イ	0.006	0.00023	<0.0006
16	洞海湾水域（堺川泊地）	K8	海域生物 A	イ	0.003	<0.00006	<0.0006
環境基準			海域生物特A		0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
			海域生物A		0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下

注1) 表中の番号は図 4.1-7 に対応。

注2) 環境基準の達成期間の区分

イ：直ちに達成、ロ：5年以内で可及的速やかに達成、ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

注3) <：報告下限値未満

出典：「令和元年度公共用水域水質測定結果(1)(海域）」（令和3年5月、福岡県ホームページ）



② 人の健康の保護に関する項目（健康項目）

調査区域に存在する海域における、健康項目に係る令和元年度の水質調査結果は表 4.1-21 に、調査地点位置は図 4.1-7 に示すとおりです。海域における健康項目に係る令和元年度の測定結果は、全ての調査地点で環境基準を達成しています。

実施区域では、健康項目に関する海域の水質調査は行われていません。

表 4.1-21 (1) 海域の水質調査結果（健康項目）（北九州市）

[単位：mg/L]

番号		9	11	12	環境基準
項目	調査地点	洞海湾水域 (洞海湾口部)	洞海湾水域（響灘）		
		D2	H1	H5	
カドミウム	平均値	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全リン	最大値	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	平均値	<0.001	<0.001	0.001	0.01 以下
六価クロム	平均値	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
砒素	平均値	0.001	<0.001	0.001	0.01 以下
総水銀	平均値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	最大値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
PCB	最大値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	平均値	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	平均値	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	平均値	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	平均値	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	平均値	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	平均値	<0.03	<0.03	<0.03	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	平均値	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	平均値	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	平均値	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	平均値	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チラム	平均値	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	平均値	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	平均値	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	平均値	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	平均値	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	平均値	<0.1	<0.1	<0.1	10 以下
1,4-ジオキサン	平均値	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

注 1) 表中の番号は図 4.1-7 に対応。

注 2) < : 報告下限値未満

出典：「令和元年度公共用水域水質測定結果(1)(海域)」(令和 3 年 5 月、福岡県ホームページ)

表 4.1-21 (2) 海域の水質調査結果（健康項目）（北九州市）

[単位：mg/L]

番号		15	16	環境基準
項目	調査地点	洞海湾水域 (新日鉄戸畑泊地)	洞海湾水域 (堺川泊地)	
		K7	K8	
カドミウム	平均値	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	最大値	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	平均値	0.001	<0.001	0.01 以下
六価クロム	平均値	<0.005	<0.005	0.05 以下
砒素	平均値	0.001	0.001	0.01 以下
総水銀	平均値	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	最大値	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
PCB	最大値	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	平均値	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	平均値	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	平均値	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	平均値	<0.002	<0.002	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	平均値	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	平均値	<0.03	<0.03	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	平均値	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	平均値	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	平均値	<0.001	<0.001	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	平均値	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	平均値	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	平均値	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	平均値	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	平均値	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	平均値	<0.001	<0.001	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	平均値	<0.1	<0.1	10 以下
1,4-ジクロロベンゼン	平均値	<0.005	<0.005	0.05 以下

注 1) 表中の番号は図 4.1-7 に対応。

注 2) < : 報告下限値未滿

出典：「令和元年度公共用水域水質測定結果(1)(海域)」(令和 3 年 5 月、福岡県ホームページ)

表 4.1-21 (3) 海域の水質調査結果（健康項目）（下関市）

[単位：mg/L]

項目	番号	調査地点		環境基準
		響灘及び周防灘		
		SD-11	SD-15	
カドミウム	平均値	<0.003	<0.003	0.003 以下
全アン	最大値	-	ND	検出されないこと
鉛	平均値	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	平均値	-	<0.040	0.05 以下
砒素	平均値	<0.005	<0.005	0.01 以下
総水銀	平均値	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	最大値	ND	ND	検出されないこと
PCB	最大値	-	ND	検出されないこと
ジクロロメタン	平均値	-	<0.001	0.02 以下
四塩化炭素	平均値	-	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	平均値	-	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	平均値	-	<0.001	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	平均値	-	<0.001	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	平均値	-	<0.0010	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	平均値	-	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	平均値	-	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	平均値	-	<0.0010	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	平均値	-	<0.0002	0.002 以下
チウラム	平均値	-	<0.0006	0.006 以下
シマジン	平均値	-	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	平均値	-	<0.001	0.02 以下
ベンゼン	平均値	-	<0.001	0.01 以下
セレン	平均値	-	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	平均値	-	0.055	10 以下
1,4-ジチン	平均値	-	<0.005	0.05 以下

注1) 表中の番号は図 4.1-7 に対応。

注2) < : 報告下限値未満

注3) ND : 定量下限値未満

注4) - : 調査されていない項目

出典：「令和2年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和2年10月、山口県環境生活部環境政策課）

### ③ ダイオキシン類

調査区域に存在する海域における、ダイオキシン類の令和元年度の調査結果は、表 4.1-22 に示すとおりです。海域におけるダイオキシン類に係る令和元年度の測定結果は、全ての調査地点で環境基準を達成しています。

実施区域では、ダイオキシン類に関する海域の水質調査は行われていません。

表 4.1-22 ダイオキシン類の調査結果（北九州市）

[単位：pg-TEQ/L]

番号	水域名 地点名	ダイオキシン類	環境基準	環境基準の達成状況 (達成○・非達成×)
9	洞海湾水域（洞海湾口部）D2	0.063	1.0 以下	○
11	洞海湾水域（響灘）H1	0.041		○
12	洞海湾水域（響灘）H5	0.042		○

注) 表中の番号は図 4.1-7 に対応。

出典：「令和2年度版 北九州市の環境 資料編」（令和2年9月、北九州市環境局総務政策部総務課）

### 3) 水底の底質

調査区域では、河川の底質調査は行われていません。

調査区域では、海域の底質調査が行われています。調査区域に存在する海域における、令和元年度の底質調査結果は表 4.1-23 に、調査地点位置は図 4.1-7 に示すとおりです。海域における底質に係る令和元年度の測定結果は、全ての調査地点で底質の暫定除去基準を達成しています。

実施区域では、海域の底質調査は行われていません。

表 4.1-23 海域の底質調査結果（北九州市）

番号	調査地点	9	15	16	底質の 暫定除去基準値
		洞海湾水域 (洞海湾口部)	洞海湾水域 (新日鉄戸畑泊地)	洞海湾水域 (堺川泊地)	
項目		D2	K7	K8	
乾燥減量	%	49.8	42.1	45.0	—
強熱減量	%	6.7	5.9	7.1	—
総水銀	mg/kg	0.29	0.007	0.28	25ppm*以上 (海域は算出なし)
カドミウム	mg/kg	0.7	0.3	0.9	—
鉛	mg/kg	48	22	44	—
六価クロム	mg/kg	ND	ND	ND	—
ひ素	mg/kg	10	10	12	—
シアン	mg/kg	ND	ND	ND	—
PCB	mg/kg	ND	ND	ND	10ppm 以上
全窒素	mg/kg	1,200	670	1,000	—
全りん	mg/kg	430	400	500	—
COD	mg/kg	15,000	9,900	12,000	—
トリブチルスズ化合物	mg/kg	0.13	0.013	0.010	—
トリフェニルスズ化合物	mg/kg	0.052	ND	0.003	—

※) 海域における水銀を含む底質の暫定除去基準値（底質の乾燥重量当たり）は、次式により算出した値（C）以上とする。

$$C=0.18 \times \Delta H / J \times 1 / S$$

$\Delta H$ ：平均潮差（m）、J：溶出率、S：安全率

注1) ND：定量下限値未満

注2) 暫定除去基準値は底質の乾燥重量当たりの濃度を示す。

注3) 底質の暫定除去基準値の欄の「—」は、基準値が定められていないことを示す。

出典：「令和2年度版 北九州市の環境 資料編」（令和2年9月、北九州市環境局総務政策部総務課）

また、水底の底質におけるダイオキシン類の令和元年度の調査結果は、表 4.1-24 に示すとおりです。水底の底質におけるダイオキシン類に係る令和元年度の測定結果は、全ての調査地点で環境基準を達成しています。

実施区域の海域では、水底の底質におけるダイオキシン類の調査は行われていません。

表 4.1-24 水底の底質のダイオキシン類の調査結果（北九州市）

[単位：pg-TEQ/g]

番号	水域名	地点名	ダイオキシン類	環境基準	環境基準の達成状況 (達成○・非達成×)
9	洞海湾水域（洞海湾口部）	D2	13	150 以下	○

注) 表中の番号は図 4.1-7 に対応。

出典：「令和元年度 環境の現況」（令和2年10月、北九州市環境局環境監視部環境監視課）

#### 4) その他

##### (1) 地下水

調査区域では、環境基準が定められている健康項目を対象に、地下水の概況調査が実施されています。令和元年度の概況調査結果は、表 4.1-25 に示すとおりです。令和元年度は 6 地点で調査が行われており、全ての地点で環境基準を達成しています。

表 4.1-25(1) 地下水質調査の概要：概況調査（北九州市）

区名	小倉北区	八幡東区	戸畑区	環境基準値
地区名	足立	宮の町	正津町	
井戸深度 (m)	不明	不明	不明	
用途	生活用水	生活用水	生活用水	
水温(°C)	19.0	19.7	19.0	—
pH	6.8	6.6	5.6	
電気伝導率(mS/m)	21.3	32.9	20.1	
カドミウム(mg/L)	ND	ND	ND	0.003
全シアン(mg/L)	ND	ND	ND	不検出
鉛(mg/L)	ND	ND	ND	0.01
六価クロム(mg/L)	ND	ND	ND	0.05
砒素(mg/L)	ND	ND	ND	0.01
総水銀(mg/L)	ND	ND	ND	0.0005
PCB(mg/L)	ND	ND	ND	不検出
ジクロロメタン(mg/L)	ND	ND	ND	0.02
四塩化炭素(mg/L)	ND	ND	ND	0.002
クロロエチレン(mg/L)	ND	ND	ND	0.002
1,2-ジクロロエタン(mg/L)	ND	ND	ND	0.004
1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	ND	ND	ND	0.1
1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	ND	ND	ND	0.04
1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	ND	ND	ND	1
1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)	ND	ND	ND	0.006
トリクロロエチレン(mg/L)	ND	ND	ND	0.01
テトラクロロエチレン(mg/L)	ND	ND	ND	0.01
1,3-ジクロロプロペン(mg/L)	ND	ND	ND	0.002
チウラム(mg/L)	ND	ND	ND	0.006
シマジン(mg/L)	ND	ND	ND	0.003
チオベンカルブ(mg/L)	ND	ND	ND	0.02
ベンゼン(mg/L)	ND	ND	ND	0.01
セレン(mg/L)	ND	ND	0.0	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(mg/L)	0.3	3.3	4.4	10
ふっ素(mg/L)	ND	0.09	ND	0.8
ほう素(mg/L)	ND	0.1	ND	1
1,4-ジオキサン(mg/L)	ND	ND	ND	0.05

注) ND：定量下限値未満

出典：「令和2年度版 北九州市の環境 資料編」（令和2年9月、北九州市環境局総務政策部総務課）

表 4.1-25(2) 地下水質調査の概要：概況調査（下関市）

地区名	彦島	筋ヶ浜町	山の口町	環境基準値
カドミウム (mg/L)	-	-	-	0.003
全シアン (mg/L)	-	<0.1	<0.1	不検出
鉛 (mg/L)	-	<0.005	<0.005	0.01
六価クロム (mg/L)	-	<0.04	-	0.05
砒素 (mg/L)	-	-	<0.005	0.01
総水銀 (mg/L)	-	-	-	0.0005
アルキル水銀 (mg/L)	-	-	-	不検出
PCB (mg/L)	-	-	-	不検出
ジクロロメタン (mg/L)	-	-	-	0.02
四塩化炭素 (mg/L)	-	-	-	0.002
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	-	-	-	0.004
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	-	-	-	0.1
1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	-	-	-	0.04
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	-	-	-	1
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	-	-	-	0.006
トリクロロエチレン (mg/L)	-	-	-	0.01
テトラクロロエチレン (mg/L)	-	-	-	0.01
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	-	-	-	0.002
チウラム (mg/L)	-	-	-	0.006
シマジン (mg/L)	-	-	-	0.003
チオベンカルブ (mg/L)	-	-	-	0.02
ベンゼン (mg/L)	-	-	<0.001	0.01
セレン (mg/L)	-	-	-	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	-	-	-	10
ふっ素 (mg/L)	<0.1	-	<0.1	0.8
ほう素 (mg/L)	-	-	-	1
クロロエチレン (mg/L)	-	-	-	0.002
1,4-ジオキサン (mg/L)	-	-	-	0.05

注1) < : 報告下限値未満

注2) - : 調査されていない項目

出典：「令和2年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和2年10月、山口県環境生活部環境政策課）

また、調査区域では、過去に汚染が発見された井戸の周辺地区などの継続的な監視を行うための継続監視調査が実施されています。令和元年度の継続監視調査の調査結果は、表 4.1-26 に示すとおりです。

なお、調査区域では、地下水のダイオキシン類に係る公表資料はありません。

表 4.1-26(1) 地下水質調査の概要：継続監視調査（北九州市）

区名	門司区			小倉北区		環境基準値
	黄金町	原町別院	原町別院	神幸町	魚町	
地区名						
井戸深度 (m)	30	4	1	8	不明	
用途	工業用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	
水温(°C)	18	20.3	19.7	20.3	19.2	—
pH	6.7	6.5	6.8	6.8	7.0	
電気伝導率(mS/m)	33.4	39.8	30.2	40.3	1060	
砒素(mg/L)	-	-	-	-	0.029	
四塩化炭素(mg/L)	ND	ND	0.0082	-	-	
クロロエチレン(mg/L)	ND	ND	ND	-	-	
1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	ND	ND	ND	-	-	
1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	0.005	ND	ND	-	-	
トリクロロエチレン(mg/L)	0.001	ND	ND	-	-	
テトラクロロエチレン(mg/L)	0.018	0.57	ND	-	-	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(mg/L)	-	-	-	18	-	10

注1) ND：定量下限値未満

注2) 網掛けは環境基準を超過している値を示す。

注3) -：調査されていない項目

出典：「令和2年度版 北九州市の環境 資料編」（令和2年9月、北九州市環境局総務政策部総務課）

表 4.1-26(2) 地下水質調査の概要：継続監視調査（北九州市）

区名	小倉北区	八幡東区				環境基準値
	神岳	枝光	竹下町	春の町	尾倉	
地区名						
井戸深度 (m)	6	6	不明	不明	不明	
用途	洗車	生活用水	生活用水	業務用水	工業用水	
水温(°C)	20	18.3	16.6	19	19.4	—
pH	6.8	6.5	6.7	6.6	6.9	
電気伝導率(mS/m)	35.4	38.7	29.7	38.1	55.0	
砒素(mg/L)	-	-	-	-	-	
四塩化炭素(mg/L)	ND	-	ND	ND	-	
クロロエチレン(mg/L)	ND	-	0.0006	ND	-	
1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	ND	-	ND	ND	-	
1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	ND	-	0.028	ND	-	
トリクロロエチレン(mg/L)	ND	-	0.03	ND	-	
テトラクロロエチレン(mg/L)	ND	-	1.3	0.027	-	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(mg/L)	-	12	-	-	12	10

注1) ND：定量下限値未満

注2) 網掛けは環境基準を超過している値を示す。

注3) -：調査されていない項目

出典：「令和2年度版 北九州市の環境 資料編」（令和2年9月、北九州市環境局総務政策部総務課）

表 4.1-26(3) 地下水質調査の概要：継続監視調査（北九州市）

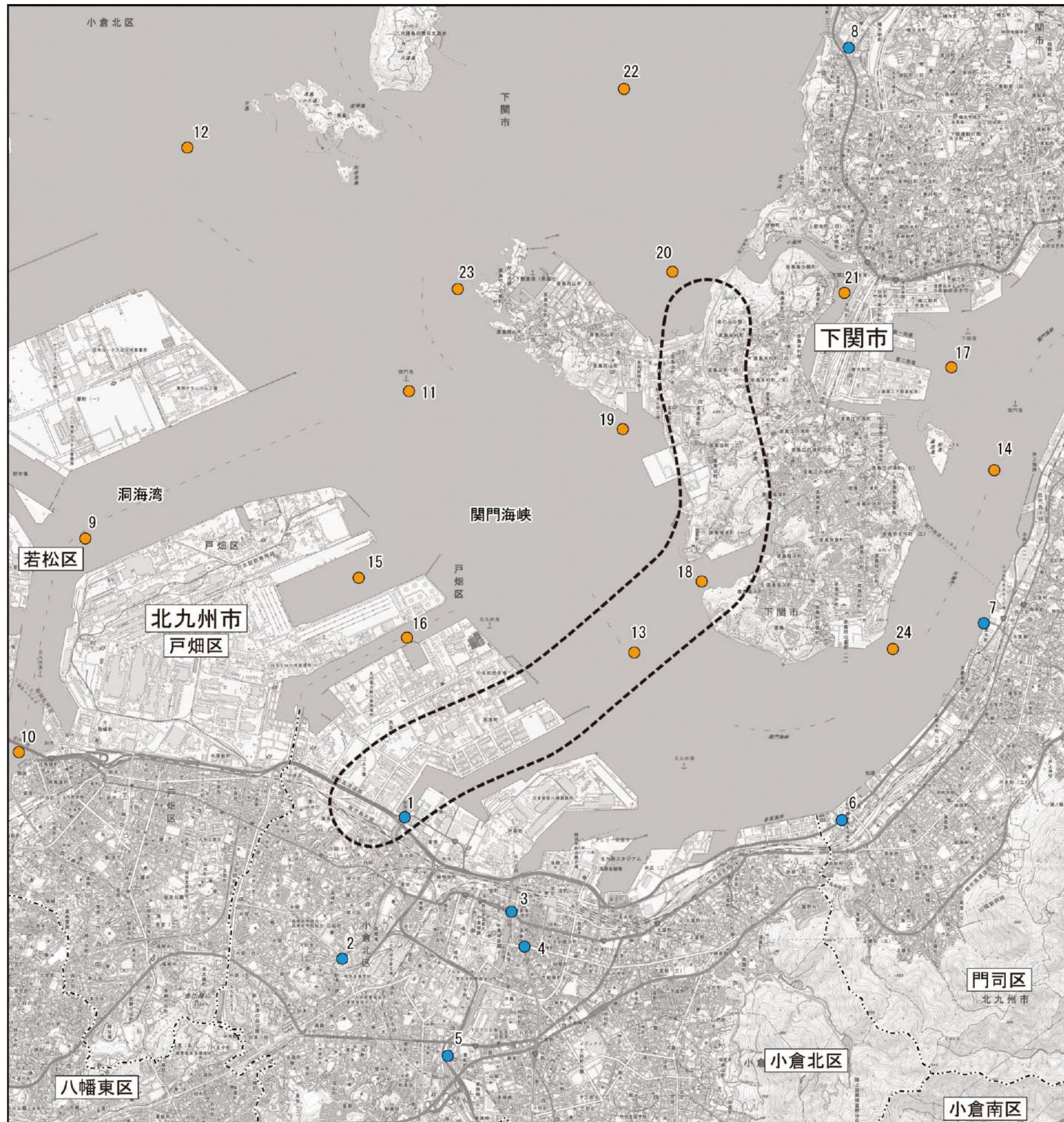
区名 地区名 井戸深度（m） 用途	戸畑区		環境基準値
	沢見	千防	
	5	不明	
	生活用水	生活用水	
水温(°C)	19.5	19.6	—
pH	6.4	5.8	
電気伝導率(mS/m)	29.6	28.3	
砒素(mg/L)	-	-	0.01
四塩化炭素(mg/L)	-	ND	0.002
クロロエチレン(mg/L)	-	ND	0.002
1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	-	ND	0.1
1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	-	ND	0.04
トリクロロエチレン(mg/L)	-	ND	0.01
テトラクロロエチレン(mg/L)	-	0.005	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(mg/L)	7.9	-	10

注1) ND：定量下限値未滿

注2) -：調査されていない項目

出典：「令和2年度版 北九州市の環境 資料編」（令和2年9月、北九州市環境局総務政策部総務課）





1:50,000  
0 500 1000 2000m

記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界

凡例

- 水質調査地点（河川）
  - 1：新港橋
  - 2：境橋
  - 3：勝山橋
  - 4：旦過橋
  - 5：紫川取水堰
  - 6：村中川橋
  - 7：大里橋
  - 8：汐入橋
- 水質調査地点（海域）
  - 9：D2
  - 10：D3
  - 11：H1
  - 12：H5
  - 13：K1
  - 14：K4
  - 15：K7
  - 16：K8
  - 17：SD-8
  - 18：SD-10
  - 19：SD-11
  - 20：SD-13
  - 21：SD-14
  - 22：SD-15
  - 23：SD-18
  - 24：SD-19

出典：令和元年度公共用水域水質測定結果 (1) (海域)、(3) (北九州市内河川)  
 (令和3年5月、福岡県ホームページ)  
 令和2年版 山口県環境白書 参考資料集 (令和2年10月、山口県環境生活部環境政策課)

図 4.1-7 水質、水底の底質の測定地点

### 4.1.3 土壌及び地盤の状況

#### 1) 土壌

調査区域における土壌図は、図 4.1-8 に示すとおりです。

調査区域には、北九州市の東側には山地及び丘陵の土壌（乾性褐色森林土壌（赤褐色系）、乾性褐色森林土壌（黄褐色系）、褐色森林土壌（黄褐色系））が分布し、下関市の南側には山地及び丘陵の土壌（乾性褐色森林土壌（黄褐色系）、褐色森林土壌（黄褐色系））が分布していますが、その他の多くの部分は人工改変地、市街地の未区分地です。

実施区域には、下関市側に山地及び丘陵の土壌（乾性褐色森林土壌（黄褐色系）、褐色森林土壌（黄褐色系））が分布していますが、その他の多くの部分は人工改変地、市街地の未区分地です。

調査区域には、「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日法律第 45 号）により指定された形質変更時要届出区域が 29 箇所あります。指定区域は表 4.1-27 に、位置は図 4.1-9 に示すとおりです。

実施区域には、形質変更時要届出区域が 2 箇所あります。

また、調査区域には、「土壌汚染対策法」により指定された要措置区域、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日法律第 37 号）により指定された区域（廃棄物が地下にある土地の区域）、「底質の処理・処分等に関する指針」（平成 14 年 8 月 30 日環水管第 211 号環境省環境管理局水環境部長通知）に基づき処理された PCB 盛立地及び「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号）により指定された農用地土壌汚染対策地域はありません。

なお、調査区域では、土壌のダイオキシン類に係る公表資料はありません。

表 4.1-27 (1) 土壤汚染対策法に基づく指定区域 (北九州市)

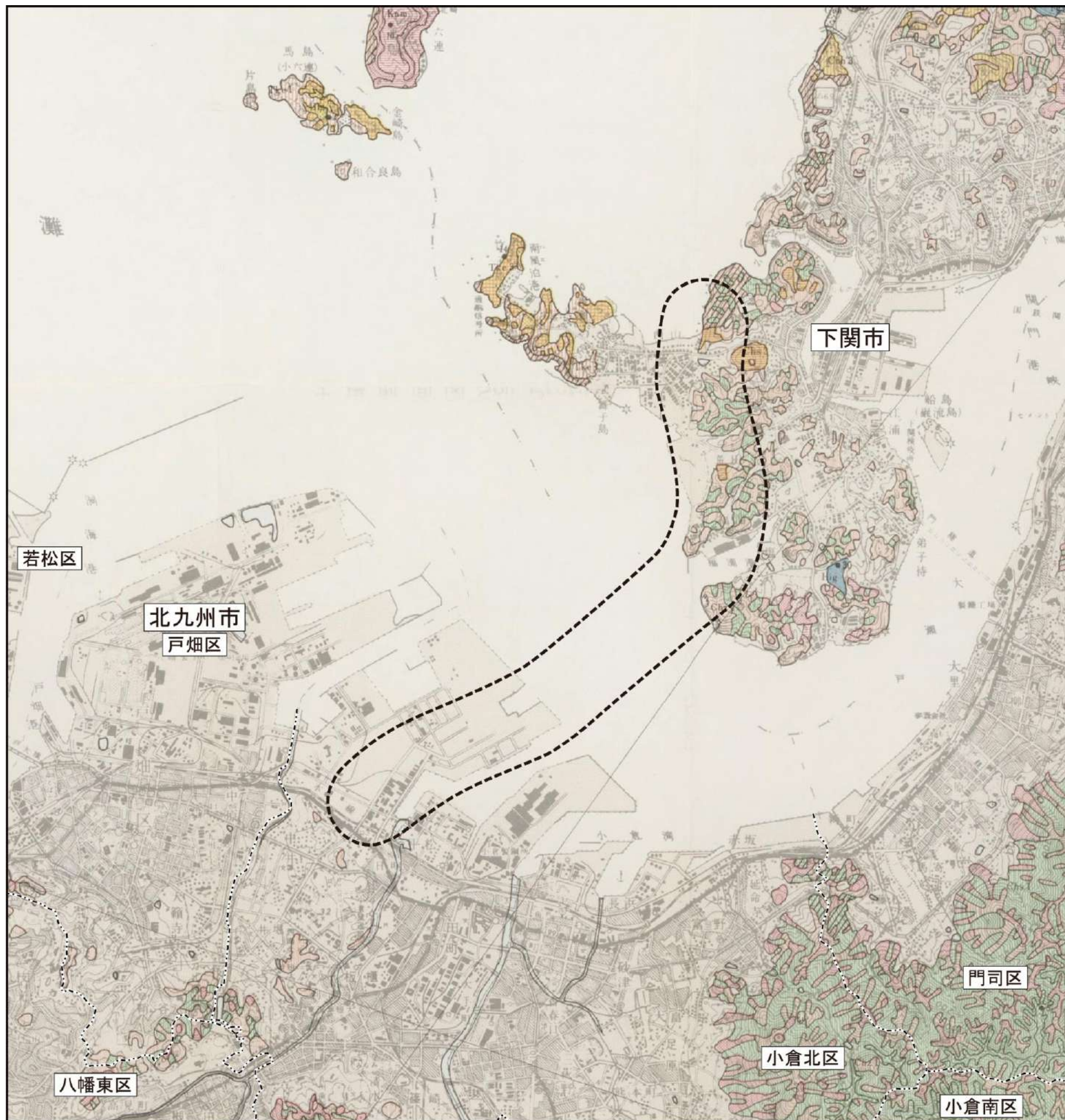
区分	番号	名称	指定年月日	面積
形質変更時要届出区域	1	八幡東区大字前田 2142 番 1 の一部、2142 番 36 の一部、2142 番 35 の一部、1578 番 3 の一部、1520 番 3、1520 番 15 の一部、1320 番 20、1320 番 19、1320 番 11、1320 番 3、1285 番 22、1285 番 4 の一部、大字尾倉 1955 番 7 の一部	平成 22 年 10 月 18 日	148,936.07m <sup>2</sup>
	2	小倉北区西港町 9 番 3、9 番 13、9 番 14、9 番 15、9 番 16	平成 22 年 10 月 18 日	48,815m <sup>2</sup>
	3	戸畑区大字中原 46 番 93 の一部	平成 23 年 1 月 31 日	3,723m <sup>2</sup>
	4	戸畑区大字中原 46 番 93 の一部	平成 23 年 7 月 29 日	12,980m <sup>2</sup>
	5	門司区片上海岸 95 番 15 の一部	平成 25 年 9 月 2 日	1,126.32m <sup>2</sup>
	6	小倉北区浅野三丁目 2 番 13	平成 26 年 2 月 18 日	19,900m <sup>2</sup>
	7	戸畑区大字中原 46 番 129 の一部、46 番 135 の一部、46 番 145 の一部、46 番 146 の一部、46 番 148 の一部、46 番 185、46 番 187 の一部、46 番 188、46 番 190、46 番 193 の一部、46 番 196、46 番 198	平成 26 年 4 月 10 日	8,500m <sup>2</sup>
	8	小倉北区堅町二丁目 2172 番 5、2173 番 1、2174 番 1、2174 番 5、2174 番 8、2174 番 9、2174 番 10、2174 番 11、2174 番 12、2174 番 13、2174 番 15、2186 番 1、2186 番 2、2189 番 3、2189 番 6、2189 番 7、2189 番 12、2189 番 45、2189 番 46、又 2173 番 4、又 2173 番 10、又 2173 番 11、又 2173 番 20	平成 26 年 4 月 23 日	17,087m <sup>2</sup>
	9	戸畑区福柳木一丁目 3 番 18 の一部、3 番 20 の一部	平成 26 年 8 月 29 日	1,566.44m <sup>2</sup>
	10	小倉北区西港町 30 番 13 の一部、30 番 15 の一部	平成 27 年 1 月 8 日	698.41m <sup>2</sup>
	11	小倉北区愛宕一丁目 2228 番 1、2230 番 2、2231 番の一部、2232 番の一部、2233 番の一部、2236 番 1 の一部、2248 番の一部、2249 番の一部、2250 番 1 の一部、2251 番 1 の一部	平成 27 年 5 月 15 日	2,270.1m <sup>2</sup>
	12	小倉北区東港二丁目 4 番 14 の一部	平成 28 年 1 月 6 日	613.76m <sup>2</sup>
	13	小倉北区高見台 2803 番 2、2838 番 2 及び 2840 番 8 並びに中井口 2 番 1 の各一部	平成 28 年 9 月 5 日	603.1m <sup>2</sup>
	14	小倉北区西港町 15 番 67 の一部	平成 28 年 9 月 14 日	7,735m <sup>2</sup>
	15	若松区響町一丁目 62 番 1 の一部	平成 28 年 10 月 6 日	948m <sup>2</sup>
	16	小倉北区末広二丁目 12 番 1 の一部	平成 28 年 12 月 15 日	1,349m <sup>2</sup>
	17	若松区響町一丁目 16 番 3 の一部	令和元年 10 月 4 日	4,700m <sup>2</sup>
	18	小倉北区西港町 97 番 3 の一部	令和元年 11 月 28 日	1,407m <sup>2</sup>
	19	戸畑区大字中原 46 番 93 の一部	令和元年 12 月 5 日	2,377m <sup>2</sup>
	20	戸畑区大字中原 46 番 1 及び 46 番 197 の各一部	令和 2 年 1 月 29 日	7,475.52m <sup>2</sup>
	21	戸畑区大字中原 46 番 49、46 番 51、46 番 81、46 番 121、46 番 130、46 番 189	令和 2 年 7 月 15 日	16,381.66m <sup>2</sup>
	22	戸畑区大字戸畑 464 番 10、464 番 11 の各一部	令和 2 年 8 月 27 日	1,748m <sup>2</sup>
	23	小倉北区西港町 96 番 2 の一部	令和 3 年 3 月 19 日	17,673.4m <sup>2</sup>

出典：「要措置区域、形質変更時要届出区域の指定状況」(令和 3 年 5 月、北九州市ホームページ)

表 4.1-27(2) 土壤汚染対策法に基づく指定区域（下関市）

区分	番号	名称	指定年月日	面積
形質変更時要届出区域	24	下関市彦島弟子侍町三丁目 1440 番 1 の一部	平成 24 年 1 月 31 日	1,204.9m <sup>2</sup>
	25	下関市竹崎町四丁目 1 番 68 の一部	平成 25 年 1 月 16 日	2,424.5m <sup>2</sup>
	26	下関市筋ヶ浜町 782 番 5 の一部	平成 25 年 7 月 24 日	299.5m <sup>2</sup>
	27	下関市後田町一丁目 186 番 1 号	平成 27 年 1 月 21 日 令和元年 11 月 22 日一部解除 令和元年 12 月 9 日一部解除 令和元年 12 月 23 日一部解除	292.48m <sup>2</sup>
	28	下関市彦島弟子侍町二丁目 1371 番 2 の一部 及び 1418 番 1 の一部	平成 29 年 8 月 15 日	305.3m <sup>2</sup>
	29	下関市彦島迫町七丁目 2900 番 59、2900 番 60 及び 2900 番 61	令和 2 年 3 月 10 日	8,497m <sup>2</sup>

出典：「土壤汚染対策法に基づく指定区域について」（令和 3 年 5 月、下関市ホームページ）



1:50,000  
0 500 1000 2000m

記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界

凡例

山地及び丘陵の土壌

- 岩石地
- 宗像1統 } 乾性褐色森林土壌(赤褐色系)
- 筑前1統 } 乾性褐色森林土壌(黄褐色系)
- 筑前2統 } 乾性褐色森林土壌(黄褐色系)
- 竹の子島1統 } 褐色森林土壌(黄褐色系)
- 筑紫1統 } 褐色森林土壌(黄褐色系)
- 筑紫2統 } 褐色森林土壌(黄褐色系)
- 企救統 } 褐色森林土壌
- 頂吉統 } 湿性褐色森林土壌

台地及び低地の土壌

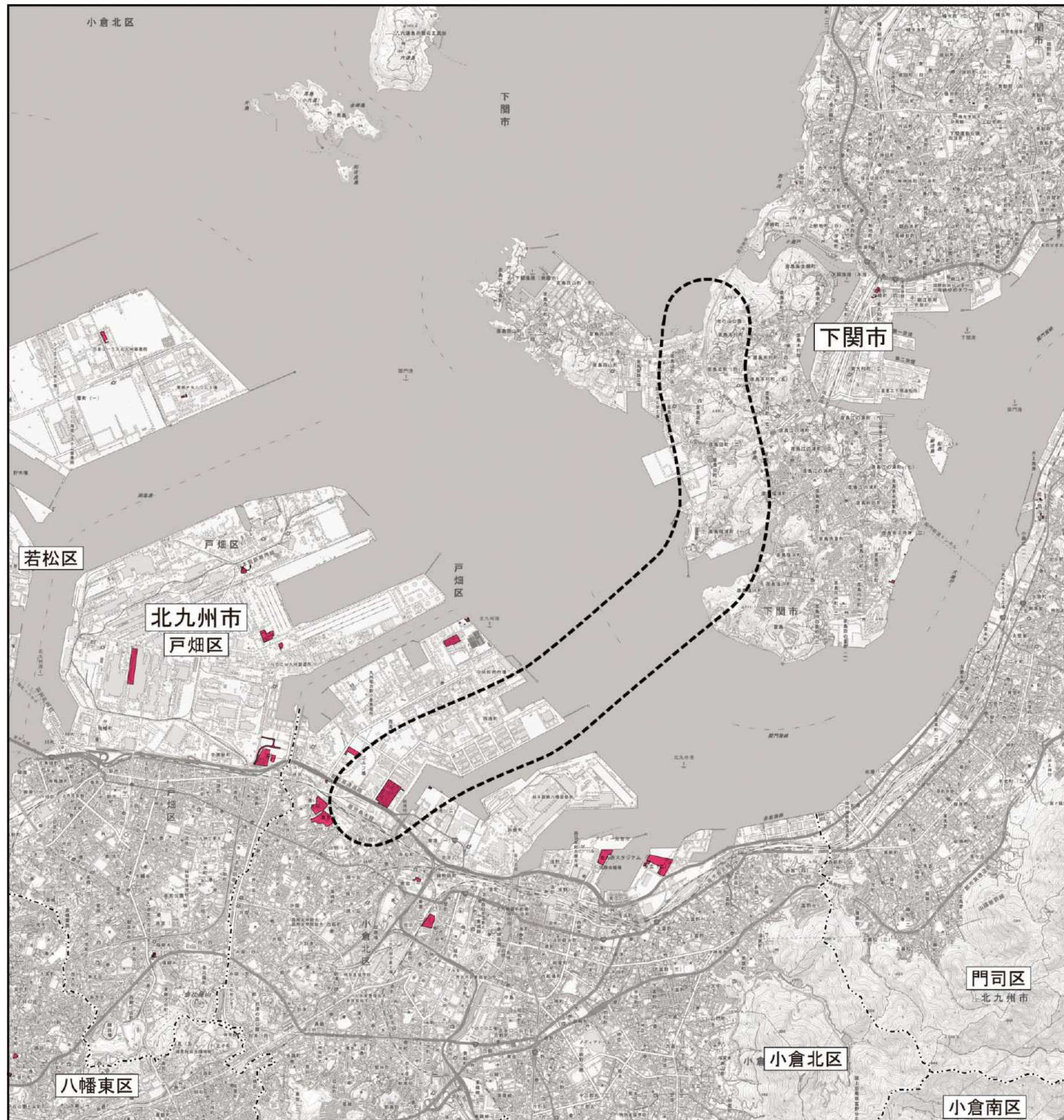
- 玄海統 } 砂丘未熟土壌
- 関門統 } 赤色土壌
- 新田原統 } 赤色土壌
- 筑前3統 } 黄色土壌
- 筑豊3統 } 黄色土壌
- 竹の子島3統 } 黄色土壌
- 夜須統 } 黄色土壌
- 姫島統 } 黄色土壌
- 北多久統 } 黄色土壌
- 八口統 } 褐色低地土壌
- 瀬高統 } 褐色低地土壌
- 金田統 } 細粒灰色低地土壌
- 多々良統 } 細粒灰色低地土壌
- 東和統 } 細粒灰色低地土壌
- 宝田統 } 細粒灰色低地土壌
- 普通寺統 } 灰色低地土壌
- 清武統 } 灰色低地土壌
- 久世田統 } 粗粒灰色低地土壌
- 柏山統 } 粗粒灰色低地土壌
- 田川統 } 粗粒灰色低地土壌
- 西山統 } 粗粒灰色低地土壌
- 東浦統 } 細粒グライ土壌
- 川副統 } 細粒グライ土壌
- 千年統 } 細粒グライ土壌
- 三隅下統 } 細粒グライ土壌
- 芝井統 } グライ土壌
- 新山統 } グライ土壌
- 片桐統 } 粗粒グライ土壌

その他



- 未区分地(人口改変地、市街地)
- 内水面

出典: 5万分の1都道府県土地分類基本調査(土壌図)小倉(昭和47年3月、福岡県)

図 4.1-8 土壌図



1:50,000  
0 500 1000 2000m

記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界

凡例


 土壌汚染対策法に基づく指定区域

図 4.1-9 土壌汚染対策法に基づく指定区域位置図

## 2) 地盤

調査区域では、「令和元年度全国の地盤沈下地域の概況」（令和 3 年 3 月、環境省水・大気環境局）によると、これまでに地盤沈下が観測された地域はありません。また、北九州市及び下関市では、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年 5 月 1 日法律第 100 号、最終改正：平成 12 年 5 月 31 日法律第 91 号）、「工業用水法」（昭和 31 年 6 月 11 日法律第 146 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）による地下水の制限地域はありません。

#### 4.1.4 地形及び地質の状況

##### 1) 地形

調査区域における地形分類図は、図 4.1-10 に示すとおりです。

調査区域では、北九州市の東側には主に山地および山麓（中起伏山地、小起伏山地）が分布し、北九州市の西側には主に台地（砂礫台地（段丘）、低地（三角州）が分布しています。下関市には主に丘陵地、低地（谷底平野）が分布しています。また、両市とも臨海部は主に人工改変地もしくは干拓及び埋立地が分布しています。

実施区域では、北九州市側は主に干拓及び埋立地、下関市側は主に丘陵地が分布しています。

##### 2) 地質

調査区域における表層地質図は、図 4.1-11 に示すとおりです。

調査区域では、北九州市の東側の山地および山麓は主に固結堆積物（粘板岩・凝灰質砂岩・頁岩・凝灰質粘板岩・輝緑凝灰岩（古生層））が分布しています。下関市の丘陵地は固結堆積物（火山質礫岩・凝灰質砂岩・頁岩・凝灰岩・安山岩質溶岩（下関亜層群））が分布しています。また、両市とも低地及び臨海部は主に未固結堆積物（砂・礫・粘土（沖積層及び埋土））が分布しています。

実施区域では、北九州市側は主に未固結堆積物（砂・礫・粘土（沖積層及び埋土））、下関市側は主に固結堆積物（火山質礫岩・凝灰質砂岩・頁岩・凝灰岩・安山岩質溶岩（下関亜層群））が分布しています。

##### 3) 活断層

調査区域における活断層の位置は、図 4.1-12 に示すとおりです。調査区域には、小倉東断層があります。また、政府の地震調査研究推進本部の「小倉東断層の長期評価」（平成 25 年 2 月、地震調査研究推進本部地震調査委員会）では、小倉東断層の北方延長は下関市武久町まで連絡する可能性があるとして報告されています。



#### 4) 重要な地形及び地質

重要な地形及び地質の選定にあたっては、表 4.1-28 に示す法律及び文献を使用しました。

調査区域における重要な地形及び地質は表 4.1-29 に、位置は図 4.1-13 に示すとおりです。

調査区域には、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：令和 3 年 4 月 23 日法律第 22 号）に基づき、国または市により指定された夜宮の大珪化木等の天然記念物、「第 1 回自然環境保全基礎調査 すぐれた自然調査」（昭和 51 年、環境庁）に記載された鐘状火山等の重要な地形、化石産地等の重要な地質が分布しています。

実施区域には、重要な地形及び地質の分布はありません。

表 4.1-28 重要な地形及び地質の選定基準とカテゴリ概要

選定基準		カテゴリ
I	「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日法律第 41 号）	特別：国指定特別天然記念物 国：国指定天然記念物 県：県指定天然記念物 市：市指定天然記念物
II	「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年 9 月 28 日条約第 7 号）	登録自然遺産
III	「自然環境保全法」（昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号、最終改正：平成 31 年 4 月 26 日法律第 20 号）	自然環境保全地域
IV	「福岡県環境保全に関する条例」（昭和 47 年 10 月 18 日福岡県条例第 28 号、最終改正：平成 23 年 2 月 28 日福岡県条例第 12 号）	自然環境保全地域
V	「すぐれた自然の調査（第 1 回自然環境保全基礎調査）すぐれた自然図」（昭和 51 年、環境庁）	すぐれたまたは特異な地形・地質・自然現象
VI	「日本の地形レッドデータブック 第 1 集－危機にある地形－」（平成 12 年 12 月、小泉武栄、青木賢人）及び「日本の地形レッドデータブック 第 2 集－保存すべき地形－」（平成 14 年 3 月、小泉武栄、青木賢人）	①：日本の自然を代表する典型的かつ希少、貴重な地形 ②：①に準じ、地形学の教育上重要な地形もしくは地形学の研究の進展に伴って新たに注目したほうがよいと考えられる地形 ③：多数存在するが、なかでも最も典型的な形態を示し、保存することが望ましい地形 ④：動物や植物の生育地として重要な地形

表 4.1-29 調査区域の重要な地形・地質

番号	名称	分類区分	選定基準					
			I	II	III	IV	V	VI
1	夜宮の大珪化木	地質鉱物	国				○	
2	化石産地	地形・地質・自然現象	市※				○	
3	鐘状火山	地形・地質・自然現象					○	
4	六連島の雲母玄武岩	地質鉱物	国					

※）化石産地の一部地域が「彦島西山の化石層」として天然記念物に指定されている。

注）表中の選定基準については表 4.1-28 を参照。

出典：「すぐれた自然の調査（第 1 回自然環境保全基礎調査）すぐれた自然図」（昭和 51 年、環境庁）

「指定文化財」（令和 3 年 5 月、北九州市ホームページ）

「令和 2 年度教育要覧」（令和 2 年 10 月、下関市教育委員会）



1:50,000  
0 500 1000 2000m

記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界

凡例

山地および山麓

- 大起伏山地（起伏量 400m 以上）
- 中起伏山地（起伏量 400m ~ 200m）
- 小起伏山地（起伏量 200m 以下）
- 山麓地（Ⅰ）（起伏量 100m ~ 50m）
- 山麓地（Ⅱ）（起伏量 50m 以下）

丘陵地

- 丘陵地（Ⅰ）（起伏量 200m ~ 100m）
- 丘陵地（Ⅱ）（起伏量 100m 以下）

台地

- 岩石台地（段丘）
- 砂礫台地（段丘）
- 石灰岩台地
- 火山灰台地
- 熔岩台地

その他

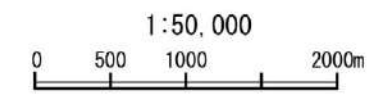
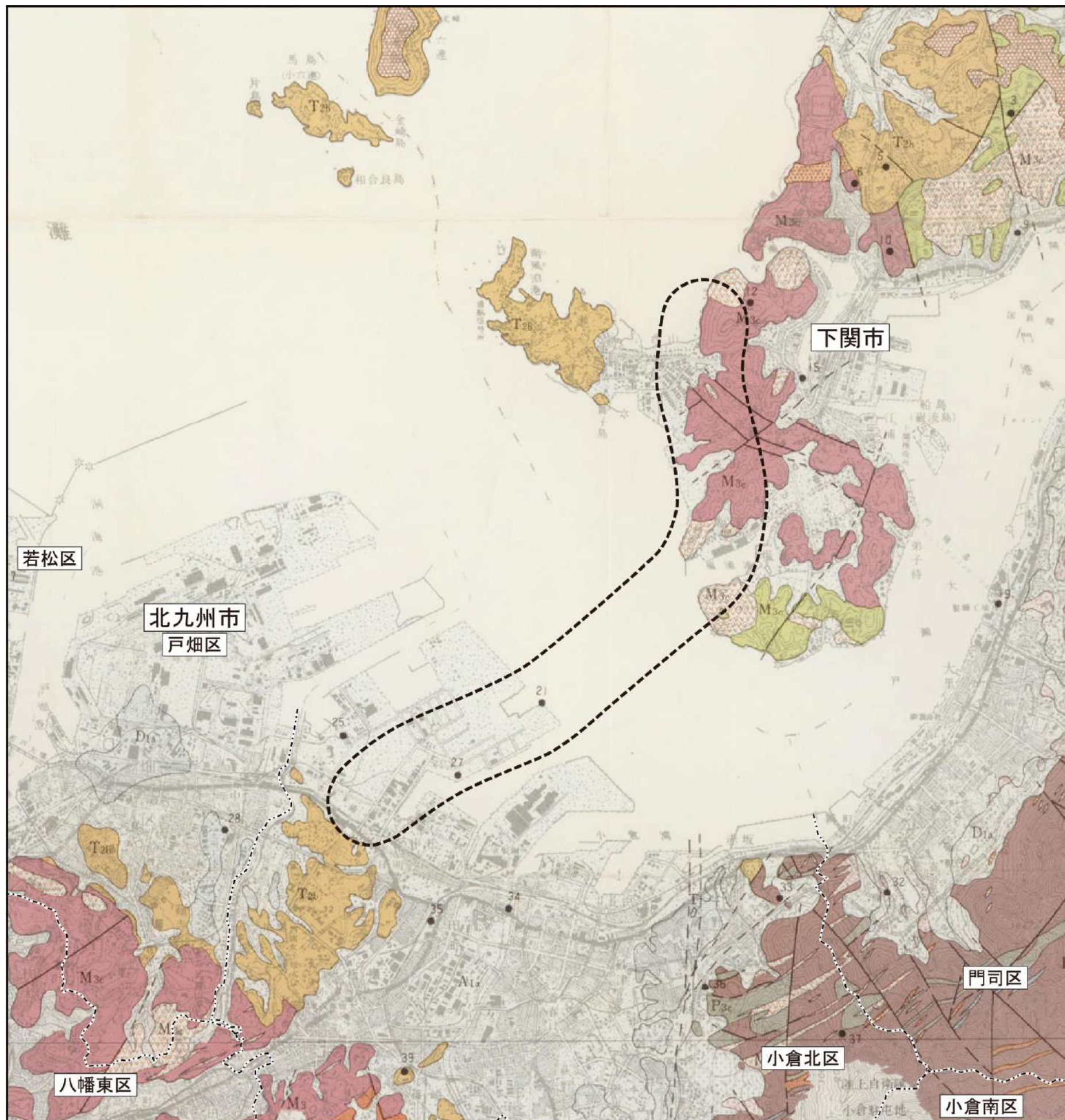
- 崩壊地形
- 崖
- 被覆砂丘
- 裸出砂丘
- 自然堤防
- 湿地
- 旧河道
- 潮汐平地界
- 人工改变地
- 干拓及び埋立地
- 溜池
- 国道
- 主要地方道
- 流域界

低地

- 谷底平野
- 扇状地及び崖錐
- 三角州
- 干潟
- 河原および浜
- 磯

出典：5万分の1都道府県土地分類基本調査（地形分類図）小倉（昭和47年3月、福岡県）

図 4.1-10 地形分類図



記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政区界

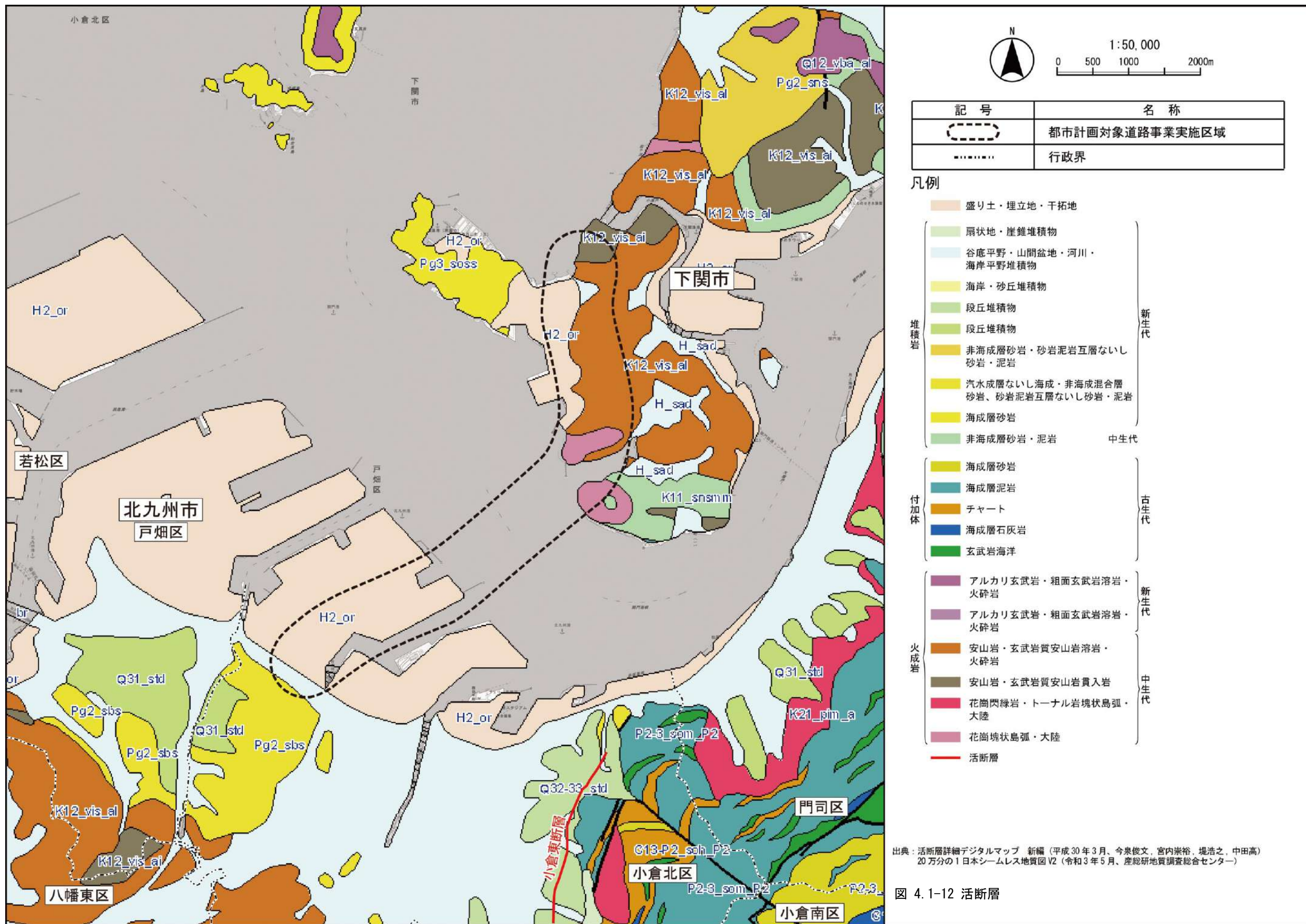
凡例

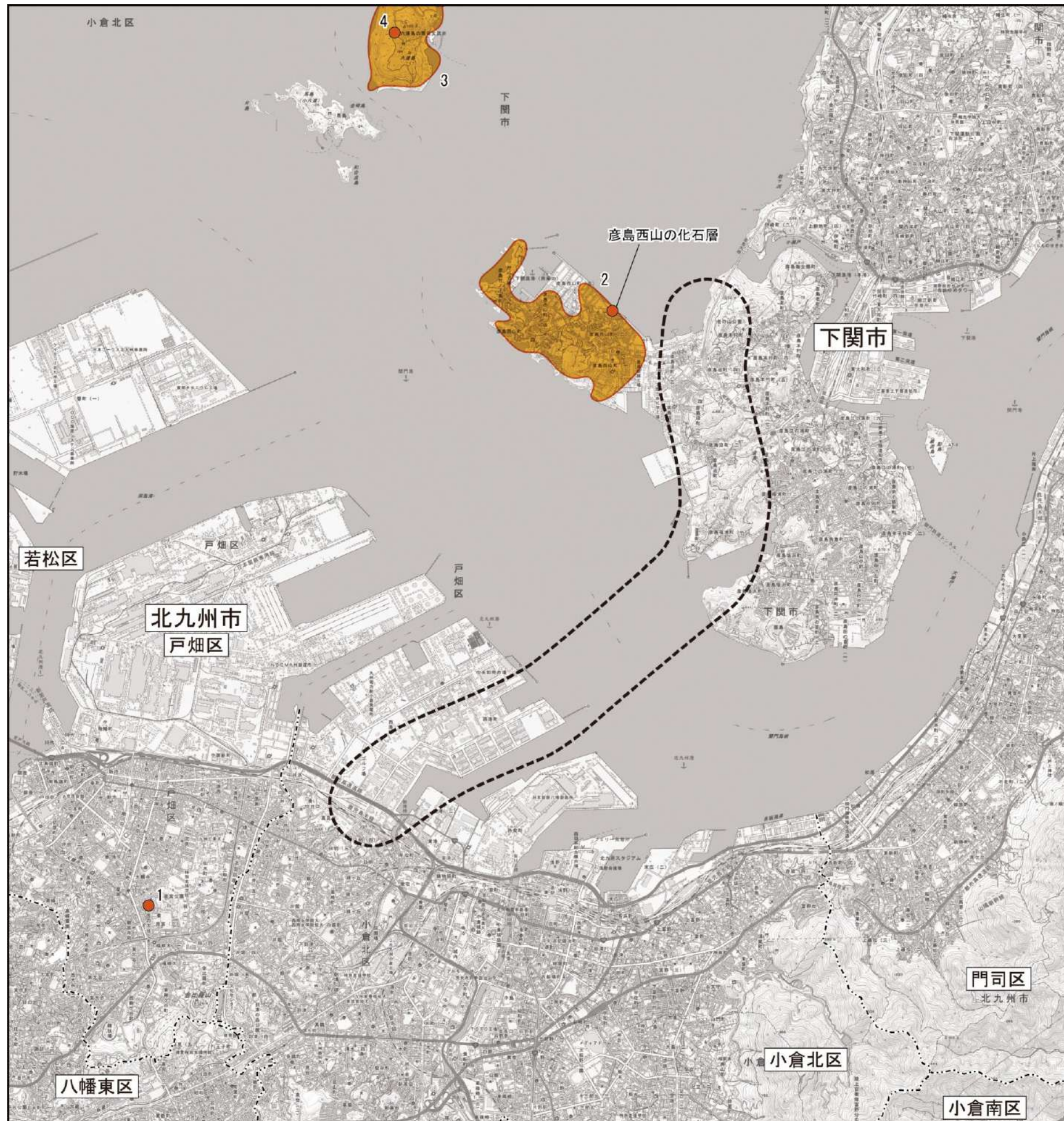
- 未固結堆積物
    - 砂・礫・粘土（沖積層及び埋土）
    - 礫・砂（崖錐堆積物及び土石流）
    - 砂・礫・粘土・ローム（洪積層）
    - 砂岩・頁岩・礫岩（一部凝灰岩）および石炭（古第三紀層）
  - 固結堆積物
    - 酸性凝灰岩・火山岩質礫岩・凝灰角礫岩（八幡層）
    - 火山岩質礫岩・凝灰質砂岩・頁岩・凝灰岩・安山岩質礫岩（下関層群）
    - 石灰岩礫岩・凝灰岩・凝灰質砂岩・頁岩・砂岩・礫岩（嵯野層群）
    - 珪岩
    - 石灰岩
    - 粘板岩・凝灰質砂岩・頁岩・凝灰質粘板岩・礫凝灰岩（古生層）
  - 火山性岩
    - 玄武岩
    - 玢岩類
  - 深成岩
    - 石英斑岩
    - 花崗岩・花崗閃緑岩
    - 変成岩類
- 国道

- 岩体のかたさ
  - 1 (~2) 軟
  - 2 (~1) 中
  - 3 硬
- 岩片のかたさ
  - a 軟
  - b 中
  - c 硬
- 古生界・・・P
- 中生界・・・M
- 古第三紀・・・T
- 新第三紀・・・NT
- 洪積世・・・D
- 沖積世・・・A

出典：5万分の1 都道府県土地分類基本調査（表層地質図）小倉（昭和47年3月、福岡県）

図 4.1-11 表層地質図





記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界

凡例

- 重要な地形・地質
- 1: 夜宮の大珪化木
- 2: 化石産地
- 3: 鐘状火山
- 4: 六連島の雲母玄武岩

出典：すぐれた自然の調査（第1回自然環境保全基礎調査）すぐれた自然図（昭和51年、環境庁）  
 指定文化財（令和3年5月、北九州市ホームページ）  
 令和2年度教育要覧（令和2年10月、下関市教育委員会）

図 4.1-13 重要な地形・地質

#### 4.1.5 動植物種の生息又は生育、植生及び生態系の状況

##### 1) 動物の生息状況、重要な種及び注目すべき生息地の状況

調査区域及びその周辺における動物の生息等の確認に用いた既存資料は、表 4.1.2 に示すとおりです。

なお、動物に係る既存資料の収集範囲については、調査区域における動物の生息の状況をよりの確に反映させるため、実施区域から概ね片側 3km を含む関係市としました。

##### (1) 動物相の状況

###### ① 哺乳類の状況

調査区域及びその周辺において生息記録のある哺乳類として 9 目 19 科 44 種が挙げられます。これらの種には、主に山林に生息するムササビ、ニホンアナグマ、イノシシ、ニホンジカ、山地から耕作地等の人里にかけて広く生息するタヌキ、キツネ、水域周辺をよく利用するイタチ、海域に生息するマイルカ、オキゴンドウ等が含まれています。また、洞窟等の特殊な環境を利用するキクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ユビナガコウモリ等も記録されています。

###### ② 鳥類の状況

調査区域及びその周辺において生息記録のある鳥類として 19 目 58 科 240 種が挙げられます。これらの種には、カモ類、カイツブリ類、サギ類、チドリ類、シギ類、カモメ類、カワセミ等の水辺に生息する種、アオゲラ、ヤマガラ等の山林に生息する種、ヒバリ、カワラヒワ等の草地に生息する種、ハシボソガラス、スズメ等の耕作地から市街地にかけて広く出現する種が多く記録されているとともに、生態系の上位に位置するミサゴ、サシバ、ハヤブサ等の猛禽類も記録されています。

また、調査区域に含まれる関門海峡については春秋の渡りの時期における陸鳥の中継地になっていることが知られており、サシバやハチクマ等の猛禽類のほか、ヒヨドリ等の一般鳥類の渡りの経路となっています。調査区域及びその周辺における渡りの状況は、図 4.1-14～図 4.1-18 に示すとおりです。

###### ③ 両生類・爬虫類の状況

調査区域及びその周辺において生息記録のある両生類として 2 目 8 科 16 種、爬虫類として 2 目 9 科 15 種が挙げられます。これらの種には、主に山林の沢やその周辺に生息するタゴガエル、ヤマアカガエル、カジカガエル、河川上～中流域に生息するオオサンショウウオ、丘陵地の森林に生息するカスミサンショウウオ、低地の湿地や水田に生息するアカハライモリ、トノサマガエル、シュレーゲルアオガエル等の両生類が含まれています。また、海域に生息するアカウミガメ、山林に生息するタカチホヘビ、ジムグリ、山地から耕作地等の人里にかけて広く生息するニホントカゲ、ニホンカナヘビ、水田等の水域周辺をよく利用するヒバカリ、ヤマカガシ、用水路や河川周辺に生息するニホンイシガメ、ニホンスッポン等の爬虫類が含まれています。

#### ④ 魚類の状況

調査区域及びその周辺において生息記録のある魚類として10目25科107種が挙げられます。これらの種には、河川源流～上流域に生息するサツキマス（アマゴ）、上～中流域に生息するアカザ、下流域や用水路、止水域に生息するギンブナ、タナゴ類、ナマズ等が含まれています。他に、湧水のある河川や用水路といった特殊な環境に生息するスナヤツメ南方種、汽水から海域に生息するマハゼも記録されています。外来種としてはブルーギル、オオクチバス等が記録されています。

#### ⑤ クモ類・昆虫類の状況

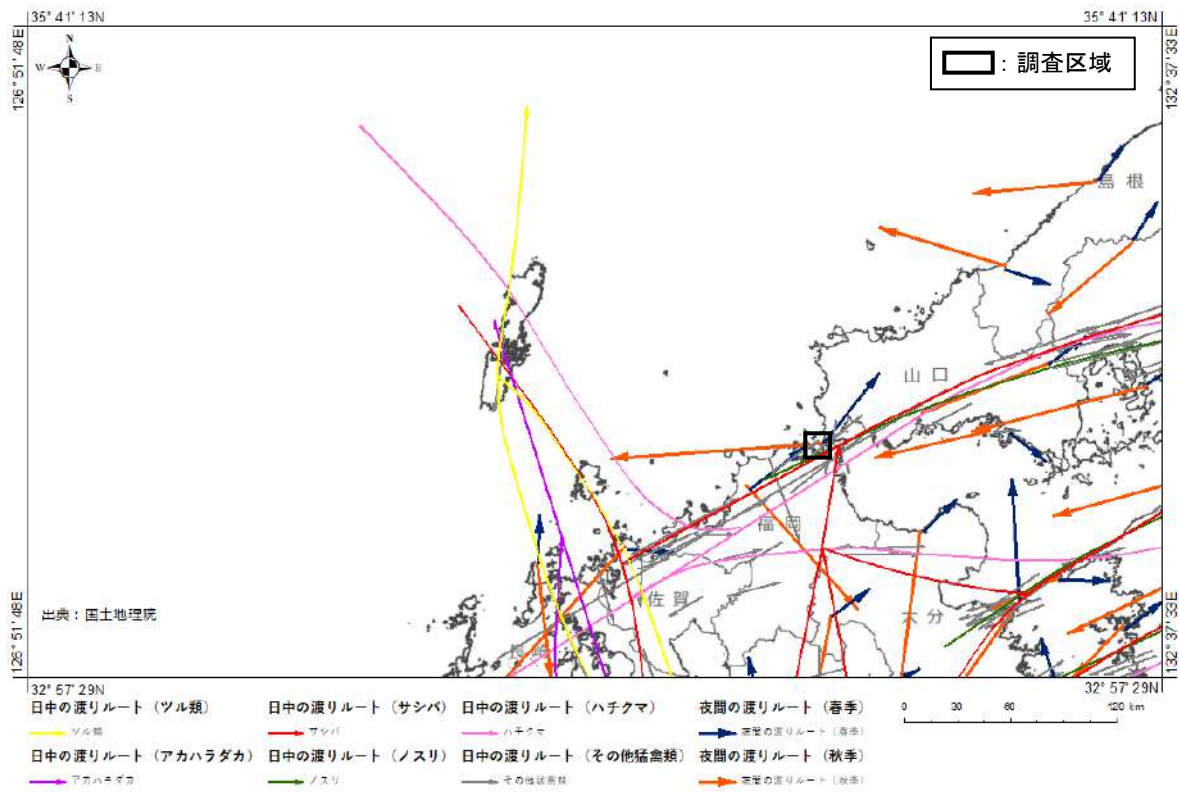
調査区域及びその周辺において生息記録のあるクモ類・昆虫類として11目140科1834種が挙げられます。これらの種には、ヒメハルゼミ、クロアゲハ本土亜種、オオクワガタ等の山林を中心に生息する種や、ツバメシジミ、ツマグロキチョウ等の草地に生息する種が多く含まれています。また、河川やため池、水田地帯も存在するため、コバネアオイトトンボ、オオミズムシ、ゲンゴロウ、オモナガコミズムシ等の止水性水生昆虫や、ムカシトンボ、アオサナエ等の流水性水生昆虫も多く記録されています。他に、ヨドシロヘリハンミョウといった干潟を利用する種も記録されています。

#### ⑥ 貝類の状況

調査区域及びその周辺において生息記録のある貝類として6綱23目185科732種が挙げられます。これらの種には、下流域や用水路、止水域に生息するヒメタニシ、チリメンカワニナ、イシガイ科貝類や、湿地や水田等に生息するマルタニシ、オオタニシ等が含まれています。また、調査区域及びその周辺は海を通過していることから、汽水から海域に生息するタケノコカワニナ、ヤマトシジミ、ハマグリ、ムラサキガイ、オキナガイ等や海域に生息するサザエ、コモンダカラ、ウラシマガイ、ナワメグルマ、サギガイ等も多く記録されています。

#### ⑦ 甲殻類その他の状況

調査区域及びその周辺において生息記録のある甲殻類その他として5門5綱7目18科38種が挙げられます。確認種はウチワゴカイ、ハマガニ、シオマネキ、ヤドリカニダマシ等の干潟を中心に生息する種が多く含まれ、他に淡水域に生息するヤマトヌマエビ、ヒラテテナガエビ等が記録されています。

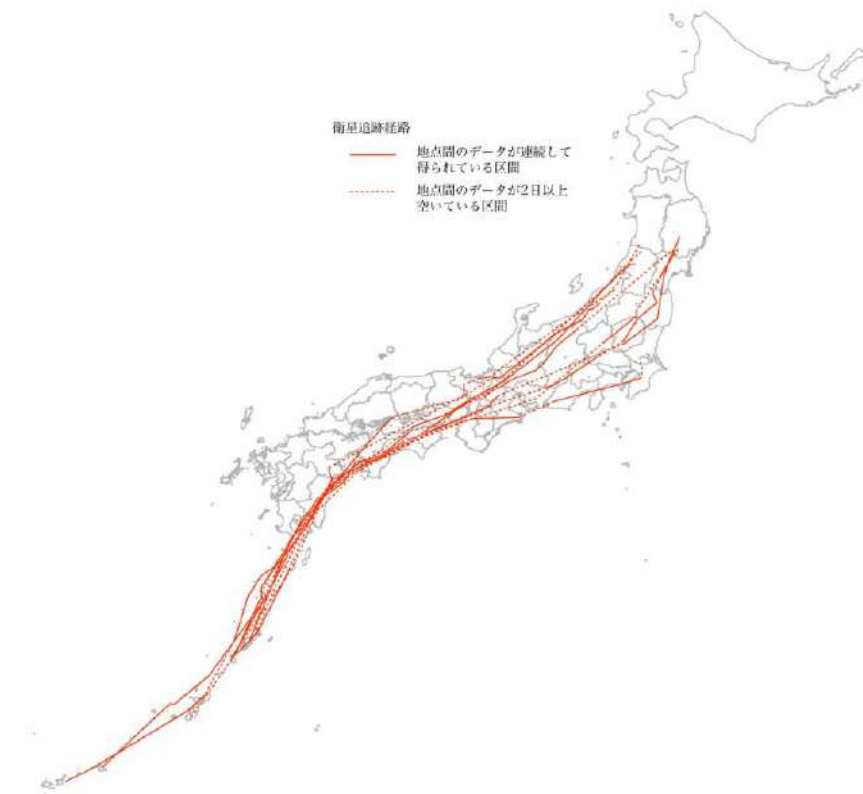


出典：「センシティブティーマップ（環境アセスメントデータベース）」（令和3年5月、環境省）

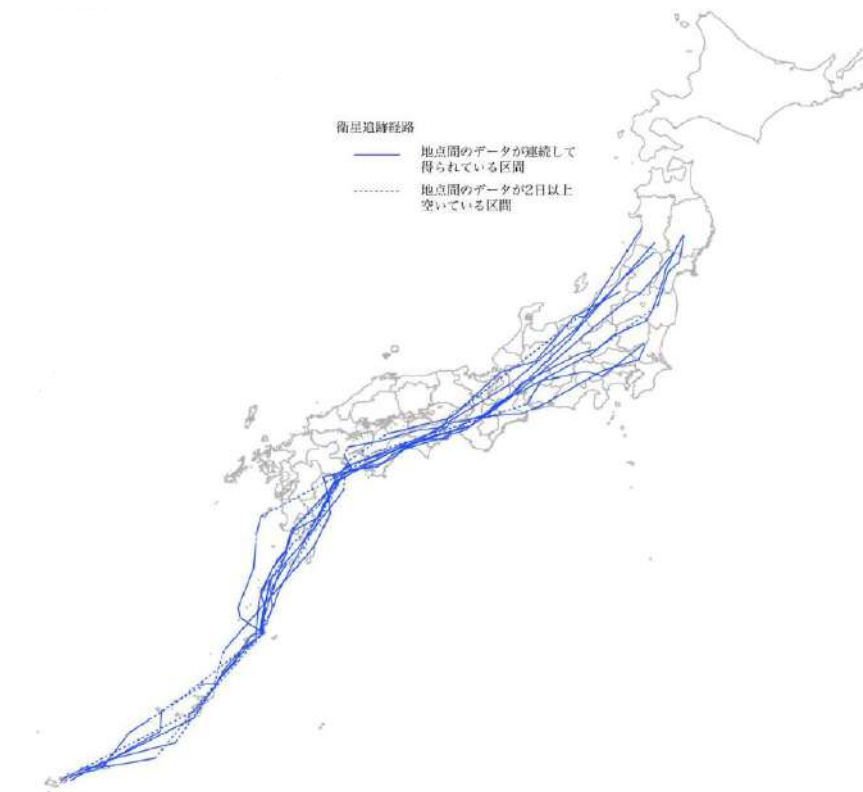
図 4.1-14 鳥類の渡りの経路



【秋季】



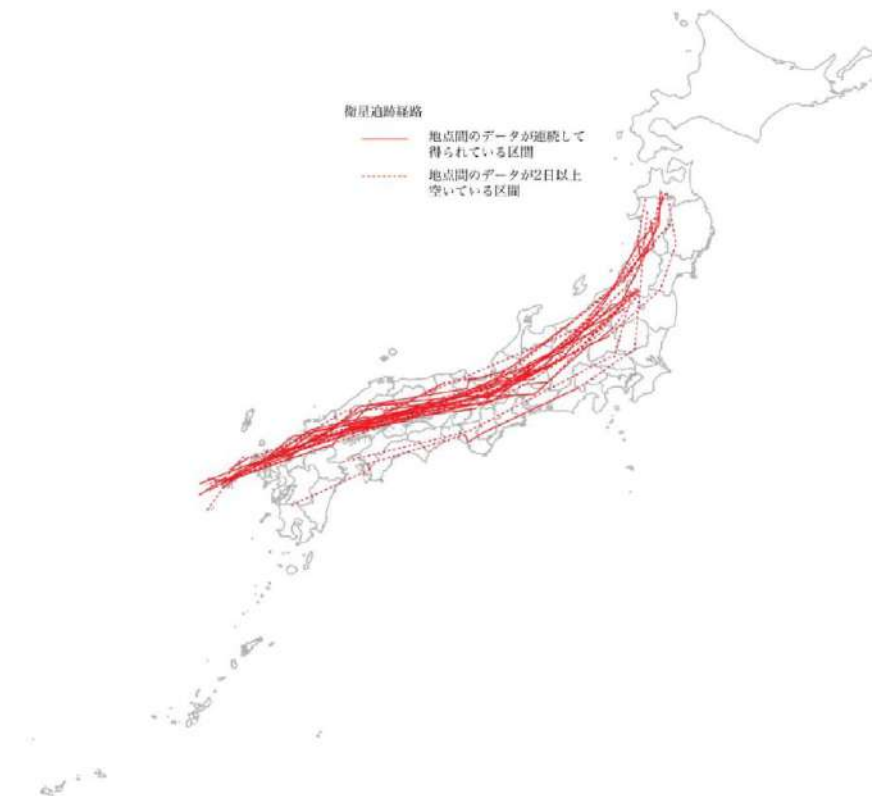
【春季】



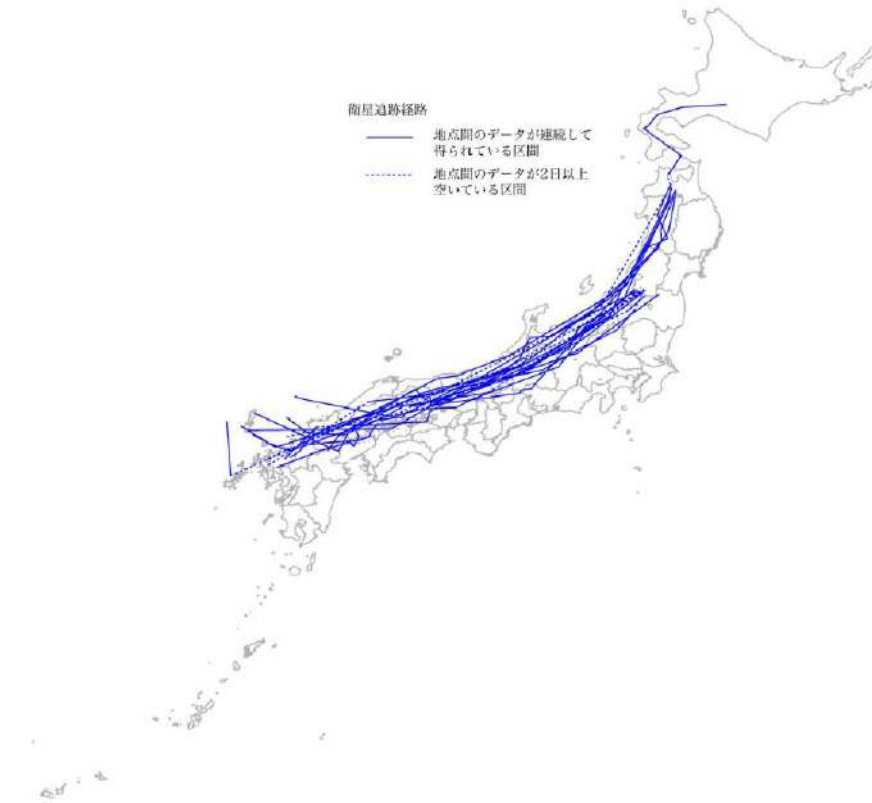
出典：「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引きについて（平成27年9月修正版）」（平成27年9月、環境省）

図 4.1-15 サシバの渡りの経路

【秋季】



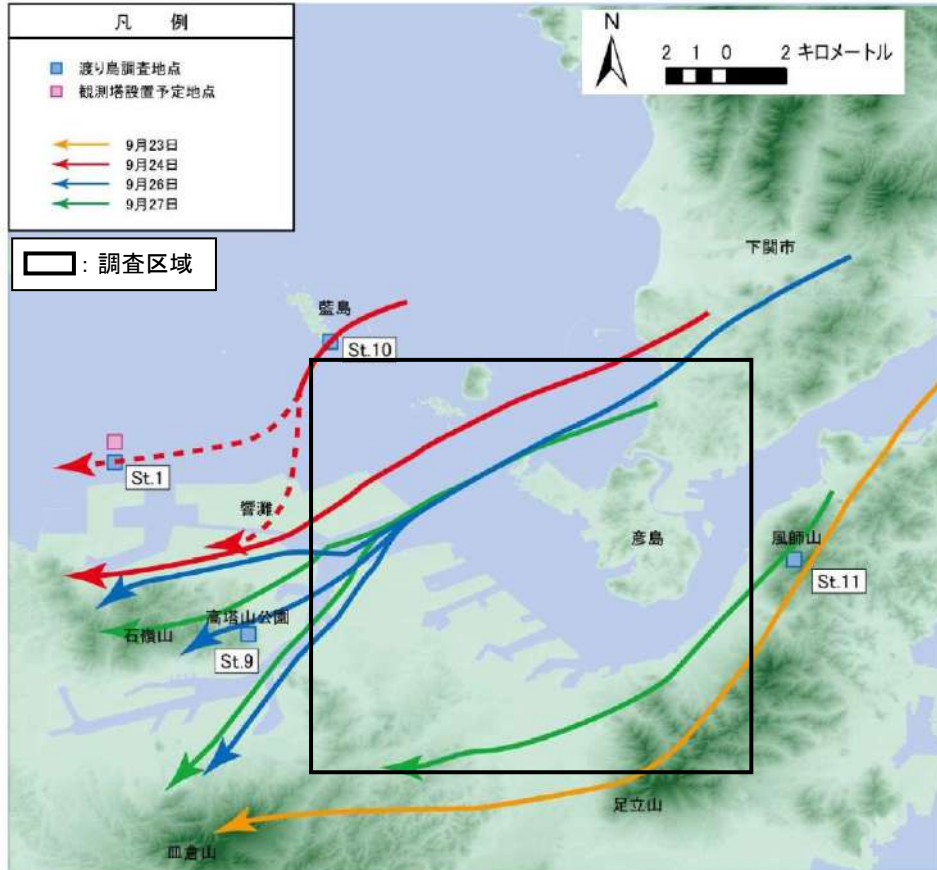
【春季】



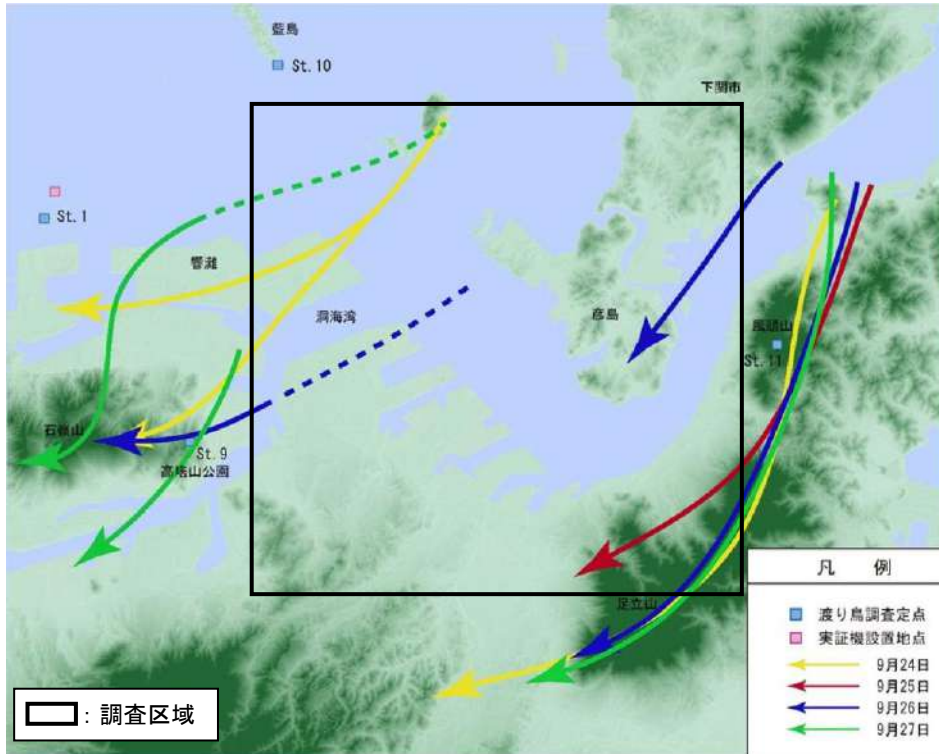
出典：「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引きについて（平成27年9月修正版）」（平成27年9月、環境省）

図 4.1-16 ハチクマの渡りの経路

【平成 23 年】

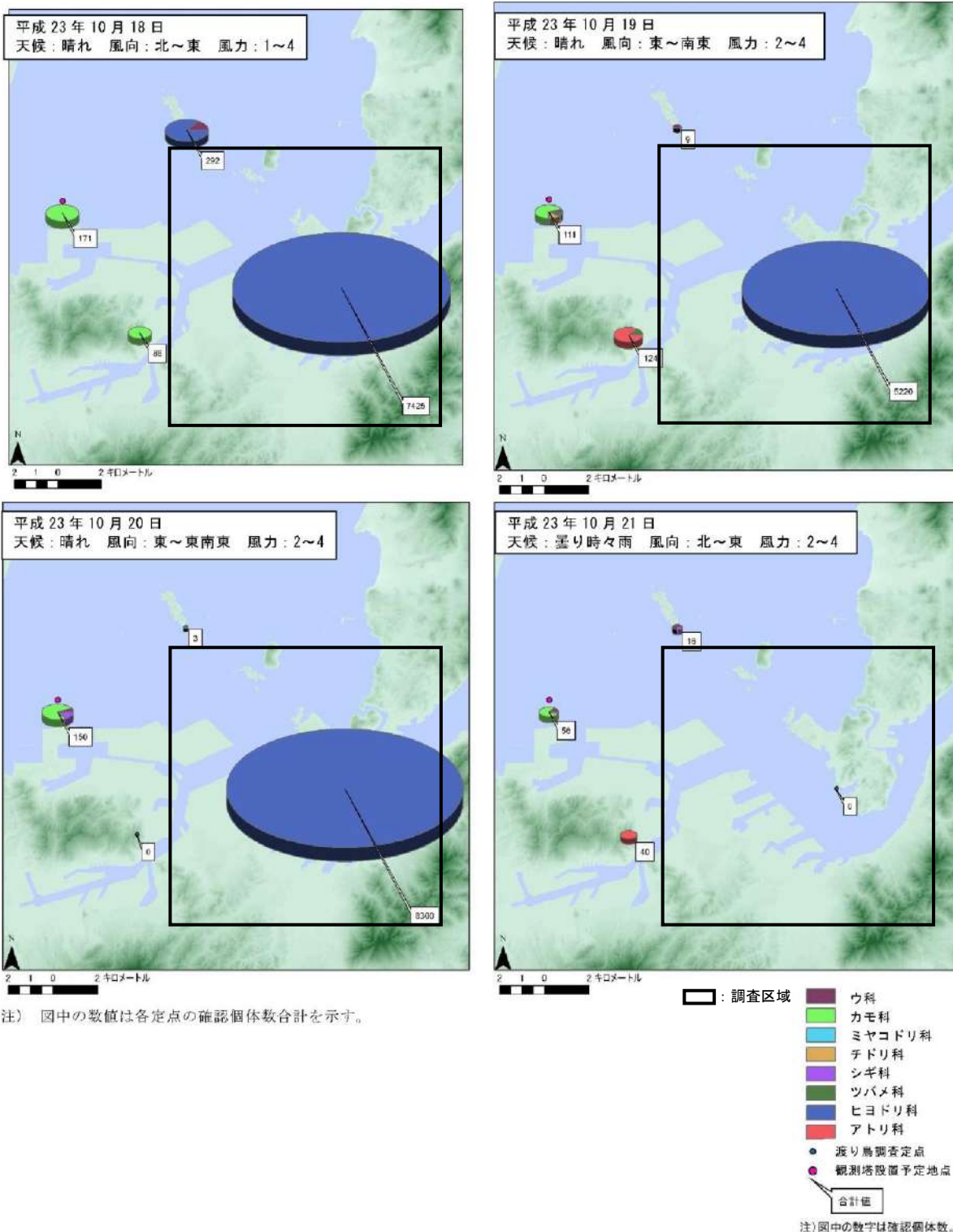


【平成 25 年】



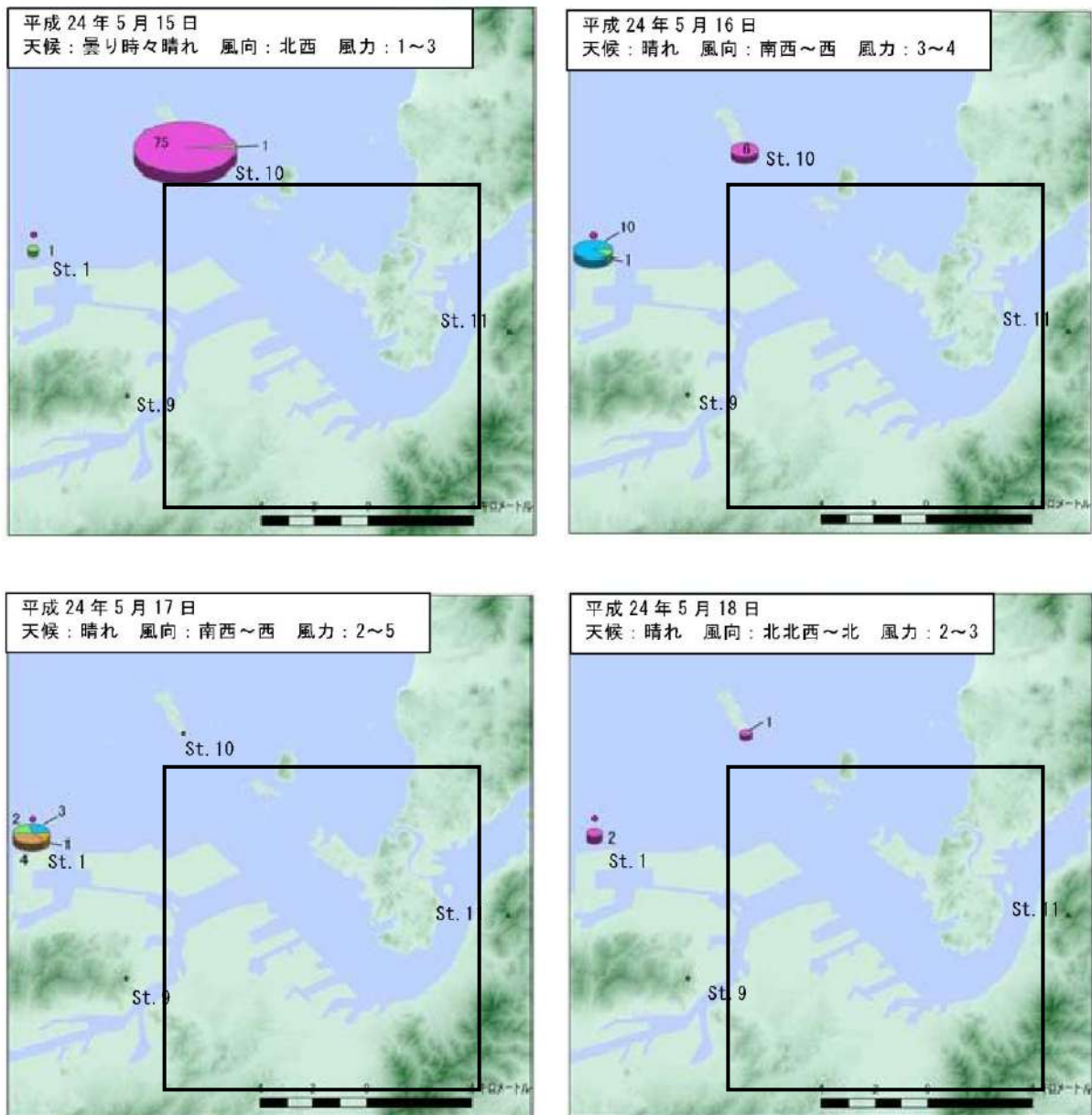
出典：「平成 21 年度～平成 28 年度成果報告書 風力等自然エネルギー技術研究開発 洋上風力発電等技術研究開発 洋上風況観測システム実証研究（北九州市沖）（2/2）」（平成 29 年 3 月、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）

図 4.1-17 ハチクマの飛翔ルートの大略



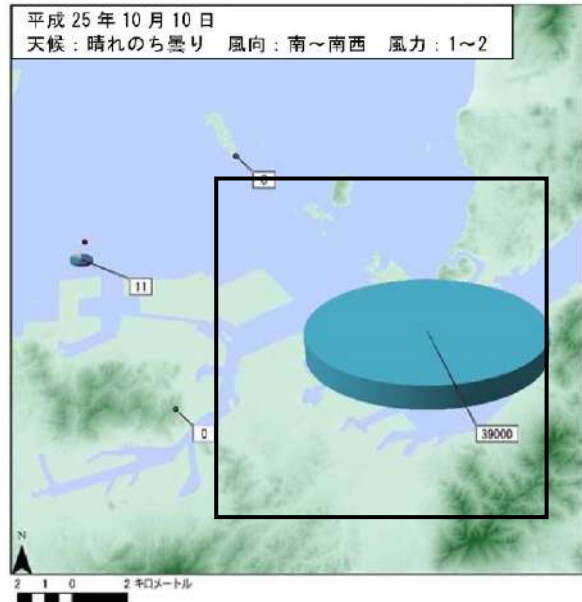
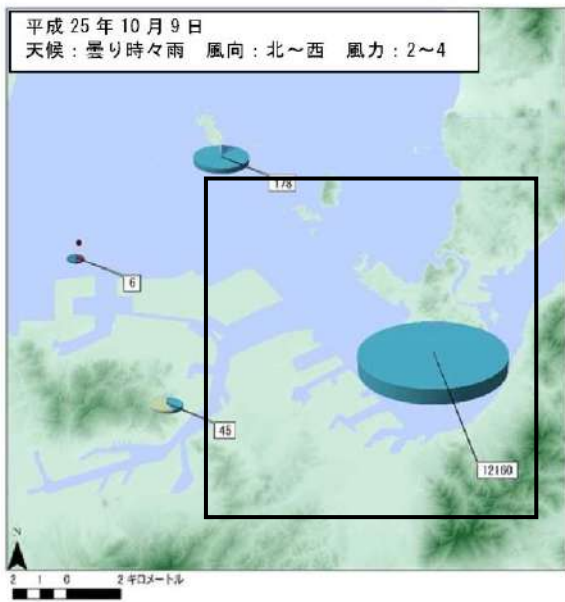
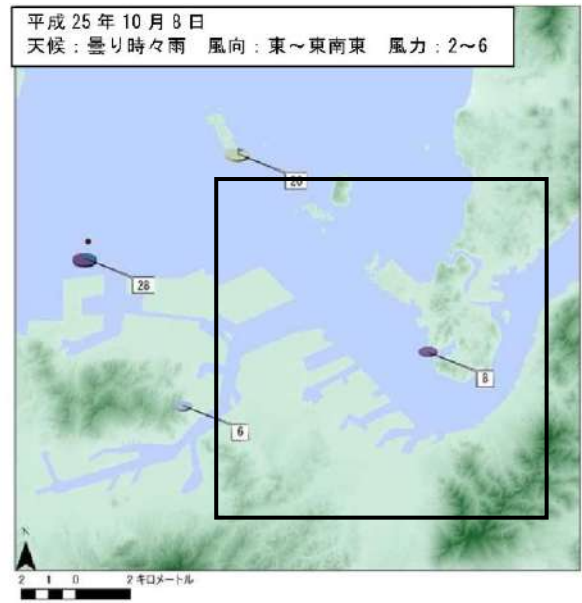
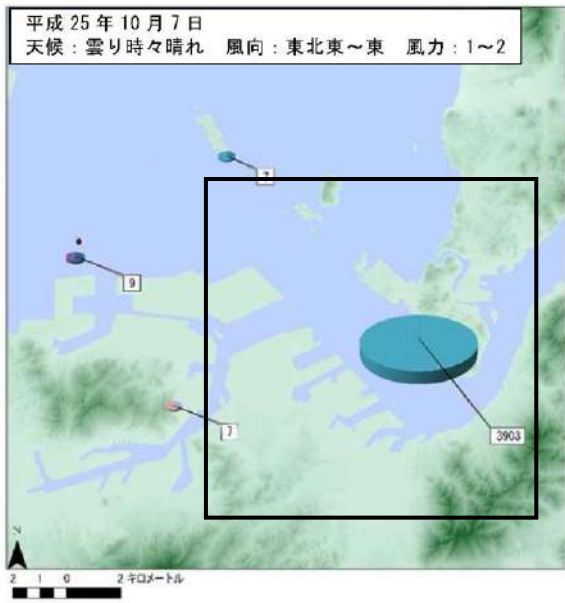
出典：「平成 21 年度～平成 28 年度成果報告書 風力等自然エネルギー技術研究開発 洋上風力発電等技術研究開発 洋上風況観測システム実証研究（北九州市沖）（2/2）」（平成 29 年 3 月、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）

図 4.1-18(1) 一般鳥類（渡り）の出現状況（平成 23 年度：10 月期）



出典：「平成 21 年度～平成 28 年度成果報告書 風力等自然エネルギー技術研究開発 洋上風力発電等技術研究開発 洋上風況観測システム実証研究（北九州市沖）（2/2）」（平成 29 年 3 月、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）

図 4.1-18(2) 一般鳥類（渡り）の出現状況（平成 24 年度：5 月期）



- : 調査区域
- カモ科
- ウ科
- サギ科
- チドリ科
- シギ科
- ミサゴ科
- タカ科
- ハヤブサ科
- ヒバリ科
- ツバメ科
- ヒヨドリ科
- ムクドリ科
- ヒタキ科
- セキレイ科
- アトリ科
- 渡り鳥調査地点
- 実証機設置地点
- 合計値

注) 図中の数字は確認個体数

出典：「平成 21 年度～平成 28 年度成果報告書 風力等自然エネルギー技術研究開発 洋上風力発電等技術研究開発 洋上風況観測システム実証研究（北九州市沖）（2/2）」（平成 29 年 3 月、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）

図 4.1-18(3) 一般鳥類（渡り）の出現状況（平成 25 年度：10 月期）

(2) 重要な種及び注目すべき生息地の状況

① 重要な動物種の選定基準

重要な動物種の選定基準は、表 4.1-30 に示すとおりです。

表 4.1-30 重要な動物種の選定基準とカテゴリー概要

選定基準		カテゴリー	
I	文化財保護法 (昭和 25 年 5 月 30 日法律 第 214 号、最終改正：令和 3 年 4 月 23 日法律第 22 号)	国指定特別天然記念物 (特天)	天然記念物のうち、特に重要なものとして指定されたもの
		国指定天然記念物 (国天)	我が国にとって学術上価値の高い動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)及び植物(自生地を含む。)のうち、重要なものとして指定されたもの
II	絶滅のおそれのある野生 動植物の種の保存に関する 法律 (平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日法律第 37 号)	国内希少野生動植物種 (国内)	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの
		国際希少野生動植物種 (国際)	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種(国内希少野生動植物種を除く。)であって、政令で定めるもの
III	福岡県希少野生動植物種 の保護に関する条例 (令和 2 年 10 月 6 日福岡 県条例第 42 号)	指定希少野生動植物種 (指定)	希少野生動植物種のうち特に保護を図る必要があるもの
IV	山口県希少野生動植物種 保護条例 (平成 17 年 3 月 18 日山口 県条例第 8 号、最終改正： 平成 17 年 7 月 12 日山口県 条例第 52 号)	指定希少野生動植物種 (指定)	希少野生動植物種のうち特に保護を図る必要がある指定希少野生動植物種
V	環境省レッドリスト 2020 の公表について (令和 2 年 3 月 27 日 環境 省)	絶滅危惧 I 類 (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種
		絶滅危惧 IA 類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
		絶滅危惧 IB 類 (EN)	IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
		絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅の危険が増大している種
		準絶滅危惧 (NT)	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
		情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種
VI	環境省版海洋生物レッド リストの公表について (平成 29 年 3 月 21 日環境 省)	絶滅危惧 IA 類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
		絶滅危惧 IB 類 (EN)	IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
		絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅の危険が増大している種
		準絶滅危惧 (NT)	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
		情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種
		絶滅のおそれのある 地域個体群 (LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
VII	福岡県の希少野生生物－ 福岡県レッドデータブック 2011－ (平成 23 年 11 月福岡県)	絶滅危惧 I 類 (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種
		絶滅危惧 IA 類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
		絶滅危惧 IB 類 (EN)	IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
		絶滅危惧 II 類 (VU)	現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のランクに移行することが確実に考えられるもの
		準絶滅危惧 (NT)	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
		情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種
VIII	山口県レッドリスト 2018 (平成 30 年 3 月山口県)	絶滅危惧 I 類 (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種
		絶滅危惧 IA 類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
		絶滅危惧 IB 類 (EN)	IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
		絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅の危険が増大している種
		準絶滅危惧 (NT)	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
		情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種
VIII	山口県レッドリスト 2018 (平成 30 年 3 月山口県)	絶滅のおそれのある 地域個体群 (LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
		絶滅のおそれのある 地域個体群 (LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

## ② 重要な動物種の状況

調査区域及びその周辺において確認記録のある重要な動物種は、表 4.1-31～表 4.1-37 に示すとおりです。

調査区域及びその周辺における重要な動物種として、哺乳類ではアズマモグラ、テングコウモリ、ムササビ、カヤネズミ、スナメリ等の 15 種、鳥類ではウズラ、クロツラヘラサギ、ツバメチドリ、ハチクマ、オオコノハズク等の 126 種、両生類ではカスミサンショウウオ、アカハライモリ、ニホンヒキガエル等の 12 種、爬虫類ではアカウミガメ、ニホンイシガメ、タワヤモリ等の 8 種、魚類ではスナヤツメ南方種、ニッポンバラタナゴ、チワラスボ、ウキゴリ等の 65 種、クモ類・昆虫類ではキノボリトタテグモ、コバネアオイトトンボ、イトアメンボ、オオウラギンヒョウモン、ヒメビロウドカミキリ等の 253 種、貝類では、マルタニシ、イリエツボ、マシジミ、ガンヅキ、コオキナガイ等の 214 種、甲殻類その他ではイトメ、クボミテッポウエビ、カワスナガニ、ハクセンシオマネキ等の 30 種が確認されています。

これらの重要な種の中には、国指定特別天然記念物であるカワウソ、トキ、メグロ、オオサンショウウオ、国指定の天然記念物であるヤマネ、ヒシクイ、マガン、コクガン、カラスバト、カンムリウミスズメ、オジロワシ、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日法律第 37 号）の国際希少野生動植物種であるカワウソ、スナメリ、マナヅル、ナベヅル、メダイチドリ、コシヤクシギ、ホウロクシギ、アカウミガメ、国内希少野生動植物種であるオオヨシゴイ、トキ、クロツラヘラサギ、カラフトアオアシシギ、ヘラシギ、オジロワシ、チュウヒ、クマタカ、ハヤブサ、ヤイロチョウ、アカモズ、カワバタモロコ、ベッコウトンボ、タガメ、「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」（令和 2 年 10 月 6 日条例第 42 号）の指定希少野生動植物種であるヨシゴイ、コアジサシが含まれています。

また、法令・条例に基づく指定種のほか、「環境省レッドリスト 2020 の公表について」（令和 2 年 3 月、環境省）及び「環境省版海洋生物レッドリストの公表について」（平成 29 年 3 月、環境省）、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2011－」（平成 23 年 11 月、福岡県）、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2014－」（平成 26 年 8 月、福岡県）、「山口県レッドリスト 2018」（平成 30 年 3 月、山口県）の記載種が含まれています。



表 4.1-31 重要な動物種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準										
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII			
1	モグラ目	モグラ科	アズマモグラ	⑦									DD		
2	コウモリ目	キクガシラコウモリ科	ニホンコキクガシラコウモリ	⑥⑧								NT			
3			ヒナコウモリ科	モモジロコウモリ	⑧								NT	NT	
4		ユビナガコウモリ		⑥⑦⑧									NT	NT	
5		テングコウモリ		⑦										VU	NT
6	サル目	オナガザル科	ニホンザル	①③④⑥									NT		
7	ネズミ目	リス科	ムササビ	⑥									NT		
8		ヤマネ科	ヤマネ	⑥	天然								EN	EN	
9		ネズミ科	スミスネズミ	⑥⑦⑧										NT	NT
10			ハタネズミ	⑥⑦⑧										NT	DD
11			カヤネズミ	⑥⑦											VU
12	ネコ目	イヌ科	キツネ	①②③④⑥⑧										NT	
13				イタチ科	イタチ	②⑥									
14		カワウソ	⑥		特天	国際									EX
15	クジラ目	ネズミイルカ科	スナメリ	⑤		国際								NT	
合計 6 目 10 科 15 種					2 種	2 種	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種	14 種	8 種		

注 1) 重要な動物の選定基準は表 4.1-30 に基づく。

注 2) 種名の配列等は、原則として「令和 2 年度河川水辺の国勢調査生物リスト」（令和 2 年 11 月、国土交通省）に準拠した。

出典：①「第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査」（昭和 54～56 年、環境庁）

②「第 4 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」（平成 5 年 3 月、環境庁自然保護局）

③「第 5 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」（平成 14 年 3 月、環境省自然環境局生物多様性センター）

④「第 6 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」（平成 16 年 3 月、環境省自然環境局生物多様性センター）

⑤「海棲哺乳類ストランディングデータベース」（令和 3 年 5 月、国立科学博物館ホームページ）

⑥「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2011－」（平成 23 年 11 月、福岡県）

⑦「レッドデータブックやまぐち 2019」（平成 31 年 3 月、山口県）

⑧「福岡県生物誌 脊椎動物編」（昭和 49 年 2 月、福岡県高等学校生物研究部会）

表 4.1-32(1) 重要な動物種 (鳥類)

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準									
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII		
1	キジ目	キジ科	ウズラ	②⑤⑦					VU		DD	VU		
2			ヤマドリ	②⑤⑥⑦					NT*		VU	EN		
3	カモ目	カモ科	サカツラガン	⑥					DD			VU		
4			ヒシクイ	⑤	天然					VU			VU	
5			マガン	④⑤	天然					NT			NT	
6			コクガン	⑤⑧	天然					VU			VU	
7			コハクチョウ	④⑥⑧									VU	
8			オオハクチョウ	④									NT	
9			ツクシガモ	④⑤⑥						VU		NT	VU	
10			オシドリ	⑤⑥⑦						DD		NT	NT	
11			ヨシガモ	⑥									NT	
12			トモエガモ	⑤⑥⑦						VU		VU	VU	
13			アカハジロ	⑤						DD				
14			シノリガモ	⑤⑦									VU	
15			クロガモ	②⑦									VU	
16			ホオジロガモ	④⑤⑦⑧									VU	
17			ミコアイサ	④⑤									VU	
18			カワアイサ	④⑥⑦									NT	
19			カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	①②⑥⑦								NT
20					アカエリカイツブリ	⑦								VU
21	カンムリカイツブリ	②⑤⑦⑧										NT		
22	ハト目	ハト科	カラスバト	③⑤⑥	天然				NT		VU	VU		
23	カツオドリ目	ウ科	ヒメウ	②⑥⑦					EN			NT		
24	ペリカン目	サギ科	サンカノゴイ	⑤					EN		NT	CR		
25			ヨシゴイ	⑤⑦			指定			NT		CR	VU	
26			オオヨシゴイ	⑥⑦		国内				CR			NT	
27			ミゾゴイ	⑤⑦						VU		EN	VU	
28			ササゴイ	⑥⑦									NT	NT
29			アマサギ	⑤									NT	
30			チュウサギ	⑤						NT		NT	VU	
31			クロサギ	②③⑤⑥									NT	VU
32			カラシラサギ	⑤⑥						NT		EN	VU	
33			トキ科	トキ	トキ	⑤	特天	国内			CR		EX	EX
34		ヘラサギ			⑤					DD		EN	VU	
35		クロツラヘラサギ			⑤⑧		国内				EN		EN	VU
36		ツル目	ツル科	マナヅル	⑤		国際			VU			CR	
37				ナベヅル	⑤⑥		国際				VU			CR
38			クイナ科	クイナ	クイナ	⑦							NT	
39	ヒクイナ				⑤⑥⑦						NT		NT	NT
40			オオバン	⑥⑦⑧								NT		
41	カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ	⑦							NT	NT		
42			カッコウ	①⑥⑦									NT	
43	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	①⑤⑦					NT		EN	NT		
44	アマツバメ目	アマツバメ科	アマツバメ	③⑦								NT		
45	チドリ目	チドリ科	タゲリ	⑤⑦								NT		
46			ケリ	⑤⑥						DD		NT	NT	
47			イカルチドリ	⑤⑥⑦									VU	NT
48			シロチドリ	②③⑤⑥ ⑦⑧						VU		NT	VU	
49			メダイチドリ	⑦		国際								
50			ミヤコドリ科	ミヤコドリ	⑤⑥							VU	NT	
51			セイタカシギ科	セイタカシギ	⑥					VU			EN	

表 4.1-32(2) 重要な動物種 (鳥類)

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準									
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII		
52	チドリ目	シギ科	ヤマシギ	⑥⑦									NT	
53			オオジシギ	⑤						NT				
54			シベリアオオハシシギ	⑤⑥						DD				NT
55			オグロシギ	⑦										NT
56			オオソリハシシギ	⑤⑦						VU				NT
57			コシヤクシギ	⑥			国際			EN				CR
58			ダイシヤクシギ	⑤⑦										VU
59			ホウロクシギ	⑤⑥⑦			国際			VU				VU
60			ツルシギ	⑦⑧						VU				
61			アカアシシギ	⑤⑦⑧						VU				VU
62			カラフトアオアシシギ	⑤⑥			国内			CR				CR
63			タカブシギ	⑤⑦⑧						VU				VU
64			ミュビシギ	⑦										NT
65			ウズラシギ	⑤⑦⑧										VU
66			ハマシギ	②⑦						NT				NT
67			ヘラシギ	⑤⑦			国内			CR				CR
68				タマシギ科	タマシギ	⑤⑥⑦					VU			NT
69				ツバメチドリ科	ツバメチドリ	⑤⑥					VU			VU
70			カモメ科	ズグロカモメ	⑤⑥					VU			VU	
71				ウミネコ	②③⑥⑦									NT
72				オオセグロカモメ	②⑦						NT			
73				コアジサシ	③⑤⑥⑦⑧				指定		VU			VU
74				ベニアジサシ	⑤					VU			EN	
75			ウミスズメ科	ウミスズメ	⑥⑦					CR			NT	
76				カンムリウミスズメ	⑤	天然					VU			CR
77		タカ目	ミサゴ科	ミサゴ	②⑤⑥⑦⑧⑨								NT	
78	タカ科		ハチクマ	⑤⑥⑦						NT			NT	
79			オジロワシ	⑦	天然	国内				VU				
80			チュウヒ	⑤⑥⑧			国内			EN			CR	
81			ハイイロチュウヒ	⑤⑥										NT
82			ツミ	②⑦⑧										VU
83			ハイタカ	②⑤⑥⑦⑨							NT			NT
84			オオタカ	⑤⑥⑦							NT			NT
85			サンバ	①⑤⑥⑦							VU			NT
86				ノスリ	②⑥⑦⑧									NT
87				クマタカ	⑤⑥			国内			EN			EN
88	フクロウ目	フクロウ科	オオコノハズク	⑦								DD		
89			コノハズク	⑤⑥									CR	
90			フクロウ	⑥⑦										NT
91			アオバズク	⑤⑥⑦										VU
92			トラフズク	⑥										NT
93			コミミズク	⑤⑥⑦										VU
94			ブッポウソウ目	カワセミ科	アカショウビン	⑤								VU
95	ヤマセミ	①⑦											NT	
96		ブッポウソウ科	ブッポウソウ	⑤⑥					EN			CR		
97	キツツキ目	キツツキ科	オオアカゲラ	⑤⑦								VU		
98	ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	②⑥⑦									NT	
99			コチョウゲンボウ	②⑤⑥									NT	
100			ハヤブサ	②⑤⑥⑦⑨			国内				VU			VU

表 4.1-32(3) 重要な動物種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準								
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
101	スズメ目	ヤイロチョウ科	ヤイロチョウ	⑤		国内			EN		EN	EN	
102		サンショウクイ科	サンショウクイ	①⑤⑥⑦					VU		CR	NT	
103		カササギヒタキ科	サンコウチョウ	①③⑤⑦							VU	NT	
104		モズ科	アカモズ	①		国内			EN			DD	
105		ツリスガラ科	ツリスガラ	②⑥⑧							NT	NT	
106		シジュウカラ科	ヒガラ	③								NT	
107		ヒバリ科	ヒバリ	①②③⑥⑦								NT	
108		ツバメ科	コシアカツバメ	①⑦								NT	
109		ムシクイ科	センダイムシクイ	①③⑤⑥⑦							VU	NT	
110		メジロ科	メグロ	②	特天				EX				
111		センニュウ科	ウチヤマセンニュウ	⑤					EN		CR		
112		ヨシキリ科	オオヨシキリ	③⑤⑥							NT	NT	
113		ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ	⑦							NT	NT	
114		ミソサザイ科	ミソサザイ	②⑥⑦								NT	
115		カワガラス科	カワガラス	①⑦								NT	
116		ヒタキ科	トラツグミ	①⑥⑦									NT
117			クロツグミ	⑦								NT	NT
118			コマドリ	⑤⑥⑦⑧								CR	NT
119			コルリ	①⑥⑦								EN	NT
120			オオルリ	①③⑤⑥								NT	NT
121		スズメ科	ニュウナイスズメ	⑦								NT	
122		ホオジロ科	ホオアカ	⑥⑦									NT
123			ノジコ	⑦					NT				
124			クロジ	②⑥⑦									NT
125			コジュリン	⑦						VU			
126			オオジュリン	②⑥⑦									NT
合計 17 目 45 科 126 種					8 種	16 種	2 種	0 種	64 種	0 種	81 種	97 種	

※) アカヤマドリ、コンジロヤマドリの場合。

注 1) 重要な動物の選定基準は表 4.1-30 に基づく。

注 2) 種名の配列等は、原則として「令和 2 年度河川水辺の国勢調査生物リスト」（令和 2 年 11 月、国土交通省）に準拠した。

出典：①「第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査」（昭和 54～56 年、環境庁）

②「第 3 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」（昭和 63 年、環境庁）

③「鳥類繁殖分布調査」（平成 16 年 3 月、環境省自然環境局生物多様性センター）

④「ガンカモ類の生息調査」（令和 3 年 5 月、環境省自然環境局生物多様性センターホームページ）

⑤「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2011－」（平成 23 年 11 月、福岡県）

⑥「レッドデータブックやまぐち 2019」（平成 31 年 3 月、山口県）

⑦「福岡県生物誌 脊椎動物編」（昭和 49 年 2 月、福岡県高等学校生物研究部会）

⑧「福岡県の野鳥」（昭和 54 年 3 月、福岡県水産林務部緑化推進課）

⑨「紫川河川整備計画」（平成 25 年 4 月、福岡県）

⑩「センシティビティーマップ」（環境アセスメントデータベース）（令和 3 年 5 月、環境省）

⑪「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引きについて」（平成 27 年 9 月修正版）（平成 27 年 9 月、環境省）

⑫「平成 21 年度～平成 28 年度成果報告書 風力等自然エネルギー技術研究開発 洋上風力発電等技術研究開発 洋上風況観測システム実証研究（北九州市沖）（2/2）」（平成 29 年 3 月、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）

表 4.1-33 重要な動物種（両生類・爬虫類）

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準								
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
1	有尾目	サンショウウオ科	カスミサンショウウオ	①②④⑤⑥					VU		VU	VU	
2			ブチサンショウウオ	②④⑤				EN		NT	NT		
3			コガタブチサンショウウオ	④				VU		VU			
4		オオサンショウウオ科	オオサンショウウオ	④	特天				VU		CR	CR	
5		イモリ科	アカハライモリ	②④⑤⑥					NT		NT	NT	
6	無尾目	ヒキガエル科	ニホンヒキガエル	②④⑤⑥							VU	VU	
7		アカガエル科	ニホンアカガエル	②④⑥							VU		
8			ヤマアカガエル	②④⑥							VU		
9			トノサマガエル	④⑤⑥⑦					NT		EN	NT	
10			ツチガエル	④⑥							NT		
11		アオガエル科	モリアオガエル	⑤								NT	
12			カジカガエル	④⑥							NT	NT	
合計 2 目 6 科 12 種					1 種	0 種	0 種	0 種	6 種	0 種	11 種	8 種	
1	カメ目	ウミガメ科	アカウミガメ	③④		国際			EN		EN		
2		イシガメ科	ニホンイシガメ	④⑤					NT		VU	VU	
3		スッポン科	ニホンスッポン	④⑤⑥					DD		DD	DD	
4	有鱗目	ヤモリ科	タワヤモリ	⑤					NT			VU	
5		タカチホヘビ科	タカチホヘビ	④							VU	VU	
6		ナミヘビ科	ジムグリ	④⑥								NT	
7			シロマダラ	②④⑤								NT	NT
8			ヒバカリ	④⑥								NT	
合計 2 目 6 科 8 種					0 種	1 種	0 種	0 種	4 種	0 種	7 種	5 種	

注 1) 重要な動物の選定基準は表 4.1-30 に基づく。

注 2) 種名の配列等は、原則として「令和 2 年度河川水辺の国勢調査生物リスト」（令和 2 年 11 月、国土交通省）に準拠した。

出典：①「第 4 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」（平成 5 年 3 月、環境庁自然保護局）

②「第 5 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」（平成 14 年 3 月、環境省自然環境局生物多様性センター）

③「海しる 海洋状況表示システム」（令和 3 年 5 月、海上保安庁）

④「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2014－」（平成 26 年 8 月、福岡県）

⑤「レッドデータブックやまぐち 2019」（平成 31 年 3 月、山口県）

⑥「福岡県生物誌 脊椎動物編」（昭和 49 年 2 月、福岡県高等学校生物研究部会）

⑦「紫川河川整備計画」（平成 25 年 4 月、福岡県）

表 4.1-34(1) 重要な動物種 (魚類)

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準									
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII		
1	ヤツメウナギ目	ヤツメウナギ科	スナヤツメ南方種	②③					VU		EN	CR		
2			カワヤツメ	③					VU			CR		
3	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ	②③④⑤					EN		EN	VU		
4	コイ目	コイ科	ゲンゴロウブナ*1	⑥					EN					
5			オオキンブナ	②③								DD	DD	
6			ヤリタナゴ	②③④⑤						NT		VU	EN	
7			アブラボテ	②③④⑤						NT		NT	VU	
8			カネヒラ	②④⑤									NT	
9			ニッポンバラタナゴ	②⑤						CR		EN		
10			カゼトゲタナゴ	②⑤						EN		EN		
11			カワバタモロコ	④				国内 (特二)		EN		CR		
12			スナムツ	②③								NT	CR	
13			ヒナモロコ	④						CR		CR		
14			ウグイ	④⑤									DD	
15			モツゴ	④⑤									EN	
16			カワヒガイ	③						NT		VU	DD	
17			ゼゼラ	②④						VU		NT		
18			ツチフキ	②④⑤						EN		NT		
19			ズナガニゴイ	③									CR	
20			イトモロコ	③④⑤									NT	
21			コウライモロコ	③									DD	
22			ドジョウ科	ドジョウ	ドジョウ	②③④⑤					NT		VU	EN
23					チュウガタスジシマド ジョウ	②					VU		VU	CR
24					オンガスジシマドジ ョウ	②						EN		EN
25	ヤマトシマドジョウ *2	②④⑤								VU		NT	EN	
26	イシドジョウ	②③⑤								EN		CR	CR	
27	ナマズ目	ギギ科	ギギ	②④							NT			
28		ナマズ科	ナマズ	③④⑤								EN		
29		アカザ科	アカザ	②③⑤					VU		VU	EN		
30	サケ目	キュウリウオ科	ワカサギ	⑤								DD		
31		アユ科	アユ	②④⑤								NT		
32		シラウオ科	シラウオ	③								EN		
33		サケ科	サケ	②③⑤								EW	CR	
34			サクラマス	②③④⑥								EN	CR	
35	サツキマス (アマゴ)	②						NT		CR	CR			
36	トゲウオ目	トゲウオ科	ニホンイトヨ	②							CR	CR		
37	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ	②③④⑤					VU		NT	EN		
38	スズキ目	ケツギョ科	オヤニラミ	①②③⑤					EN		NT	EN		
39		キス科	アオギス	②③					CR		EN	EN		
40		ユゴイ科	ユゴイ	③								DD		
41		カジカ科	カジカ	③					NT		NT	CR		
42			カジカ中卵型	②③					EN		EX	CR		
43		カワアナゴ科	カワアナゴ	②③④⑤								NT	VU	

表 4.1-34(2) 重要な動物種 (魚類)

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準							
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
44	スズキ目	ハゼ科	イドミミズハゼ	②③					NT		VU	EN
45			ヒモハゼ	②③④					NT		NT	DD
46			シロウオ	②③⑤					VU		NT	NT
47			アカウオ (microcephalus 型)	④						NT		
48			チワラスボ	②④					EN		VU	
49			タビラクチ	②					VU		VU	
50			トビハゼ	②⑤					NT		VU	
51			アカハゼ	④						NT		
52			シラヌイハゼ	②					NT		NT	
53			マサゴハゼ	②					VU		NT	
54			シロチチブ	②					NT		NT	
55			ショウキハゼ	②④					NT		NT	
56			オオヨシノボリ	③⑤								NT
57			クロヨシノボリ	③⑤							NT	EN
58			シマヒレヨシノボリ	②					NT		DD	
59			スミウキゴリ	③⑤								DD
60			ウキゴリ	②③⑤							DD	DD
61			ビリンゴ	③⑤								DD
62			チクゼンハゼ	②⑤					VU		EN	
63			クボハゼ	②⑤					EN		CR	
64	キセルハゼ	②					EN		VU			
65	エドハゼ	②⑤					VU		VU			
合計 8 目 19 科 65 種					0 種	1 種	0 種	0 種	41 種	2 種	50 種	40 種

※1) ゲンゴロウブナは、国内の他の地域から当該地域に移入した可能性がある。

※2) ヤマトシマドジョウには、染色体数の異なる集団が複数存在することが知られており、山口県では日本海側の一河川に遺伝的に異なる集団が生息している。

注 1) 重要な動物の選定基準は表 4.1-30 に基づく。

注 2) 種名の配列等は、原則として「令和 2 年度河川水辺の国勢調査生物リスト」(令和 2 年 11 月、国土交通省)に準拠した。

出典：①「第 5 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」(平成 14 年 3 月、環境省自然環境局生物多様性センター)

②「福岡県の希少野生生物ー福岡県レッドデータブック 2014ー」(平成 26 年 8 月、福岡県)

③「レッドデータブックやまぐち 2019」(平成 31 年 3 月、山口県)

④「福岡県生物誌 脊椎動物編」(昭和 49 年 2 月、福岡県高等学校生物研究部会)

⑤「北九州の淡水魚 エビ・カニ」(平成 15 年 3 月、北九州自然史友の会 水生動物研究部会)

⑥「紫川河川整備計画」(平成 25 年 4 月、福岡県)

表 4.1-35(1) 重要な動物種（クモ類・昆虫類）

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準								
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
1	ザトウムシ目	マザトウムシ科	ゴホントゲザトウムシ	⑤					DD		DD		
2		カワザトウムシ科	ヒトハリザトウムシ	⑤					NT		NT		
3	クモ目	トタテグモ科	キノボリトタテグモ	⑤⑥					NT		DD	NT	
4		ウシオグモ科	イソタナグモ	⑤							DD		
5	トンボ目	アオイトトンボ科	コバネアオイトトンボ	⑤⑥					EN		CR	EN	
6			オツネイトンボ	④⑥								NT	NT
7		イトトンボ科	キイトトンボ	⑤								NT	
8			アジアイトトンボ	④⑥									NT
9			ヒヌマイトトンボ	⑤⑥					EN			CR	CR
10			オオイトトンボ	⑤⑥								CR	EN
11		ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ	⑥					NT		VU	VU	
12			アオヤンマ	④⑤⑥					NT		VU	NT	
13			ルリボシヤンマ	⑥									NT
14			サラサヤンマ	④⑥									NT
15		サナエトンボ科	ミヤマサナエ	④⑥									NT
16			キイロサナエ	④⑥					NT		VU	VU	
17			アオサナエ	⑤⑥								NT	NT
18			ホンサナエ	⑤⑥								EN	VU
19			タバサナエ	④					NT			NT	
20			フタスジサナエ	④					NT			VU	
21			オグマサナエ	④⑥					NT			VU	EN
22			ムカシヤンマ科	ムカシヤンマ	⑥								NT
23		エゾトンボ科	キイロヤマトンボ	⑥					NT		VU	EN	
24			ハネビロエゾトンボ	⑤						VU		EN	VU
25			エゾトンボ	⑤⑥								EN	NT
26		トンボ科	ベッコウトンボ	⑤			国内			CR		CR	CR
27			ハッチョウトンボ	⑤⑥								CR	VU
28			アキアカネ	④⑥									VU
29			オオキトンボ	⑤						EN		EN	
30		ゴキブリ目	オオゴキブリ科	エサキクチキゴキブリ	⑤							NT	
31		バッタ目	キリギリス科	オオクサキリ	⑤							VU	
32			コオロギ科	ハネナシコオロギ	⑥								NT
33			ヒバリモドキ科	ハマスズ	⑤								VU
34	バッタ科		ヤマトマダラバッタ	⑤⑥								VU	NT
35			カワラバッタ	⑥									VU
36	カメムシ目	ウンカ科	ハリマナガウンカ	⑤							NT		
37		セミ科	エゾゼミ	⑥								NT	NT
38			ハルゼミ	②④⑥								NT	VU
39		ヨコバイ科	フクロクヨコバイ	⑤					NT		VU		
40			カワムラヨコバイ	⑤								DD	
41		ナガカメムシ科	ハマベナガカメムシ	⑤					NT		NT		
42			アシナガナガカメムシ	⑤					NT		NT		
43		カメムシ科	クチブトカメムシ	⑥								NT	
44		アメンボ科	エサキアメンボ	⑤⑥					NT		VU	NT	
45			ババアメンボ	⑤⑥					NT		EN	NT	
46		イトアメンボ科	イトアメンボ	⑥					VU		EN	VU	
47		カタビロアメンボ科	ケシウミアメンボ	⑥								NT	
48			オヨギカタビロアメンボ	⑤					NT		EN		
49		ミズムシ科（昆）	ミゾナシミズムシ	⑤					NT		VU	DD	
50			オオミズムシ	⑤⑥					NT		VU	NT	
51			ナガミズムシ	⑤					NT		EN	DD	
52			オモナガコミズムシ	⑤								VU	
53			ミヤケミズムシ	⑤					NT		NT		
54			コオイムシ科	コオイムシ	⑤					NT		NT	
55		タガメ		②⑤⑥			国内 産、卵			VU		CR	VU
56		タイコウチ科	ミズカマキリ	⑤								NT	
57		ナベブタムシ科	ナベブタムシ	⑤								VU	



表 4.1-35(2) 重要な動物種 (クモ類・昆虫類)

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準									
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII		
58	アミメカゲロウ目	カマキリモドキ科	オオカマキリモドキ	⑤								VU		
59		ウスバカゲロウ科	ハマベウスバカゲロウ	⑤								EN		
60			オオウスバカゲロウ	⑤								VU		
61	トビケラ目	シンテイトビケラ科	シンテイトビケラ	⑤								DD		
62		アシエダトビケラ科	クチキトビケラ	⑤								DD		
63		ヒゲナガトビケラ科	ギンボシツツトビケラ	⑤					NT			DD		
64			ミサキツノトビケラ	⑤								VU		
65		エグリトビケラ科	セグロトビケラ	⑤								DD		
66			スジトビケラ	⑤								DD		
67			トビケラ科	ツマグロトビケラ	⑤								DD	
68	チョウ目	ミノガ科	オオミノガ	⑤⑥								VU	VU	
69		ボクトウガ科	ハイイロボクトウ	⑤					NT			CR		
70		マダラガ科	サツマニシキ本土亜種	⑥									VU	
71		セセリチョウ科	ミヤマセセリ	④⑤									NT	
72			ヒメキマダラセセリ	③④⑤									NT	
73			ミヤマチャバネセセリ	③⑤⑥									VU	EN
74			ヘリグロチャバネセセリ	⑤									DD	CR
75		シジミチョウ科	ミズイロオナガシジミ	③⑤									NT	
76			ウラゴマダラシジミ	⑤									NT	
77			ルーミスシジミ	①⑤						VU			EX	NT
78			コツバメ	③④⑤									VU	
79			スギタニルリシジミ九州亜種	⑤									VU	
80			アイノミドリシジミ	⑤									EN	
81			メスアカミドリシジミ	⑤									VU	
82			タイワントツバメシジミ本土亜種	⑤						EN			CR	
83			エゾミドリシジミ	⑤									EN	
84			アカシジミ	②③⑤									NT	
85			クロシジミ	⑤						EN			VU	CR
86			フジミドリシジミ	⑤									VU	
87			クロツバメシジミ九州沿岸亜種	⑤									NT	
88			クロツバメシジミ中国地方・四国・九州内陸亜種	⑤							NT		VU	EN
89			ウラキンシジミ	⑤									NT	NT
90			シルビアシジミ	③⑤⑥						EN			VU	NT
91		タテハチョウ科	ウラギンスジヒョウモン	⑤⑥						VU		EN	EN	
92			オオウラギンスジヒョウモン	⑤⑥									VU	NT
93			ヒメヒカゲ本州西部亜種	④										EX
94			メスグロヒョウモン	③⑤									NT	
95	ウラギンヒョウモン		⑤⑥									NT	NT	
96	オオウラギンヒョウモン		②⑤						CR			CR	CR	
97	キマダラモドキ		⑤						NT			EN		
98	ヒカゲチョウ		②③⑤									EN		
99	ジャノメチョウ		③④⑤									NT		
100	クモガタヒョウモン		③⑤⑥									VU	VU	
101	ヒオドシチョウ		③⑤									NT		
102	オオムラサキ		①②⑤							NT		NT	NT	
103	ウラナミジャノメ本土亜種		③④⑤⑥							VU		VU	NT	
104	シロチョウ科		ツマグロキチョウ	③⑤⑥						EN		VU	VU	
105		ヤマトスジグロシロチョウ本州中・南部亜種	⑤								NT			
106	ツトガ科	ハネホソトガリミズメイガ	⑥										NT	
107		ゴマフツトガ	⑤						NT		VU			
108		サザナミノメイガ	⑤									DD		
109	シャクガ科	キイロトゲエダシャク	⑤									DD		
110		アキヨシトガリエダシャク	⑤						VU		EN	NT		
111		フタスジギンエダシャク	⑤									VU		
112		フチグロトゲエダシャク	⑥										VU	

表 4.1-35(3) 重要な動物種 (クモ類・昆虫類)

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準								
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
113	チョウ目	ツバメガ科	ギンツバメ	⑤⑧								VU	
114		スズメガ科	スキバホウジャク	⑤⑧						VU		VU	
115				オオシモフリスズメ	③⑤⑧							VU	
116			シャチホコガ科	カバイロシャチホコ	⑤					NT		NT	NT
117			ヒトリガ科	マエアカヒトリ	⑤					NT		EN	DD
118				シロホソバ	⑧					NT			
119			ドクガ科	トラサンドクガ	⑤					NT		NT	
120			ヤガ科	クビグロケンモン	⑧					NT			
121				アカヘリヤガ	⑤⑧					NT		NT	
122				ヒコサンコアカヨトウ	⑤⑧							VU	
123				ヒメキヨロヨトウ	⑤⑧							EN	
124				ミヤケジマヨトウ本土亜種	⑤							CR	
125				キスジウスキヨトウ	⑤					VU		NT	
126				コシロシタバ	⑤					NT		NT	
127				アサマキシタバ	⑤							DD	
128				カギモンハナオイアツバ	⑤					NT		NT	
129				テンスジウスキヨトウ	⑤							NT	
130				ギンモンセダカモクメ	⑤⑧					NT		NT	NT
131				ダイセンセダカモクメ	⑤					NT		VU	NT
132				ミジンベニコヤガ	⑤							VU	
133				トガリウスアカヤガ	⑤							EN	
134				キシタアツバ	⑧					NT			
135				クマソオオヨトウ	⑤							VU	
136				キュウシュウマエアカシロヨトウ	⑤							VU	
137				コトラガ	⑤							DD	
138				アオバセダカヨトウ	⑤							NT	
139				オオチャバネヨトウ	②⑤					VU		EN	
140				ヨモギキリガ	⑤⑧							NT	
141				フサクビヨトウ	⑤⑧							NT	
142				ヒメムラサキヨトウ	⑤							VU	
143		ハエ目	ハルカ科	ハマダラハルカ	⑤						DD	NT	DD
144			クサアブ科	シマクサアブ	⑤						DD	VU	DD
145	コウチュウ目	オサムシ科	マイマイカブリ	⑦							NT		
146			セアカオサムシ	⑤⑦					NT		NT	EN	
147			ヒトツメアオゴミムシ	⑦					NT				
148			オオサカアオゴミムシ	⑤					DD		VU		
149			クビナガキベリアオゴミムシ	⑤					DD		EN		
150			オサムシモドキ	⑤⑦							NT		
151			オオアオホソゴミムシ	⑤							DD		
152			オオヒラタトックリゴミムシ	⑤					CR		EN		
153			キイロアトキリゴミムシ	⑤							NT		
154			ドウイロハマベゴミムシ	⑤					NT		EN	DD	
155			ヒコサンオズナガゴミムシ	⑤							DD		
156			ツツガタメクラチビゴミムシ	⑤							NT		
157			ナカオメクラチビゴミムシ	⑤⑦					EN		DD		
158		ハンミョウ科	ヨドシロヘリハンミョウ	⑥					VU		EN	CR	
159			シロヘリハンミョウ	④⑤⑥					NT		VU	CR	
160			ルイスハンミョウ	⑤					EN		CR	DD	
161			コニワハンミョウ	⑦								DD	
162			ホソハンミョウ	⑤⑦					VU		VU		
163		ゲンゴロウ科	シマケシゲンゴロウ	⑤							VU		
164			ヒコサンセスジゲンゴロウ	⑤							EN		
165			テラニシセスジゲンゴロウ	⑤							VU		
166			チンメルマンセスジゲンゴロウ	⑤							NT		
167			クロゲンゴロウ	⑥					NT		EN	NT	
168			ゲンゴロウ	⑤					VU		CR	DD	
169			コガタノゲンゴロウ	⑤⑥⑦					VU		VU	NT	

表 4.1-35(4) 重要な動物種 (クモ類・昆虫類)

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準									
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII		
170	コウチュウ目	ゲンゴロウ科	マルガタゲンゴロウ	⑤					VU		CR			
171			シマゲンゴロウ	⑤					NT		EN			
172			ウスイロシマゲンゴロウ	⑤⑦								NT		
173			スジゲンゴロウ	⑤						EX		EX		
174			コマルケシゲンゴロウ	⑤						NT		NT		
175			オオマルケシゲンゴロウ	⑤						NT		VU		
176			マルケシゲンゴロウ	⑤						NT		VU		
177			ヤギマルケシゲンゴロウ	⑤						NT		CR		
178			ケシゲンゴロウ	⑤						NT		NT		
179			キベリクロヒメゲンゴロウ	⑤						NT		NT		
180			コウベツブゲンゴロウ	⑤						NT		EN		
181			ルイスツブゲンゴロウ	⑤						VU		NT		
182			シャープツブゲンゴロウ	⑤						NT		CR		
183			マルチビゲンゴロウ	⑤						NT		VU		
184			ホソマルチビゲンゴロウ	⑤						DD		NT		
185			ミズスマシ科	オオミズスマシ	⑤⑦						NT		NT	
186				ミズスマシ	⑦						VU		EN	
187				コオナガミズスマシ	⑤						VU		CR	
188	コガシラミズムシ科	マダラコガシラミズムシ	⑤						VU		VU			
189	コツブゲンゴロウ科	ムツボシツヤコツブゲンゴロウ	⑤						VU		CR			
190		キボシチビコツブゲンゴロウ	⑤						EN		EN			
191		ムモンチビコツブゲンゴロウ	⑤						VU		EN			
192	ホソガムシ科	チュウブホソガムシ	⑤						VU		VU			
193	ガムシ科	マルヒラタガムシ	⑤						NT		EN			
194		コガムシ	⑤⑦						DD		VU			
195		シジミガムシ	⑤						EN		DD			
196		ミユキシジミガムシ	⑤						NT		EN			
197		チビシジミガムシ	⑤									DD		
198		チビマルガムシ	⑤									DD		
199	エンマムシ科	ルリエンマムシ	⑦								VU			
200	クワガタムシ科	オオクワガタ	⑤⑦						VU		EN	DD		
201		ニシコルリクワガタ	⑤						VU		NT	DD		
202	コガネムシ科	ニセマグソコガネ	⑤								VU			
203		オオサカスジコガネ	⑤								VU			
204		アカマダラハナムグリ	⑤⑦						DD		EN	DD		
205		ゴホンダイコクコガネ	⑥								VU	NT		
206		ニセセマルケシマグソコガネ	⑤								NT			
207		クロカナブン	⑥										NT	
208	ヒメドロムシ科	キベリナガアシドロムシ	⑤								NT			
209		ヨコミヅドロムシ	⑤						VU		NT			
210		ハガマルヒメドロムシ	⑤						EN		EN			
211		セマルヒメドロムシ	⑤						VU		VU			
212		アワツヤドロムシ	⑤								NT			
213	タマムシ科	キンイロエグリタマムシ	⑦									NT		
214		クロマダラタマムシ	⑦									NT		
215	コメツキムシ科	イチハシチビサビキコリ	⑤								NT			
216		アカオオハナコメツキ	⑤								VU			
217		オニツヤハダコメツキ	⑦									DD		
218	ホタル科	オオオバボタル	⑤								NT			
219	ジョウカイモドキ科	クロキオビジョウカイモドキ	⑤								VU			
220		ルリキオビジョウカイモドキ	⑤								VU			
221		ナガサキアオジョウカイモドキ	⑤								NT			
222	テントウムシ科	オオニジュウヤホシテントウ	⑤								VU			
223		ギョウトクテントウ	⑤								EN			
224	オオキノコムシ科	オオキノコムシ	⑤⑥								VU	EN		
225		トモンチビオオキノコムシ	⑤									DD		
226	アカハネムシ科	ウスイロアカハネムシ	⑤								VU			
227	ゴミムシダマン科	ニセマグソコガネダマン	⑤								VU			

表 4.1-35(5) 重要な動物種（クモ類・昆虫類）

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準												
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII					
228	コウチュウ目	カミキリムシ科	ヒメビロウドカミキリ	⑤⑦						NT		NT	VU				
229			ミドリカミキリ	⑤									VU				
230			ヒラヤマコブハナカミキリ	⑤									VU	DD			
231			ベーツヒラタカミキリ	⑦										DD			
232			イッシキキモンカミキリ	⑥										NT			
233			クビアカモモブトホソカミキリ	⑤										NT	DD		
234			セダカコブヤハズカミキリ	⑥⑦										VU	VU		
235			モンクロベニカミキリ	⑦											EX		
236			クスベニカミキリ	⑤⑦										NT			
237			キュウシュウトゲバカミキリ	⑦											DD		
238			ルリボシカミキリ	⑥											EN		
239			アオカミキリ	⑥											VU		
240			フタコブルリハナカミキリ	⑤⑥⑦											VU	NT	
241			ヨツボシカミキリ	⑤⑥							EN				CR	EN	
242			アサカミキリ	⑤							VU				VU		
243			トラフカミキリ	⑤⑦											VU	NT	
244			ハムシ科	フトネクイハムシ	⑤										CR		
245				キンイロネクイハムシ	⑥						NT				CR	NT	
246				ガガブタネクイハムシ	⑤										NT		
247				イネネクイハムシ	⑥⑦											VU	
248				タグチホソヒラタハムシ	⑤											VU	DD
249				ルリナガツツハムシ	⑤											EN	
250				ミツギリゾウムシ科	ミツギリゾウムシ	⑥										NT	NT
251			ゾウムシ科	アカサビシギゾウムシ	⑦											DD	
252	スナムグリヒョウタンゾウムシ	⑤												NT			
253	ハチ目	ハキリバチ科	ネジロハキリバチ	⑤										DD	DD		
合計 12 目 77 科 253 種					0 種	2 種	0 種	0 種	109 種	0 種	223 種	100 種					

注 1) 重要な動物の選定基準は表 4.1-30 に基づく。

注 2) 種名の配列等は、原則として「令和 2 年度河川水辺の国勢調査生物リスト」（令和 2 年 11 月、国土交通省）に準拠した。

- 出典：①「第 1 回自然環境保全基礎調査 すぐれた自然調査」（昭和 51 年、環境庁）  
 ②「第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査」（昭和 54～56 年、環境庁）  
 ③「第 4 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」（平成 5 年 3 月、環境庁自然保護局）  
 ④「第 5 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」（平成 14 年 3 月、環境省自然環境局生物多様性センター）  
 ⑤「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2014－」（平成 26 年 8 月、福岡県）  
 ⑥「レッドデータブックやまぐち 2019」（平成 31 年 3 月、山口県）  
 ⑦「福岡県の甲虫相」（平成元年 6 月、高倉康男）  
 ⑧「福岡県産蛾類目録」（昭和 59 年 2 月、北九州市立自然史博物館）

表 4.1-36(1) 重要な動物種 (貝類)

No.	綱名	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準								
						I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
1	巻貝 (腹足) 綱	原始腹足目	スカシガイ科	セムシマドアキガイ	③⑤					VU		VU		
2			ツタノハ科	ツボミ	③⑤⑥					NT		NT		
3			ニシキウズ科	キサゴ	③⑤⑥								DD	
4				イボキサゴ	③⑤⑥					NT		VU		
5			アマオブネ科	ヒロクチカノコガイ	③⑦					NT		VU		
6			ユキスズメ科	ミヤコドリ	③⑤					NT		NT		
7				ヒナユキスズメガイ	③					NT		NT		
8			ゴマオカタニシ科	ゴマオカタニシ	③④					NT		NT	VU	
9			ヤマキサゴ科	ヤマキサゴ	③							EN	VU	
10		中腹足目	ヤマタニシ科	サドヤマトガイ	③④					NT		VU	CR	
11				ヤマタニシ	①②③								NT	
12				アツブタガイ	①②③								VU	
13				アズキガイ	①③④								VU	NT
14				ヒダリマキゴマガイ	④									VU
15				オオウエゴマガイ	③								VU	NT
16			タニシ科	オオタニシ	⑥						NT		VU	NT
17				マルタニシ	①③ ⑤⑥						VU		NT	NT
18			タマキビ科	モロハタマキビ	③						NT		DD	
19			ミズツボ科	ホラアナミジンナ	③④						VU		NT	NT
20			ミズゴマツボ科	ミズゴマツボ	③						VU		NT	
21			エゾマメタニシ科	ヒメマルマメタニシ	③④						VU		VU	NT
22				マメタニシ	③						VU		CR	DD
23			ワカウラツボ科	ワカウラツボ	③						VU		NT	
24				イリエツボ	③						CR+EN		VU	
25				サザナミツボ	③						NT		NT	
26			ナタネツボ科	ゴマツボ	③⑤⑥						VU		VU	
27				スノメチョウジガイ	③⑤						NT		NT	
28				スジウネリチョウジガイ	③⑤⑥						VU		VU	
29			カワザンショウガイ科	クリイロカワザンショウガイ	③⑥⑦						NT		NT	
30				オオクリイロカワザンショウガイ	③						CR+EN		CR	
31				ムシヤドリカワザンショウ	③						NT			
32				ヒナタムシヤドリカワザンショウガイ	③						NT		NT	
33				ツブカワザンショウガイ	③						NT		DD	
34				オオシンデンカワザンショウ	③						VU		EN	
35				ヨシダカワザンショウガイ	③						NT		VU	
36				ホラアナゴマオカチグサガイ	③④						CR+EN		CR	CR
37				カハタレカワザンショウガイ	③						VU		NT	
38				ヘソカドガイ	①									DD
39				イソマイマイ科	ウズマキガイ	③						VU		NT
40		シラギク			③⑤						NT		NT	
41		ナギツボ	③							NT		NT		
42		トウガタカワニナ科	タケノコカワニナ	③						VU		CR		
43		ウミニナ科	フトヘナタリ	③⑥⑦						NT		NT		
44			シマヘナタリガイ	③						CR+EN		EN		
45			クロヘナタリガイ	③						CR+EN		VU		
46			ヘナタリ	③⑥⑦						NT		NT		
47			カワアイ	③⑥						VU		VU		
48			イボウミニナ	③⑥						VU		EN		
49			ウミニナ	③⑤⑥						NT		NT		
50			モツボ科	サナギモツボ	⑤						VU		EN	
51		オニノツノガイ科	カヤノミカニモリ	⑥						NT		DD		

表 4.1-36(2) 重要な動物種 (貝類)

No.	綱名	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準											
						I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII				
52	巻貝 (腹足) 綱	中腹足目	ハリゴウナ科	シロバリゴウナ	③⑤								VU				
53				ヘソアキゴウナ	③⑤								NT				
54				ヤセフタオビツマミガイ	⑥						VU						
55			ヒゲマキナワボラ科	イソチドリ	③⑤					CR+EN		EN					
56				スイショウガイ科	フドロ	⑥					NT						
57			タマガイ科	ネコガイ	⑤⑥						NT		NT				
58				サキグロタマツメタガイ	③								DD				
59				ツガイ	③⑤							NT		NT			
60				フロガイダマシ	③⑤⑥							VU		VU			
61				ゴマフタマガイ	③									CR			
62				アダムスタマガイ	⑥								NT		EN		
63			ベッコウタマガイ科	ハナツトガイ	⑤									NT			
64			新腹足目	アッキガイ科	オニサザエ	⑤⑥						NT		DD			
65		ハネナシヨウラク			③⑤							VU		VU			
66		フトコロガイ科		マルテンスマツムシ	③⑥						CR+EN		EN				
67				エゾバイ科	ミクリガイ	③⑤⑥								NT			
68				ナガゴマフホラダマシ	⑤⑥							VU					
69				バイ	③⑤⑥							NT		VU			
70				オガイ	③⑤⑥							EN		EN			
71		テングニシ科		テングニシ	③⑤⑥							NT		NT			
72		オリレヨウバイ科		ウネムシロ	⑥							CR+EN		EN			
73				ヒロオビヨウバイ	③							CR+EN		VU			
74				ムシロガイ	⑤⑥								NT				
75		マクラガイ科		マクラガイ	③⑤⑥								NT	NT			
76		フデガイ科		ヒゼンツクシ	③⑤⑥									DD			
77		コンゴウボラ科		オリレボラ	③								VU	VU			
78		クダマキガイ科		チャイロフタナシシヤジク	③⑤⑥								NT		NT		
79	クリイロマンジ			③⑤⑥								NT		NT			
80	トウキョウコウシツブ			③⑤										DD			
81	イモガイ科	ベッコウイモ	⑤⑥								VU						
82	シチクガイ科	シチクガイ	③								NT		VU				
83	異腹足目	イトカケガイ科	セキモリガイ	③									NT				
84			クレハガイ	⑤⑥								NT		NT			
85			オダマキ	③⑤									NT	VU			
86	腸紐目	トウガタガイ科	ヌノメホソクチキレ	⑥								VU	NT				
87			ウネイトカケギリ	③⑤								NT		DD			
88			ヒメゴウナ	③									NT	VU			
89	頭楯目	キジビキガイ科	ムラクモキジビキガイ	⑤								NT		VU			
90			ブドウガイ科	ホソタマゴガイ	⑤								NT		NT		
91		トックリタマゴガイ	⑤											NT			
92		カミスジカイコガイダマシ	③									VU		VU			
93	収眼目	ドロアワモチ科	センベシアワモチ	③								CR+EN		VU			
94	基眼目	オカミミガイ科	ウスコミミガイ	③									NT		NT		
95			マキシジコミミガイ	⑤⑥										NT		NT	
96			クリイロコミミガイ	③										VU		EN	
97			ハマシイノミガイ	③⑤⑥												NT	
98			キヌカツギハマシイノミガイ	③											VU		VU
99			シイノミミミガイ	⑥										CR+EN		CR	
100			ナラビオカミミガイ	③											VU		VU
101			オカミミガイ	③											VU		VU
102			ナギサノシタタリガイ	③													NT
103				モノアラガイ科	コンダカヒメモノアラガイ	③									DD		DD
104			モノアラガイ	②③⑥⑦										NT		NT	

表 4.1-36(3) 重要な動物種 (貝類)

No.	綱名	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準								
						I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
105	巻貝 (腹足) 綱	基眼目	ヒラマキガイ科	ヒラマキモドキ	⑥					NT		NT		
106				クルマヒラマキガイ	③⑦					VU		VU	VU	
107				ヒラマキミズマイマイ	③⑥					DD		DD		
108				ヒメヒラマキミズマイマイ	④					EN			DD	
109			カワコザラ科	カワコザラガイ	④								DD	
110			柄眼目	オカモノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ	③⑦					NT		VU	
111					サナギガイ科	サナギガイ	④					CR+EN		CR
112				スナガイ		④					NT		VU	NT
113				クチマガリスナガイ		③					VU		VU	NT
114		ミジンマイマイ科		ヒラドマルナタネ	③								NT	
115		キセルモドキ科		キセルモドキ	③④							VU	NT	
116		キセルガイ科		カワモトギセル	③④					VU		EN	VU	
117				ホソヒメギセル	③					VU		NT	EN	
118				ピルスブリギセル	③					NT		VU		
119				アメイロギセル	③								EN	
120				キュウシュウナミコギセル	③								NT	
121				ヒロクチコギセル	①④					CR+EN		EN	EN	
122				アワジギセル	③							VU		
123				オキギセル	①③								NT	
124				モリヤギセル	④						NT			NT
125				ナメクジ科	イボイボナメクジ	④					NT			EN
126		ベッコウマイマイ科		ツシマナガキビ	③④					NT		EN	VU	
127				ヒメカサキビ	③					NT		NT		
128				ヒゼンキビ	③					NT		NT		
129				ウメムラシタラガイ	③					NT		NT		
130			タカハシベッコウ	③					CR+EN		EN			
131			レンズガイ	③					VU		EN			
132		ニッポンマイマイ科	シメクチマイマイ	③								NT		
133			ナカヤママイマイ	③					CR+EN		EN			
134		オナジマイマイ科	マメマイマイ	③⑤								DD		
135			チクヤケマイマイ	③								EN		
136			タキカワオオベソマイマイ	①④									NT	
137			リシケオトメマイマイ	④						NT			EN	
138		角貝 (掘足) 綱	ツノガイ科	ヤカドツノガイ	③⑤⑥								NT	
139		二枚貝 (斧足) 綱	真多歯目	フネガイ科	ビョウブガイ	③					CR+EN		CR	
140					ササゲミエガイ	③					CR+EN		EN	
141					アカガイ	③⑤⑥								NT
142	ハイガイ				⑤					VU		EN		
143	貧歯目		イガイ科	コケガラス	③⑥					NT		NT		
144				ハンレイヒバリガイ	③⑤					CR+EN		EN		
145				ケガイ	③⑤								VU	
146			ハボウキガイ科	ハボウキガイ	⑤⑥								NT	
147				タイラギ	⑥					NT				
148			イタヤガイ科	ヒナノヒオウギ	⑤					NT				
149	イタヤガイ			③⑤⑥								NT		
150	イタボガキ科		イタボガキ	③⑤⑥					CR+EN		EN			
151			スミノエガキ	③					VU		VU			
152	古異歯目		イシガイ科	トンガリササノハ	③					NT		VU		
153				ニセマツカサガイ	④					VU		EN	VU	
154				マツカサガイ	③④					NT		VU	VU	

表 4.1-36(4) 重要な動物種 (貝類)

No.	綱名	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準							
						I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
155	二枚貝 (斧足) 綱	異歯目	シジミガイ科	ヤマトシジミ	⑥					NT		NT	
156				マシジミ	②④⑥					VU		VU	DD
157			ケヅメガイ科	イソカゼガイ	③⑤							DD	
158			マゴコロガイ科	マゴコロガイ	③					NT		EN	
159			フナガタガイ科	ウネナシトマヤガイ	⑥⑦					NT			
160				タガソデモドキ	③⑥						NT		DD
161			マルスダレガイ科	ケマンガイ	③⑤⑥					NT		DD	
162				シラオガイ	③⑤⑥						NT		VU
163				ガンギハマグリ	③⑤						NT		NT
164				ウスハマグリ	③⑤⑥						CR+EN		EN
165				マダライオウハマグリ	⑥						CR+EN		
166				イオウハマグリ	⑥						VU		
167				ハマグリ	③⑤⑥						VU		VU
168				チョウセンハマグリ	③⑤								VU
169				アツカガミ	③						CR+EN		CR
170				サザメガイ	⑤								DD
171				スリガハマ	⑤								DD
172				ツキガイ科	イセシラガイ	③					CR+EN		EN
173				マメアゲマキ科	ガンツキ	③					CR+EN		CR
174					オウギウロコガイ	③						CR+EN	
175			ニッポンマメアゲマキガイ		③								NT
176			ザルガイ科	ヒシガイ	③					VU		EN	
177			チドリマスオ科	クチバガイ	⑤⑥					NT			
178				チドリマスオ	⑥								DD
179			バカガイ科	ワカミルガイ	⑤					NT		NT	
180				アリソガイ	③⑤						VU		VU
181				ヤチヨノハナガイ	③						CR+EN		EN
182				オオトリガイ	⑤⑥						NT		NT
183				カモジガイ	⑤						NT		NT
184				チリメンユキガイ	③						CR+EN		EX
185				ミルクイ	③⑥						VU		VU
186			フジノハナガイ科	フジノハナガイ	⑤					NT		NT	
187				キュウシュウナミノコ	⑤						NT		NT
188			シオサザナミ科	アシガイ	⑥					NT		NT	
189				オチバ	③⑥								NT
190				コムラサキガイ	⑥						NT		
191				ハザクラガイ	③						NT		NT
192				ムラサキガイ	③⑤⑥						VU		VU
193				フジナミ	③⑤⑥						CR+EN		CR
194			キヌタアゲマキ科	キヌタアゲマキ	③⑤⑥					NT		NT	
195			アサジガイ科	フルイガイ	③⑤⑥					CR+EN		EN	
196			ニッコウガイ科	イチョウシラトリ	③⑥					CR+EN		EN	
197				オオモモノハナ	③⑤						NT		NT
198				サビシラトリ	③⑥						NT		NT
199				サギガイ	③⑥						NT		NT
200				エドザクラ	③⑤						NT		NT
201				ユウシオガイ	③⑥						NT		NT
202				テリザクラガイ	③						VU		VU
203				ウズザクラガイ	③						NT		DD
204				サクラガイ	⑥						NT		NT
205				ベニガイ	⑤⑥						NT		NT
206				マテガイ科	バラフマテガイ	③⑤⑥					NT		NT
207		無面目		ハナグモリ科	ハナグモリ	③							VU
208				エゾオオノガイ科	オオノガイ	③⑥						NT	
209			ヒメマスオ		③						VU		VU
210			クシケマスオ		③								VU
211			コダキガイ科	クチベニ	⑤⑥								NT



表 4.1-36(5) 重要な動物種（貝類）

No.	綱名	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準							
						I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
212	二枚貝(斧足) 綱	異靱帯目	サザナミガイ科	オビクイ	⑤⑥					VU		NT	
213			ミツカドカタビラガイ科	コカタビラガイ	③⑤							NT	
214			ソトオリガイ科	コオキナガイ	③⑥					CR+EN		CR	
合計 3 綱 15 目 84 科 214 種						0 種	0 種	0 種	0 種	168 種	0 種	194 種	30 種

注 1) 重要な動物の選定基準は表 4.1-30 に基づく。

注 2) 種名の配列等は、原則として「令和 2 年度河川水辺の国勢調査生物リスト」（令和 2 年 11 月、国土交通省）に準拠した。

出典：①「第 4 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」（平成 5 年 3 月、環境庁自然保護局）

②「第 5 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」（平成 14 年 3 月、環境省自然環境局生物多様性センター）

③「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2014－」（平成 26 年 8 月、福岡県）

④「レッドデータブックやまぐち 2019」（平成 31 年 3 月、山口県）

⑤「福岡県産貝類目録」（昭和 44 年 11 月、高橋五郎）

⑥「山口県産貝類目録」（昭和 31 年 3 月、山口県立山口博物館）

⑦「紫川河川整備計画」（平成 25 年 4 月、福岡県）

表 4.1-37 重要な動物種（甲殻類その他）

No.	門名	綱名	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準										
							I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII			
1	刺胞動物門	花虫綱	ウミエラ目	ウミサボテン科	ウミサボテン	①							NT				
2	環形動物門	ゴカイ綱	サシバゴカイ目	ゴカイ科	ウチワゴカイ	①							NT	DD			
3					イトメ	①						NT	DD				
4				ツバサゴカイ科	ツバサゴカイ	①						EN	VU				
5				オフエリアゴカイ目	オフエリアゴカイ科	ニッポンオフエリア	①						DD				
6				星口動物門	サメハダホシムシ綱	サメハダホシムシ目	サメハダホシムシ科	アンチラサメハダホシムシ	①						DD		
7	節足動物門	軟甲綱	エビ目	ヌマエビ科	ヤマトヌマエビ	②③								NT			
8					ヒメヌマエビ	②③								NT			
9					トゲナシヌマエビ	②③								NT			
10				テッポウエビ科	クボミテッポウエビ	①							NT	NT			
11				ムツアシガニ科	ヒメムツアシガニ	①							NT	NT			
12				バンケイガニ科	ウモレバンケイガニ	①							VU	VU			
13					クシテガニ	①							NT	NT			
14					バンケイガニ	①							NT	NT			
15				モクズガニ科	ハマガニ	①④							NT	NT			
16					ヒメアシハラガニ	①							NT	NT			
17					タイワンヒライソノモドキ	①④							NT	DD			
18				ムツハアリアケガニ科	ムツハアリアケガニ	①							NT				
19					アリアケガニ	①							VU	EN			
20					アリアケモドキ	①								VU			
21					カワスナガニ	①						NT		EN			
22				オサガニ科	オサガニ	①							NT	NT			
23					ヒメヤマトオサガニ	①							NT	NT			
24					オオヨコナガピンノ	①							EN	EN			
25				スナガニ科	ハクセンシオマネキ	①						VU	VU				
26					シオマネキ	①						VU	EN				
27				メナシピンノ科	メナシピンノ	①							NT	NT			
28				カニダマシ科	ヤドリカニダマシ	①							NT				
29					ウチノミヤドリカニダマシ	①								EN			
30				腕足動物門	腕足綱	舌殻目	シャミセンガイ科	ミドリシャミセンガイ	①						DD	NT	
合計 5 門 5 綱 7 目 16 科 30 種							0 種	0 種	0 種	0 種	3 種	19 種	25 種	3 種			

注 1) 重要な動物の選定基準は表 4.1-30 に基づく。

注 2) 種名の配列等は、原則として「令和 2 年度河川水辺の国勢調査生物リスト」（令和 2 年 11 月、国土交通省）に準拠した。

出典：①「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2014－」（平成 26 年 8 月、福岡県）

②「レッドデータブックやまぐち 2019」（平成 31 年 3 月、山口県）

③「北九州の淡水魚 エビ・カニ」（平成 15 年 3 月、北九州自然史友の会 水生動物研究部会）

④「紫川河川整備計画」（平成 25 年 4 月、福岡県）

### ③ 注目すべき生息地の状況

調査区域における確認位置が特定できた重要な動物種は表 4.1-38 に、確認位置は図 4.1-19 に示すとおりです。

調査区域では、重要な動物種としてカスミサンショウウオ、アカウミガメ、ハルゼミ、オオムラサキの生息が記録されており、その確認位置が特定されています。

実施区域では、アカウミガメが確認されています。

また、調査区域における注目すべき生息地は表 4.1-39 に、位置は図 4.1-20 に示すとおりです。「第 5 回自然環境保全基礎調査 海辺調査」(平成 10 年 3 月、環境庁自然保護局)に自然海岸、「自然環境保全基礎調査 Web-GIS」(令和 3 年 5 月、環境省自然環境局生物多様性センターホームページ)に藻場、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(令和 3 年 5 月、環境省ホームページ)に響灘南部がそれぞれ記載されています。

実施区域には、自然海岸、藻場、響灘南部の一部があります。

表 4.1-38 確認位置が特定できた重要な動物種の状況

分類	番号	種名	選定基準								出典
			I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
両生類	1	カスミサンショウウオ					VU		VU	VU	①
爬虫類	2	アカウミガメ		国際			EN		EN		②
昆虫類	3	ハルゼミ							NT	VU	①
	4	オオムラサキ					NT		NT	NT	1

注 1) 表中の番号は図 4.1-19 に対応。

注 2) 重要な動物の選定基準は表 4.1-30 に基づく。

出典：①「第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査」(昭和 54～56 年、環境庁)

②「海しる 海洋状況表示システム」(令和 3 年 5 月、海上保安庁)

表 4.1-39 注目すべき生息地

番号	生息域	選定基準	出典
1	自然海岸	人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難である脆弱な自然環境	①
2	藻場	人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難である脆弱な自然環境	②
3	響灘南部	種の生活史における重要性	③

出典：①「第 5 回自然環境保全基礎調査 海辺調査」(平成 10 年 3 月、環境庁自然保護局)

②「第 4 回自然環境保全基礎調査 海域生物環境調査」(平成 7 年、環境庁)

③「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(令和 3 年 5 月、環境省ホームページ)



1:50,000  
0 500 1000 2000m

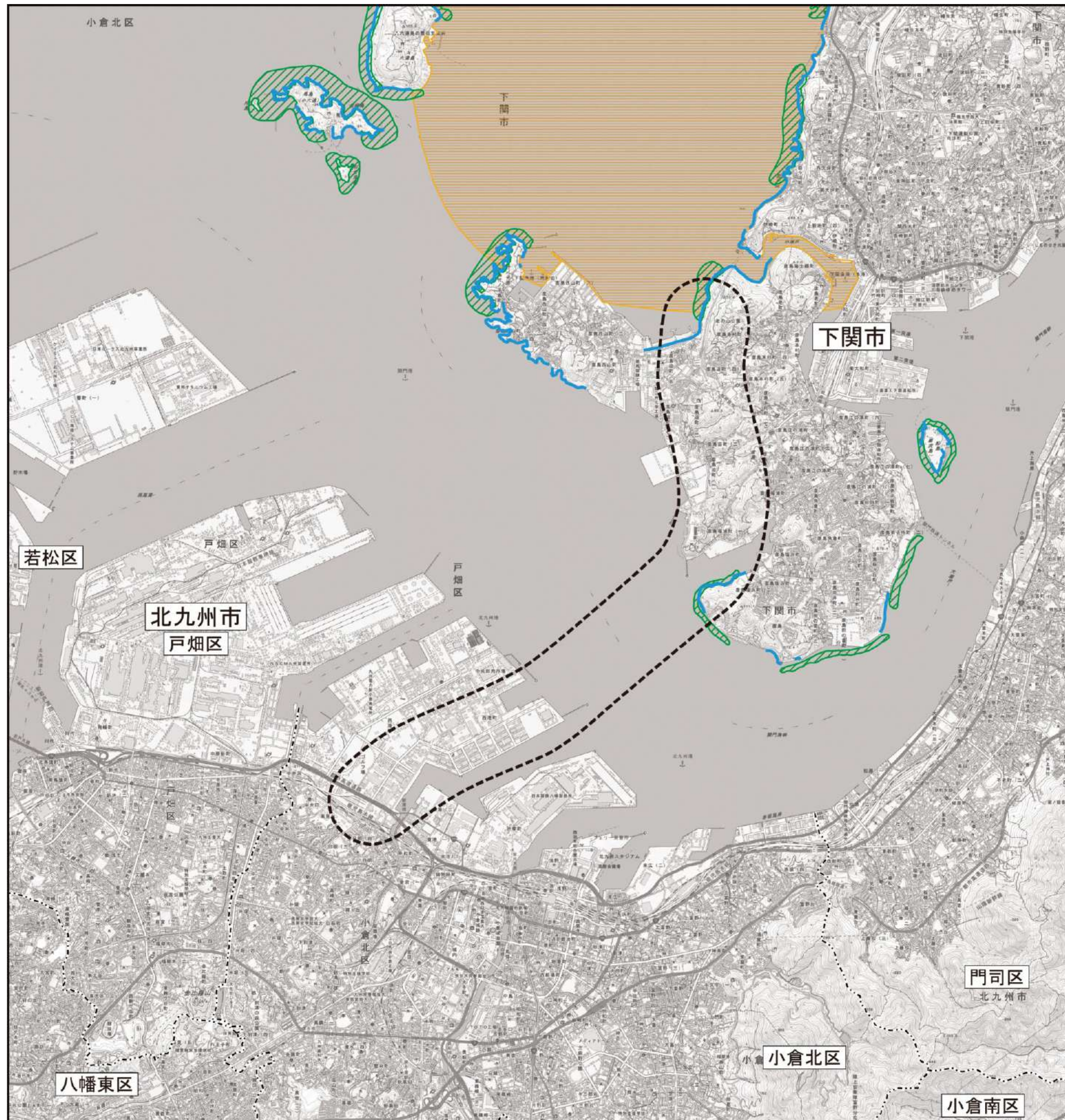
記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界

凡例

- 重要な動物種（両生類）  
1：カスミサンショウウオ
- 重要な動物種（ウミガメ産卵地）  
2：アカウミガメ
- 重要な動物種（昆虫類）  
3：ハルゼミ  
4：オオムラサキ

出典：第2回自然環境保全基礎調査 福岡県動植物分布図（昭和54～56年、環境庁）  
海しる 海洋状況表示システム（令和3年5月、海上保安庁）

図 4.1-19 重要な動物種の確認位置



1:50,000  
0 500 1000 2000m

記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界

凡例

- 自然海岸
- 藻場
- 響灘南部

出典：第5回自然環境保全基礎調査 海辺調査（平成10年3月、環境庁自然保護局）  
 第4回自然環境保全基礎調査 海域生物環境調査（平成7年、環境庁）  
 生物多様性の観点から重要度の高い海域（令和3年5月、環境省ホームページ）

図 4.1-20 注目すべき生息地の位置図

## 2) 植物の生育の状況、重要な種及び群落の状況

調査区域及びその周辺における植物の生育の状況、重要な種及び群落の確認に用いた既存資料は、表 4.1.2 に示すとおりです。

なお、植物に係る既存資料の収集範囲については、調査区域及びその周辺における植物の生育の状況をよりの確に反映させるため、実施区域から概ね片側 3km を含む関係市としました。

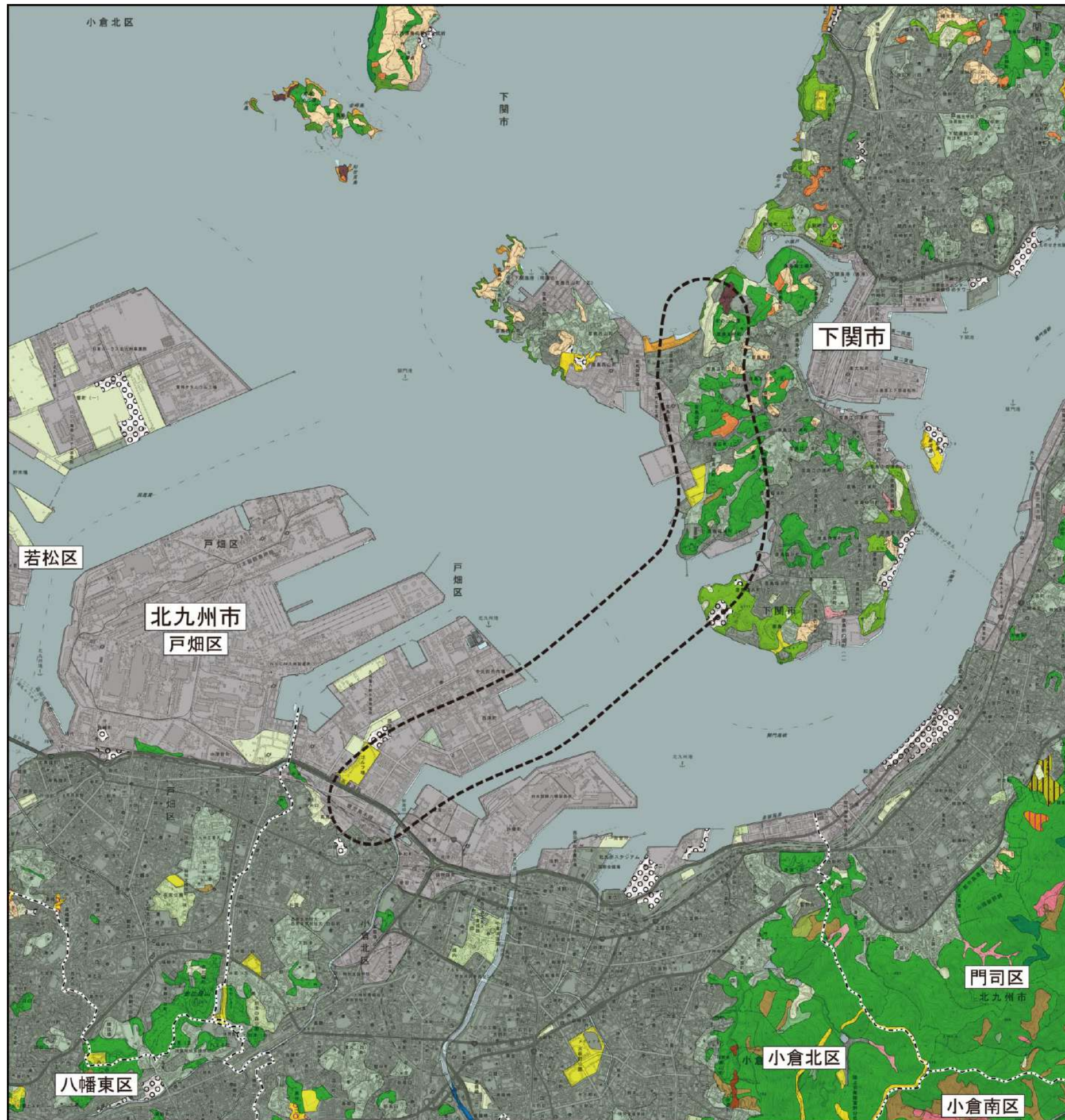
### (1) 植生の状況

調査区域の現存植生図は図 4.1-21 に、植生自然度図は図 4.1-22 に示すとおりです。

調査区域は、主に平地となっており、平地では市街地や工場地帯等が広く分布し、開放水面が点在しています。水域としては、板堰川、紫川等の河川が流れているほか、洞海湾、響灘等の海域が広がっています。山地では主に常緑広葉樹林が広く分布しています。

### (2) 植物相の状況

調査区域及びその周辺において生育記録のある維管束植物としては 65 目 185 科 1898 種が挙げられます。これらの種には海岸沿いに特徴的なコウキヤガラ、イワレンゲ、タイトゴメ、ハマエンドウ、ハチジョウススキ等の植物が含まれています。水田に見られるキツネノボタン、ミズハコベ、ミゾカクシ等も含まれています。その他、草地や林縁に生育するオトギリソウ、ノアザミ、湿地に生育するミズトンボ、サギソウ、ミクリ、ガマ、ヌマトラノオ等も記録されています。



1:50,000  
0 500 1000 2000m

記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界

凡例

- ミヤマシキミ-アカガシ群集
- ミミズバイ-スダジイ群集
- マサキ-トベラ群集
- オニヤブソテツ-ハマビワ群集
- シイ-カシ二次林
- タブノキ-ヤブニッケイ二次林
- コナラ群落 (VII)
- アカメガシワ-カラスザンショウ群落
- メダケ群落
- クズ群落
- ススキ群団 (VII)
- チガヤススキ群落
- ダンチク群落
- 伐採跡地群落 (VII)
- ヨシクラス
- スギ・ヒノキ・サワラ植林
- アカマツ植林
- クロマツ植林
- クスノキ植林
- 竹林
- モウソウチク林
- マダケ・ハチク林
- ゴルフ場・芝地
- 牧草地
- 路傍・空き地雑草群落
- 放棄畑雑草群落
- 果樹園
- 畑雑草群落
- 水田畑雑草群落
- 放棄水田雑草群落
- 市街地
- 緑の多い住宅地
- 残存・植栽樹群をもった公園・墓地等
- 工場地帯
- 造成地
- 開放水域
- 自然裸地

出典：第6-7回自然環境保全基礎調査 植生調査（平成11年～、環境省）

図 4.1-21 現存植生図

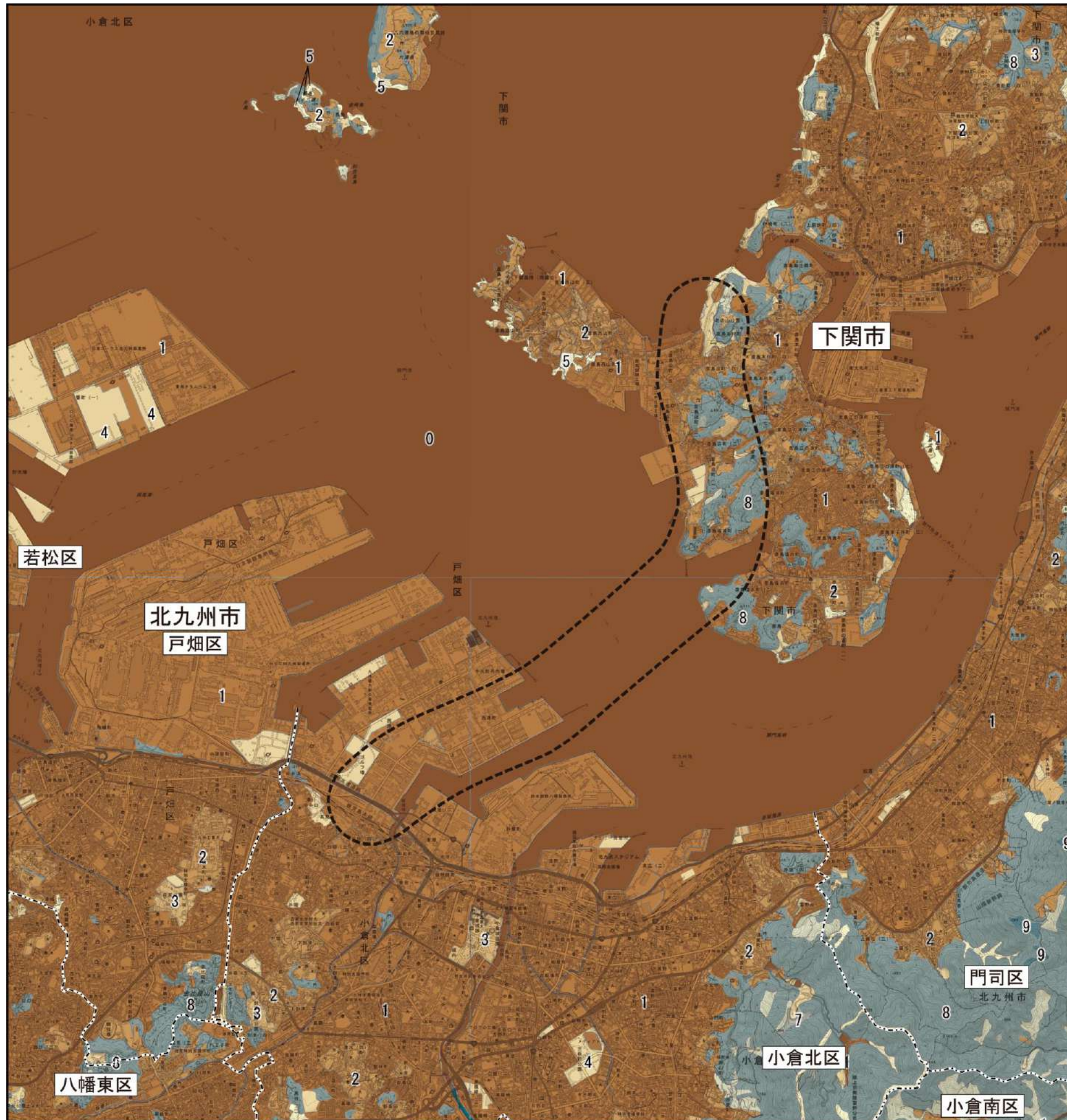


図 4.1-22 植生自然度図



(3) 重要な植物種及び群落の状況

① 重要な植物種及び群落の選定基準

重要な植物種の選定基準は表 4.1-40 に、重要な植物群落の選定基準は表 4.1-41 に示すとおりです。

表 4.1-40(1) 重要な植物種の選定基準とカテゴリ概要

選定基準		カテゴリ	
I	文化財保護法 (昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：令和 3 年 4 月 23 日法律第 22 号)	国指定特別天然記念物 (特天)	天然記念物のうち、特に重要なものとして指定されたもの
		国指定天然記念物 (国天)	我が国にとって学術上価値の高い動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）及び植物（自生地を含む。）のうち、重要なものとして指定されたもの
II	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日法律第 37 号)	国内希少野生動植物種 (国内)	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの
		国際希少野生動植物種 (国際)	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、政令で定めるもの
III	福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例 (令和 2 年 10 月 6 日福岡県条例第 42 号)	指定希少野生動植物種 (指定)	希少野生動植物種のうち特に保護を図る必要があるもの
IV	山口県希少野生動植物種保護条例 (平成 17 年 3 月 18 日山口県条例第 8 号、最終改正：平成 17 年 7 月 12 日山口県条例第 52 号)	指定希少野生動植物種 (指定)	希少野生動植物種のうち特に保護を図る必要がある指定希少野生動植物種
V	環境省レッドリスト 2020 の公表について (令和 2 年 3 月 27 日環境省)	絶滅危惧 I 類 (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種
		絶滅危惧 IA 類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
		絶滅危惧 IB 類 (EN)	IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
		絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅の危険が増大している種
		準絶滅危惧 (NT)	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
		情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種
		絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
VI	福岡県の希少野生生物ー福岡県レッドデータブック 2011ー (平成 23 年 11 月福岡県)	絶滅危惧 I 類 (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種
		絶滅危惧 IA 類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
		絶滅危惧 IB 類 (EN)	IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
		絶滅危惧 II 類 (VU)	現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のランクに移行することが確実と考えられるもの
		準絶滅危惧 (NT)	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
		情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種
		絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
VII	山口県レッドリスト 2018 (平成 30 年 3 月山口県)	絶滅危惧 I 類 (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種
		絶滅危惧 IA 類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
		絶滅危惧 IB 類 (EN)	IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
		絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅の危険が増大している種
		準絶滅危惧 (NT)	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
		情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種
		絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

表 4.1-40(2) 重要な植物種の選定基準とカテゴリ概要

選定基準	カテゴリ
<p>国立・国定公園における植物の保護対策について(指定植物) (平成27年8月環境省)</p> <p>VIII</p>	<p>指定植物は、以下の①から⑧のいずれかの選定基準を満たし、風致の維持上又は生物多様性の保全上、その採取・損傷について規制する必要がある種</p> <p>①分布の特殊性を有する種  a:分布の範囲が当該国立公園、国定公園及びその周辺に限定されている種  b:隔離分布を呈する種  c:当該国立公園、国定公園が国内における分布の東西南北の限界(もしくはそれに近い地域)となっている種</p> <p>②絶滅危惧種及び希少種  a:環境省レッドリストの絶滅危惧種  絶滅危惧Ⅰ類(CR、EN)、Ⅱ類(VU)の種  b:地域的に特に個体数が少ない種</p> <p>③希少な動物の生息に必要な種  希少な動物(高山蝶等)の生息域にあって、当該動物と密接な種間関係(食草等)にある種</p> <p>④特殊な栄養摂取を行う種  a:食虫植物  b:腐生植物(菌従属栄養植物)  c:寄生植物</p> <p>⑤特殊な条件の立地に生育する種  以下のいずれか又は複数を主要な生育地とする種  a:火山  b:岩壁、岩隙地  c:殊岩石地  d:崩壊性砂礫地  e:雪崩斜面  f:海岸断崖、砂丘  g:風衝地  h:風穴  i:雪田  j:高層湿原、中間湿原、湧水湿地  k:池塘、流水縁  l:塩沼地  m:減水裸地(水位低下により一時的に生じる湿った裸地)  n:溪岸  o:雲霧帯  p:樹幹、樹上</p> <p>⑥季観を構成する特徴的な種  季節的な変化を見せる植物群落の構成種で特徴的な種</p> <p>⑦園芸業者、薬種業者、マニア等の採取対象となる種  商品的価値がある種又は収集の対象となる種</p> <p>⑧その他各公園の実情に応じて選定する種  選定基準①～⑦で選定されないが、学術的な観点や公園利用の観点、その他により各公園で特別に選定する必要がある場合に、本基準で選定する</p>

表 4.1-41 重要な植物群落の選定基準とカテゴリー概要

選定基準		カテゴリー	
I	文化財保護法 (昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：令 和 3 年 4 月 23 日 法律第 22 号)	国指定特別天然記念物 (特天)	天然記念物のうち、特に重要なものとして指定されたもの
		国指定天然記念物 (国天)	我が国にとって学術上価値の高い動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)及び植物(自生地を含む。)のうち、重要なものとして指定されたもの
II	植物群落レッド データブック< 1996> (平成 8 年、(財) 日本自然保護協 会)	保護上重要群落として選定される植物群落	
III	自然環境保全基 礎調査	第 1 回自然環境保全基礎調査 すぐれた自然調査 (昭和 51 年、環境庁) 第 2 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査 (昭和 55 年、環境庁環境庁自然保護局 企画調整課) 第 3 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書 (平成元年、環境庁) 第 5 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書 (平成 12 年 3 月、環境庁) によ る特定植物群落	
IV	福岡県の希少野 生生物ー福岡県 レッドデータブ ック 2011ー (平成 23 年 11 月福 岡県)	I : 緊急に対策必要	緊急に対策を講じなければ群落が壊滅する
		II : 対策必要	対策を講じなければ群落の状態が徐々に悪化する
		III : 破壊の危惧	現在は保護対策が功を奏しているが、将来は破壊の危 惧が大きい
		IV : 要注意	当面、新たな保護対策は必要ないが、監視は必要
V	下関市環境基本 計画 (平成 29 年 3 月、 下関市環境部環 境政策課)	地域で重要と考えられている植物群落	

## ② 重要な植物種の状況

調査区域及びその周辺において確認記録のある重要な植物種は、表 4.1-42 に示すとおりです。

調査区域及びその周辺における重要な植物種として、オオバシナミズニラ、イワレンゲ、ツチグリ、コギシギシ、シチメンソウ、ウラギク等の 44 目 121 科 525 種が確認されています。

これらの重要な種の中には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日法律第 37 号）の国内希少野生動植物種であるハツシマラン、ハナカズラ、ヒナヒゴタイ、「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」（令和 2 年 10 月 6 日福岡県条例第 42 号）の指定希少野生動植物種であるキビヒトリシズカ、サギソウ、トキソウ、オキナグサ、ヤシヤビシヤク、ミズスギナ、ムラサキ、「山口県希少野生動植物種保護条例」（平成 17 年 3 月 18 日山口県条例第 8 号、最終改正：平成 17 年 7 月 12 日山口県条例第 52 号）の指定希少野生動植物種であるキビヒトリシズカが含まれています。

また、法律に基づく指定種のほか、「環境省レッドリスト 2020 の公表について」（令和 2 年 3 月、環境省）及び「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2011－」（平成 23 年 11 月、福岡県）、「山口県レッドリスト 2018」（平成 30 年 3 月、山口県）、「国立・国定公園における植物の保護対策について（指定植物）」（平成 27 年 8 月、環境省）の記載種が含まれています。

表 4.1-42(1) 重要な植物種

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準							
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
1	ヒカゲノカズラ目	ヒカゲノカズラ科	ヒモヅル	①					VU	EN	CR	
2			マンネンスギ	①						CR	EN	
3			スギラン	①					VU	CR	CR	
4	イワヒバ目	イワヒバ科	タチクラマゴケ	③							VU	
5	ミズニラ目	ミズニラ科	ミズニラ	③					NT			NT
6			シナミズニラ	①					VU	CR		
7			オオバシナミズニラ	①					EN	CR	EN	
8	ハナヤスリ目	ハナヤスリ科	シチトウハナワラビ	②							CR	
9			ハマハナヤスリ	①						CR	EN	
10	マツバラ目	マツバラ科	マツバラ	①					NT	EN	VU	
11	コケシノブ目	コケシノブ科	ツルホラゴケ	③							VU	
12	サンショウモ目	デンジソウ科	デンジソウ	②③					VU	CR	CR	
13		サンショウモ科	アカウキクサ	③					EN	CR	VU	
14		サンショウモ	①③						VU	CR	CR	
15	ウラボシ目	ホングウシダ科	エダウチホングウシダ	①						EN	EN	
16			サイゴクホングウシダ	①							EN	
17		イノモトソウ科	ハコネシダ	①							CR	EN
18			ミズワラビ	①							EN	
19			ヒメウラジロ	①					VU	EN	VU	
20			キドイノモトソウ	①					VU	CR	CR	
21			チャセンシダ科	ヒノキシダ	③							EN
22		コウザキシダ		③								VU
23		コタニワタリ		①							CR	
24		イワトラノオ		③								VU
25		アオガネシダ		③								VU
26		トキワシダ		③							CR	
27		ホウビシダ		③								NT
28		イワヤシダ科		イワヤシダ	③							
29		ヒメシダ科	テツホシダ	①							EN	
30		イワデンダ科	イヌイワデンダ	①					NT	EX		
31			コガネシダ	①						VU	CR	
32			イワデンダ	①						CR	CR	
33		ヌリワラビ科	ヌリワラビ	①							CR	
34		シンガシラ科	オサシダ	①							EN	
35		メンダ科	ハコネシケチシダ	②								EN
36			ツクシイヌワラビ	③								EN
37			サキモリイヌワラビ	①③							CR	
38			サカバサトメシダ	③						VU	CR	
39		メンダ科	トゲカラクサイヌワラビ	③								CR
40			アオグキイヌワラビ	①③					EN	CR		
41			ホソバシケシダ	③								VU
42			ミドリワラビ	①							VU	CR
43			イヨクジャク	②						EN	VU	CR
44			オンダ科	ヒロハナライシダ	①						EN	CR
45	イズヤブソテツ	②									CR	
46	メヤブソテツ	①									CR	
47	ツクシイワヘゴ	③										②
48	ナチクジャク	①								CR	EN	
49	タカサゴシダ	②							NT	CR	CR	
50	ツクシオオクジャク	①								CR	CR	
51	ヌカイタチシダモドキ	③									VU	
52	ギフベニシダ	③									EN	
53	ワカナシダ	①								CR	EN	
54	タニヘゴ	③									NT	
55	ツツイイワヘゴ	①							CR	CR		
56	タチデンダ	①								EN	EN	⑧
57	シノブ科	シノブ	③									④d⑤b⑦
58	ウラボシ科	ハゴロモクリハラン	②								CR	
59		オシャグジデンダ	①							EN		

表 4.1-42(2) 重要な植物種

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準									
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII		
60	ヒノキ目	ヒノキ科	ネズミサシ	①							NT			
61	スイレン目	スイレン科	オニバス	①③						VU	EN			
62			コウホネ	①③							VU			
63	センリョウ目	センリョウ科	キビヒトリシズカ	①②			指定	指定	VU	CR	CR			
64	コショウ目	ウマノスズクサ科	タイリンアオイ	③									②⑦	
65			フタバアオイ	①							NT			
66			クロフネサイシン	①							NT	VU		
67			サンヨウアオイ	⑤								VU		
68			クスノキ目	クスノキ科	ダンコウバイ	①							VU	
69	オモダカ目	サトイモ科	ツクシマムシグサ	①③							VU			
70			ヒロハテンナンショウ	①③								CR	CR	
71			ミツバテンナンショウ	①								NT	CR	
72		オモダカ科	マルバオモダカ	①③							VU	EX		
73			アギナシ	①								NT	CR	
74		トチカガミ科	マルミスブタ	①③							VU	CR	VU	
75			ヤナギスブタ	①③								CR	VU	
76			トチカガミ	①②③								NT	CR	CR
77			ムサシモ	①								EN	CR	
78			イトトリゲモ	①								NT	CR	DD
79			イバラモ	①③									CR	CR
80			トリゲモ	①③								VU	CR	DD
81			ミズオオバコ	①③								VU	EN	
82			セキショウモ	①③⑥									VU	
83			シバナ科	シバナ	①③								NT	EN
84	アマモ科	コアマモ	③									DD		
85		アマモ	①③									NT		
86	ヒルムシロ科	イトモ	①③⑤								NT	EN	NT	
87		フトヒルムシロ	①									EN		
88		ガシャモク	①								CR	CR		
89		センニンモ	①									EN		
90		オヒルムシロ	②⑤										CR	
91		ヒロハノエビモ	①									CR		
92		ツツイトモ	①									VU	CR	
93		ササバモ	③										EN	
94		リュウノヒゲモ	①									NT	EN	CR
95		カワツルモ科	カワツルモ	①③								NT	EN	CR
96	ヤマノイモ目	ヒナノジャクジョウ科	ヒナノジャクジョウ	①							CR	CR	②④c	
97		ヤマノイモ科	キクバドコロ	③									VU	
98			ヒメドコロ	②③									EN	
99	タコノキ目	ホンゴウソウ科	ホンゴウソウ	①②							VU	CR	CR	②④c
100		ビャクブ科	ヒメナベワリ	①③								VU		②
101	ユリ目	シュロソウ科	ツクシショウジョウバカマ	③										②⑥⑦
102			ツクバネソウ	③										VU
103			ホソバシュロソウ	①									CR	
104		サルトリイバラ科	マルバサンキライ	①								CR	CR	⑧
105	ユリ科		ノヒメユリ	①③								EN	EN	②⑤b⑥⑦
106			コオニユリ	③⑤										⑤j⑥
107			タマガワホトトギス	①									CR	
108			アマナ	③									VU	

表 4.1-42(3) 重要な植物種

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準								
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
109	クサスギカズラ目	ラン科	ヒナラン	①③					EN	CR	VU		
110			シラン	①					NT	NT		②⑤d⑦	
111			マメヅタラン	①					NT	VU	CR	②④d⑤b	
112			ムギラン	①					NT	EN	VU	②④d⑤b	
113			キエビネ	①③					EN	CR	NT	②⑥⑦	
114			エビネ	①③					NT	VU	VU	⑥⑦	
115			ナツエビネ	①					VU	CR	CR	②⑥⑦	
116			サルメンエビネ	①					VU	CR	CR		
117			ギンラン	①③						VU	VU	⑥	
118			キンラン	①③						VU	VU	NT ⑥	
119			クゲヌマラン	①						VU	CR		
120			ユウシュンラン	①						VU	CR	CR	
121			ヒメノヤガラ	②						VU		CR	
122			トケンラン	①						VU	CR	CR	
123			サイハイラン	③								②⑦	
124			シュンラン	③								⑥⑦	
125			マヤラン	①						VU	CR	CR	
126			クマガイソウ	①③						VU	CR	CR	
127			ツチアケビ	③								②⑥	
128			セッコク	①③							VU	VU	
129			ササバラン	①						EN	CR	CR	
130			カキラン	③								NT ②⑤j⑥	
131			タシロラン	①						NT	VU	VU	
132			アキザキヤツシロラン	①②							EN	CR	
133			クロヤツシロラン	①							CR	EN	
134			ベニシュスラン	①②							CR	CR	
135			アケボノシュスラン	①③							VU		
136			ミヤマウズラ	③								NT ②	
137			シュスラン	③								CR ②⑦	
138			ダイサギソウ	①						EN	CR		
139			ミズトンボ	①③						VU	CR	VU ②⑤j⑤k⑥	
140			ムカゴソウ	①③						EN	VU	CR	
141			ムヨウラン	①⑤							CR	VU	
142			ホクリクムヨウラン	①							CR		
143			ムラサキムヨウラン	①						DD	CR		
144			クモキリソウ	①							VU	NT ②⑦	
145			コ克蘭	③⑤								②⑦	
146			ボウラン	①						NT	VU		
147			ハツシマラン	①			国内 (特一)			CR	CR		
148			コケイラン	①③							VU	②⑦	
149			サギソウ	①			指定			NT	CR	VU ②⑤j⑤k⑥⑦	
150			ジンバイソウ	①③							EN	EN	
151			マイサギソウ	①							CR	②	
152			ヤマサギソウ	①③⑤							CR	VU	
153			コバノトンボソウ	①							CR	VU	
154			ツレサギソウ	①							CR		
155			ハシナガヤマサギソウ	①							CR	VU	
156			トキシソウ	①③			指定			NT	CR	VU ②⑤j⑥	
157			ヤマトキシソウ	①							CR	CR ②⑥	
158			キンバイザサ科	コキンバイザサ	②⑤						CR	EN	
159			アヤメ科	ヒオウギ	③							EN	
160				ノハナショウブ	①③							EN	⑤j⑤k⑥
161				ヒメシャガ	①						NT	CR	
162				エヒメアヤメ	②							VU	CR

表 4.1-42(4) 重要な植物種

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準							
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
163	クサスギカズラ目	アヤメ科	トバタアヤメ	①						EW		
164		ススキノキ科	ノカンゾウ	③							NT	
165				アキノワスレグサ	①					CR		
166		ヒガンバナ科		ヤマラッキョウ	③							⑥
167				ハマオモト	①③⑤					EN	VU	
168				キツネノカミソリ	③					EN		
169		クサスギカズラ科		クサスギカズラ	③					EN		
170				ハマタマボウキ	②③				EN	VU	EN	
171				キジカクシ	③					EN		
172				ヒメヤブラン	③⑤							NT
173				ユキザサ	①③					EN	VU	
174			ツユクサ目	ミズアオイ科	ミズアオイ	①				NT	CR	CR
175		イネ目	ガマ科	ミクリ	①③				NT	CR		
176				オオミクリ	①②				VU	CR	CR	
177				ヤマトミクリ	①②				NT	EN	EN	
178				ナガエミクリ	①				NT	EN	VU	
179				ヒメミクリ	①				VU	CR	EN	
180				コガマ	③					VU		
181	ホシクサ科				クロイヌノヒゲ	③				NT		
182					オオホシクサ	①					EN	
183					ホシクサ	①					CR	
184					ツクシクロイヌノヒゲ	①				VU	VU	
185				クロホシクサ	①②③⑤				VU	CR	EN	
186			イグサ科		ヒメコウガイゼキショウ	①					VU	
187				ヒロハノコウガイゼキシ ョウ	①⑤					EN		
188				イヌイ	①③					CR		
189				ドロイ	①③					CR	CR	
190				ホソイ	③⑤						VU	
191	カヤツリグサ科				イトテンツキ	③				NT	CR	EN
192					ベニイトスゲ	③						VU
193					ヤマジスゲ	③						VU
194					ダイセンスゲ	①③⑤					VU	VU
195					タイワンスゲ	①				VU	EN	
196				ヒナスゲ	③						EN	
197				ウマスゲ	①					CR		
198				ヤガミスゲ	①					EN		
199				キノクニスゲ	①③⑤				NT	NT	VU	
200				ヌカスゲ	②						EN	
201				アワボスゲ	③						NT	
202				アカネスゲ	①				VU	CR	VU	⑧
203				ジングウスゲ	②				NT	CR	CR	
204				ツクシナルコ	①				EN	VU		
205				カンエンガヤツリ	②				VU		CR	
206				アオガヤツリ	③						NT	
207				ムギガラガヤツリ	①③				CR	EX		
208				カガシラ	③				VU	EX	CR	
209				ミスミイ	①③				EN	EX	CR	
210			セイタカハリイ	①					CR			
211			スジヌマハリイ	①				VU	EN			
212		マンカクイ	③						VU			
213		アオテンツキ	③						VU			
214		ノハラテンツキ	①				VU	CR	VU			
215		ピロードテンツキ	②③⑤						EN			
216		クロタマガヤツリ	①②					CR	CR			
217		トラノハナヒゲ	③					CR				
218		イヌノハナヒゲ	③							⑤j⑥		
219		ツクシカンガレイ	①					EN	CR			
220		マツカサススキ	②						CR			
221		シンジュガヤ	①③					EN				



表 4.1-42(5) 重要な植物種

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準								
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
222	イネ目	イネ科	ヒロハノハネガヤ	②						CR	CR		
223			ヒメコヌカグサ	③					NT	EN	NT		
224			ヒメノガリヤス	③							VU		
225			ヒナザサ	①					NT	VU			
226			イトスズメガヤ	③							VU		
227			ウンヌケモドキ	③					NT	CR	EN		
228			ヒロハノドジョウツナギ	②							CR		
229			ハイチゴザサ	①③⑤							VU		
230			ハマガヤ	①							VU		
231			テンキグサ	②⑤								CR	
232			トウササクサ	③								VU	
233			スズメノコビエ	③								NT	
234			アワガエリ	③							EN	NT	
235			ウキシバ	③								VU	
236			アソザサ	⑤								VU	
237			クマイザサ	③								DD	
238			ヒゲシバ	③								VU	
239			キンボウゲ目	ケシ科	ジロボウエンゴサク	③							VU
240	キケマン	③										EN	
241	ツツラフジ科	ミヤコジマツツラフジ		⑤							VU		
242	メギ科	ルイヨウボタン		①						EN	CR		
243		バイカイカリソウ		②⑤						EN	EX		
244	キンボウゲ科	タンナトリカブト		①							NT	VU	
245		ハナカズラ		①			国内 (特-)			EN	CR		
246		タカネハンショウヅル		③									②
247		トリガタハンショウヅル		①							CR	CR	
248		シロバナハンショウヅル		①							NT	CR	②⑤c
249		トウゴクサバノオ		③								EN	
250		オキナグサ		①③				指定		VU	EN	CR	②⑦
251		ヒメバイカモ		①						EN	EW		
252		シマキツネノボタン		②⑤								CR	
253		シギンカラマツ		③								EN	
254	ヤマモガシ目	ヤマモガシ科	ヤマモガシ	③⑤							VU		
255	ユキノシタ目	ボタン科	ヤマシャクヤク	①					NT	EN	VU	⑥⑦	
256		マンサク科	マンサク	③							NT		
257		カツラ科	カツラ	③							VU		
258		スグリ科	ヤシャビシヤク	①③				指定		NT	CR	CR	
259			ヤブサンザシ	①								CR	
260		ユキノシタ科	コガネネコノメソウ	③								VU	
261			クロクモソウ	①								VU	
262			オオチャルメルソウ	③									②
263			ジンジソウ	③⑤									②⑤k⑦
264			ナメラダイモンジソウ	①								CR	
265		ベンケイソウ科	ミツバベンケイソウ	①							EN	VU	
266			アオベンケイ	③								EN	②④d⑤b
267			ツメレンゲ	①						NT	CR	VU	②④a⑤b
268			イワレンゲ	②③⑤						VU	CR	EN	
269			ゲンカイイワレンゲ	①						VU	EN		
270	ウンゼンマンネングサ		①						VU	VU			
271	タコノアシ科	タコノアシ	①③						NT	VU	VU		
272	アリノトウグサ科	タチモ	①						NT	CR	VU		
273	マメ目	マメ科	ユクノキ	①						CR	VU		
274			ヒメノハギ	①③							CR	VU	
275			シバハギ	③							EN	VU	
276			オオバナスビトハギ	⑤								VU	
277			イヌハギ	①③						VU	EN	VU	
278			マキエハギ	①③							EN	NT	
279			ナンテンハギ	③⑤								VU	
280		ヒメハギ科	ヒナノキンチャク	①						EN	CR	EN	⑧

表 4.1-42(6) 重要な植物種

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準									
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII		
281	バラ目	クロウメモドキ科	クロウメモドキ	③							VU			
282			キビノクロウメモドキ	①					VU	VU			⑧	
283		アサ科	クワノハエノキ	⑤						VU				
284		クワ科	ツルコウゾ	③								CR		
285			カカツガユ	③								VU		
286		イラクサ科	ゲンカイヤブマオ	①							EN			
287			ヤナギイチゴ	③								NT		
288			ミヤマイラクサ	①							EN		⑧	
289			ミヤコミズ	①							VU		⑧	
290			バラ科	バクチノキ	③⑤								NT	
291		ズミ		①③								EX		
292		カワラサイコ		①②③								EN	CR	
293		ツチグリ		①③						VU	VU	VU		
294		ヒロハノカワラサイコ		②						VU		CR		
295		モリイバラ		①							VU			
296		ナンキンナナカマド		③									VU	
297		イワガサ		①							VU	VU		
298		シモツケ		③								NT		
299		イブキシモツケ		①								NT		⑤b⑤c
300	ブナ目	ブナ科	イヌブナ	①							EN			
301		カバノギ科	ヤシヤブシ	①③							CR			
302			ハンノキ	①③							EN			
303	ニシキギ目	ニシキギ科	ヒゼンマユミ	⑤					EN	VU	EN			
304			ウメバチソウ	①③							VU	NT	②⑤k	
305	キントラノオ目	トウダイグサ科	ノウルシ	①						NT	EN			
306		ヤナギ科	カワヤナギ	①							EN	CR		
307			ノヤナギ	①③							NT	EX		
308			サイコクキツネヤナギ	①								CR		
309		スマレ科	ヒゴスミレ	③								NT		
310			コミヤマスマレ	③								VU		
311			アケボノスマレ	①③								CR	VU	
312			シコクスミレ	①								VU	VU	①c②
313			フモトスマレ	③									VU	
314		アマ科	マツバニンジン	①						CR	CR	CR		
315		オトギリソウ科	トモエソウ	①								CR	CR	
316			アゼオトギリ	①						EN	EN	CR		
317			ツキヌキオトギリ	①						EN	EN		⑧	
318		フウロソウ目	フウロソウ科	コフウロ	③							EN		
319	フトモモ目	ミソハギ科	ミズズギナ	①			指定			CR	CR			
320			ミズマツバ	①③⑤						VU	VU			
321			ホザキカシグサ	③						EN	EN			
322			ヒメビシ	①						VU	EX			
323		アカバナ科	タニタデ	③								VU		
324	ムクロジ目	ムクロジ科	カジカエデ	③								CR		
325			メグスリノキ	①							CR	CR		
326			テツカエデ	①							CR	CR		
327		ミカン科	タチバナ	①						NT	CR	CR		
328	アオイ目	アオイ科	ハマボウ	①⑤							VU	VU		
329		ジンチョウゲ科	オニシバリ	①							VU			
330	アブラナ目	アブラナ科	ミズタガラシ	③								VU		
331			ワサビ	③								VU		
332			ユリワサビ	③									NT	
333			コイヌガラシ	①③							NT	VU	NT	
334	ビャクダン目	ビャクダン科	カナビキノウ	③								⑧		
335		オオバヤドリギ科	オオバヤドリギ	③								VU		
336	ナデシコ目	イソマツ科	ハマサジ	①③						NT	VU	NT		
337		タデ科	ハルトラノオ	③								VU		
338			ヒメタデ	①③						VU	NT	VU		
339			サイコクヌカボ	①						VU	EN	NT		
340			ヤナギヌカボ	①					VU	CR	NT			

表 4.1-42(7) 重要な植物種

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準										
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII			
341	ナデシコ目	タデ科	ナガバノウナギツカミ	①③					NT	NT					
342			ウナギツカミ	①③						NT					
343			ヌカボタデ	①③					VU	CR	CR				
344			シマヒメタデ	①						NT	EN				
345			オオネバリタデ	①③						NT					
346			ネバリタデ	①③						NT					
347			コギシギシ	①③					VU	VU	NT				
348			マダイオウ	③						NT	VU				
349		モウセンゴケ科	モウセンゴケ	①③						VU		②④b			
350			コモウセンゴケ	③							VU				
351		ナデシコ科	オオヤマフスマ	①③						NT	CR				
352			タチハコベ	①③					VU	CR	CR				
353			ワチガイソウ	①						VU	VU				
354			ヒメケフシグロ	③								CR			
355			フシグロ	③								⑧			
356			ウシオツメクサ	④							CR				
357			ヒユ科	イソホウキギ	①						VU				
358		シチメンソウ		①③					VU	EN					
359		ヒロハマツナ		①					VU	EN	CR				
360	ミズキ目	アジサイ科	ギンバイソウ	①						EN	VU				
361			ブンゴウツギ	③					VU			DD			
362			ノリウツギ	③								NT			
363			バイカウツギ	①③							NT		⑧		
364			バイカアマチャ	①							CR				
365	ツツジ目	カキノキ科	リュウキュウマメガキ	①						CR					
366			トキワガキ	①							EN	VU			
367		サクラソウ科	リュウキュウコザクラ	①③							CR	CR			
368			カラタチバナ	③							EN				
369		ツバキ科	サザンカ	①							NT				
370		ハイノキ科	クロミノサワフタギ	③⑤								CR			
371			カンザブロウノキ	③									VU		
372		エゴノキ科	オオバアサガラ	①							VU				
373		ツツジ科	ウメガサソウ	③⑤							EN	NT	②		
374			ギンリョウソウモドキ	③								VU	②		
375			ギンリョウソウ	③									②		
376			マルバノイチヤクソウ	①								CR	CR	①b②	
377			ヒカゲツツジ	①								CR			
378			ゲンカイツツジ	①							NT	NT	CR	②⑥	
379	キシツツジ		①								CR				
380	リンドウ目	アカネ科	グルマムグラ	③								VU			
381			ルリミノキ	①③⑤								NT	VU		
382			サツマイナモリ	③										②⑥	
383			イナモリソウ	①②③								VU	EN		
384			オオキヌタソウ	①								CR	VU		
385		リンドウ科	リンドウ	①③								VU		⑥	
386			コケリンドウ	①								CR	CR		
387			センブリ	③										⑦	
388			ムラサキセンブリ	①③							NT	VU	NT	②	
389			イヌセンブリ	①								VU	EN	VU	②⑤j
390			キョウチクトウ科	クサタチバナ	②							NT		CR	
391		ロクオンソウ		①②							VU	CR	CR		
392		フナバラソウ		①③								VU	VU		
393		タチカモメヅル		①②③									CR	EN	
394		イヨカズラ		②⑤									VU	CR	
395		スズサイコ		①③							NT	VU	NT	⑧	
396	ナス目	ヒルガオ科		マメダオシ	②③⑤						CR		CR		
397			アオイゴケ	⑤								NT			
398		ナス科	ヤマホオズキ	①②③							EN	CR	CR	⑧	
399			イガホオズキ	①③								EN	VU		
400			アオホオズキ	①								VU	CR	CR	

表 4.1-42(8) 重要な植物種

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準								
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
401	ナス目	ナス科	ハシリドコロ	①							EN		
402			マルバノホロシ	①③						EN			
403	ムラサキ目	ムラサキ科	オオルリソウ	①③						EN	VU		
404			ムラサキ	①			指定		EN	EN	CR	⑧	
405	シソ目	モクセイ科	アオダモ	③							VU		
406			シオジ	③								VU	
407			サイゴクイボタ	③								CR	
408			シマモクセイ	②⑤							NT	EN	
409		オオバコ科	マルバノサワトウガラシ	①						VU	CR	CR	
410			オオアブノメ	①						VU	CR		
411			シソクサ	①③							EN	EN	
412			コキクモ	①						VU	CR		
413			トウオオバコ	①③							VU	CR	
414			イヌノフグリ	①③						VU	EN	NT	
415			カワヂシャ	①③⑤						NT	NT		
416			トラノオスズカケ	①③							CR		
417		ゴマノハグサ科	ゴマノハグサ	②③						VU	VU	EN	
418			ヒナノウスツボ	③							VU	VU	
419			オオヒナノウスツボ	②③							VU	EN	
420		シソ科	オウギカズラ	③								VU	
421			ジュウニヒトエ	②								EN	
422			トサムラサキ	②						VU		EN	
423			オオマルバノテンニンソウ	③								VU	
424	フトボナギナタコウジュ		②								CR		
425	キセウタ		①						VU	VU	EN		
426	ヤマジソ		①③						NT	CR	EN		
427	スズコウジュ		②							CR	EN		
428	ミズネコノオ		①③						NT	CR	CR		
429	ミズトラノオ		①③						VU	CR			
430	ミゾコウジュ		③						NT	NT	VU	⑧	
431	コナミキ		①						VU	CR	CR		
432	ハナタツナミソウ		②								EN		
433	ナミキソウ		①③⑤								CR		
434	イヌゴマ		①								CR	EN	
435	エゾニガクサ		①						EN	CR	CR		
436	カリガネソウ		①							CR	NT		
437	ハエドクソウ科	ミゾホオズキ	③								NT		
438		ハエドクソウ	②③								EN		
439	ハマウツボ科	オオナンバンギセル	①							CR	CR		
440		ゴマクサ	①⑤						VU	CR	CR		
441		キュウシュウコゴメグサ	①							CR	CR	②	
442		ヤマウツボ	①							EN			
443		ホソバママコナ	①						EN	EX	VU		
444		クチナシグサ	②								CR		
445		オカウツボ	①							CR		②	
446		シオガマギク	③								VU		
447		キヨスミウツボ	①②							CR	EN	②	
448		ヒキヨモギ	①								EN		
449	タヌキモ科	ノタヌキモ	①③						VU	EN	EN		
450		ミミカキグサ	①							EN		②④b⑤j	
451		ホザキノミミカキグサ	①⑤							VU		②④b⑤j	
452		ミカワタヌキモ	①						VU	CR			
453		タヌキモ	③						NT	EN			
454	ムラサキミミカキグサ	①						NT	VU	NT	②④b⑤j		
455	キツネノマゴ科	オギノツメ	③								NT		
456		スズムシバナ	①③							CR	VU		
457	キク目	キキョウ科	ソバナ	①						CR	CR		
458			ツルギキョウ	②						VU	CR	CR	
459			サワギキョウ	①③							VU	NT	⑤j⑤k⑥
460			キキョウ	①						VU	VU	NT	⑥⑦

表 4.1-42(9) 重要な植物種

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準										
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII			
461	キク目	ミツガシワ科	ミツガシワ	②⑤						EX	CR				
462			ガガブタ	①					NT	VU					
463			アサザ	①					NT	CR	NT				
464		キク科	キク科	モミジハグマ	①③						EN	EN			
465				ホソバノヤマハハコ	③								CR		
466				クソニンジン	①							CR			
467				フクト	①③					NT	VU				
468				ワタヨモギ	⑤						EN		DD		
469				ニシヨモギ	③								VU		
470				イヌヨモギ	①⑤							CR	NT		
471				ハマベノギク	③								VU		
472				ヒメシオン	③								VU		
473				ブゼンノギク	①						NT	CR			
474				サワシロギク	①⑤								CR		
475				ダルマギク	①③⑤								NT	NT	
476				オケラ	①③⑤								EN		
477				ホソバガンクビソウ	③									VU	
478				ヒメガンクビソウ	③									NT	
479				モリアザミ	①⑤								CR		②⑥⑦
480				ヤナギアザミ	③									CR	
481				ヨシノアザミ	⑤									CR	
482				クサヤツデ	①								EN		
483				ヒゴタイ	①							VU	CR	CR	
484				チョウセンスイラン	①							NT	EN		⑧
485				スイラン	③										⑧
486				オグルマ	①③⑤									VU	
487				ホソバオグルマ	①							VU	EN	NT	
488				カセンソウ	①③									VU	
489				ホソバニガナ	①							EN	EN	CR	
490				シロバナニガナ	③									VU	
491				タカサゴソウ	①③⑤							VU	VU	VU	⑧
492				オタカラコウ	③									CR	
493				ハンカイソウ	③										②⑤j⑥
494				オオモミジガサ	①								CR	VU	
495				テバコモミジガサ	①								CR	CR	
496				ナガバノコウヤボウキ	①									EN	
497				アキノハハコグサ	①③							EN	CR	CR	
498				ヒメヒゴタイ	①③⑤							VU	VU	VU	②⑥
499				ツグシトウヒレン	①							EN	EN		
500				ヒナヒゴタイ	①				国内			EN	CR		
501				キクアザミ	②									CR	
502				タムラソウ	②③⑤									EN	
503				メナモミ	②③									CR	
504				ヤブレガサ	①③								NT		
505				ニシノヤマタイミンガサ	①								VU	VU	
506				ヤマザトタンポポ	②⑤							NT		CR	
507				キビシロタンポポ	①								CR	NT	
508				カンサイタンポポ	③									VU	
509				ツクシタンポポ	③							VU	EN		⑧
510				モウコタンポポ	①								EN		
511				サワオグルマ	③										②⑤j⑥
512	ウラギク	①③④⑥							NT	EN	NT				
513	オナモミ	③④⑥							VU		EN				
514	セリ目	セリ科	ヨロイグサ	①③④⑤							VU				
515			ミシマサイコ	①③⑤						VU	VU	VU	⑧		
516			ヤマゼリ	①							EN	CR			
517			ミツバグサ	③									②⑥		
518			ムカゴニンジン	②⑤									CR		

表 4.1-42(10) 重要な植物種

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準									
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII		
519	マツムシソウ目	ガマズミ科	チョウジガマズミ	①						NT	VU		②⑤c⑥	
520			ハクサンボク	③⑤								NT		
521			カンボク	②									CR	
522		スイカズラ科	オトコヨウゾメ	③									NT	
523			ナベナ	①③								CR	CR	
524			マツムシソウ	①								EX	CR	
525		イワツクバネウツギ	①							VU	VU	CR	⑧	
合計 44 目 121 科 525 種					0 種	3 種	7 種	1 種	181 種	374 種	341 種	91 種		

注 1) 重要な植物の選定基準は表 4.1-40 に基づく。

注 2) 種名の配列等は、原則として「令和 2 年度河川水辺の国勢調査生物リスト」(令和 2 年 12 月、国土交通省)に準拠した。

出典：①「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2011－」(平成 23 年 11 月、福岡県)

②「レッドデータブックやまぐち 2019」(平成 31 年 3 月、山口県)

③「福岡県植物誌」(昭和 50 年 7 月、福岡県高等学校生物研究部会)

④「紫川水系の植物相」(平成 11 年 2 月、歌と植物を語る会)

⑤「山口県植物誌」(昭和 47 年 12 月、山口県植物誌刊行会)

⑥「紫川河川整備計画」(平成 25 年 4 月、福岡県)

### ③ 重要な植物群落の状況

調査区域において記録のある重要な植物群落は表 4.1-43 に、位置は図 4.1-23 に示すとおりです。

調査区域における重要な植物群落として 4 群落指定されています。「下関市環境基本計画」（平成 29 年 3 月、下関市環境部環境政策課）に指定されている植物群落として彦島弟子待町中山龍神社叢等 4 群落があります。

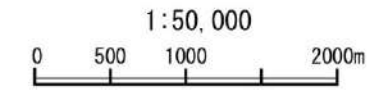
実施区域には、彦島福浦町金比羅神社社叢があります。

表 4.1-43 重要な植物群落の状況

番号	群落名	選定基準				
		I	II	III	IV	V
1	彦島福浦町金比羅神社社叢					○
2	彦島弟子待町中山龍神社叢					○
3	六連島中心部の南側部					○
4	六連島西海岸部					○

注) 重要な群落等の選定基準は表 4.1-41 に基づく。

出典：「下関市環境基本計画」（平成 29 年 3 月、下関市環境部環境政策課）



記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界

凡例

● 重要な植物群落

出典：下関市環境基本計画（平成 29 年 3 月、下関市環境部環境政策課）

図 4.1-23 重要な植物群落の位置図



(4) 重要な植物種（天然記念物、巨樹・巨木林、保存樹）

① 天然記念物、巨樹・巨木林、保存樹の選定基準

天然記念物、巨樹・巨木林、保存樹の選定基準は、表 4.1-44 に示すとおりです。

表 4.1-44 選定基準とカテゴリー概要

選定基準		カテゴリー	
I	文化財保護法 (昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：令和 3 年 4 月 23 日法律第 22 号)	国指定特別天然記念物 (特天)	天然記念物のうち、特に重要なものとして指定されたもの
		国指定天然記念物 (国天)	我が国にとって学術上価値の高い動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)及び植物(自生地を含む。)のうち、重要なものとして指定されたもの
II	自然環境保全基礎調査	第 4 回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査 (平成 7 年、環境庁)による巨樹・巨木林	
III	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律 (昭和 37 年 5 月 18 日法律第 142 号、最終改正：平成 16 年 6 月 18 日法律第 111 号)	保存樹	

## ② 天然記念物、巨樹・巨木林、保存樹（検討対象）の選定結果

調査区域において記録のある天然記念物、巨樹・巨木林、保存樹は表 4.1-45 に、位置は図 4.1-24 に示すとおりです。

調査区域における巨樹・巨木林として、クスノキ、イチョウなど 10 箇所、保存樹として 21 箇所が指定されています。なお、天然記念物はありません。

実施区域には、巨樹・巨木林及び保存樹はありません。

表 4.1-45 (1) 重要な植物種（巨樹・巨木林）の状況

番号	樹種	番号	樹種
1	クスノキ	6	クロガネモチ
2	イチョウ	7	イチョウ
3	ハゼ	8	スダジイ
4	クスノキ	9	イチョウ
5	エノキ	10	イチョウ

注) 表中の番号は図 4.1-24 に対応。

出典：「第 4 回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査」(平成 7 年、環境庁)

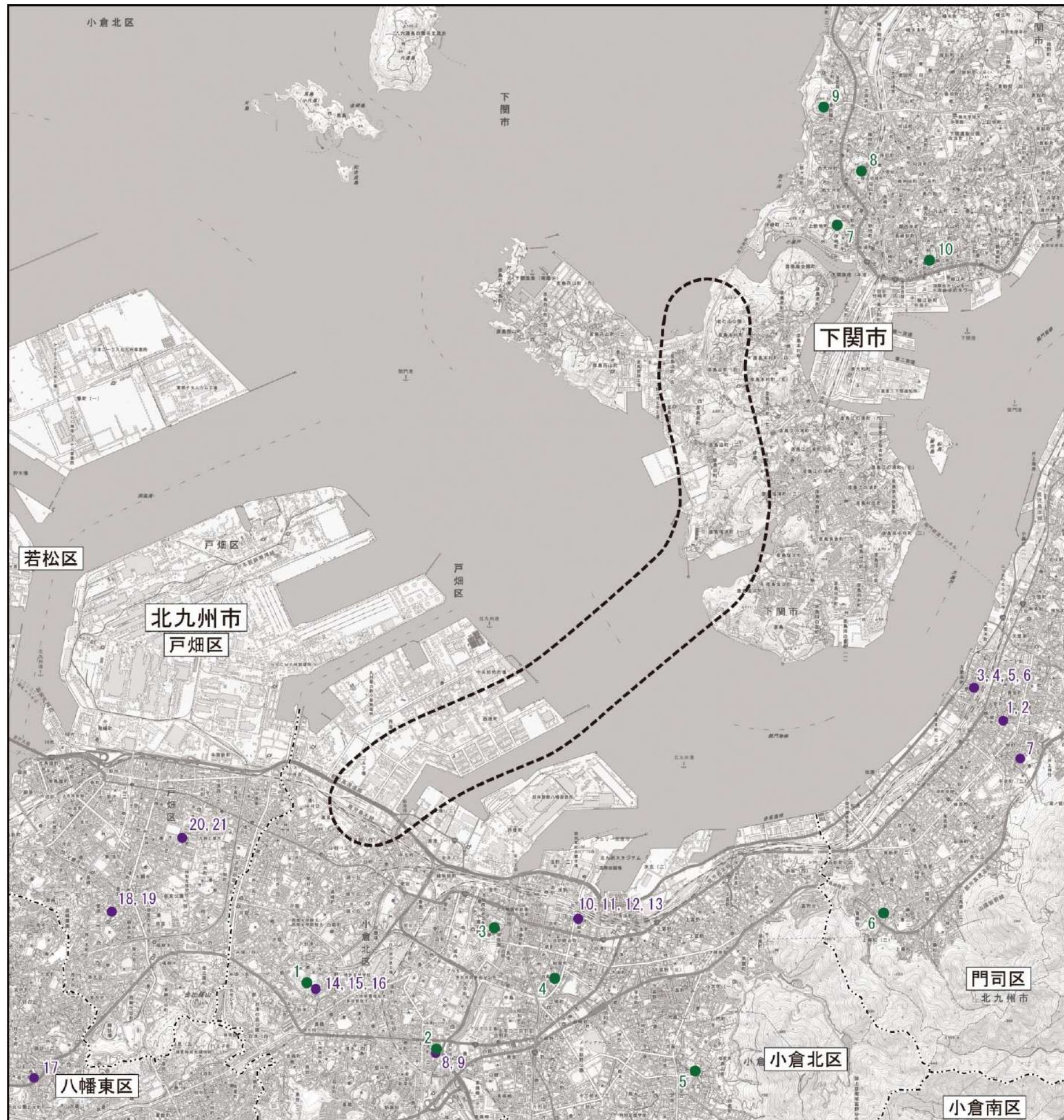
「第 6 回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林フォローアップ調査」(平成 13 年、環境省)

表 4.1-45 (2) 重要な植物種（保存樹）の状況

番号	名称	樹種	所在地	
1	門司 14	タブノキ	大里戸ノ上 1 丁目 11-25	御所神社
2	門司 15	スダジイ	大里戸ノ上 1 丁目 11-25	御所神社
3	門司 17	イチョウ	大里本町 2 丁目 7-21	佛願寺
4	門司 18	イチョウ	大里本町 2 丁目 7-21	佛願寺
5	門司 19	イチョウ	大里本町 2 丁目 7-21	佛願寺
6	門司 20	イチョウ	大里本町 2 丁目 7-21	佛願寺
7	門司 47	クスノキ	柳町 4 丁目 9	
8	小倉北 6	イチョウ	木町 2 丁目 12-34	西安寺
9	小倉北 7	イチョウ	木町 2 丁目 12-34	西安寺
10	小倉北 8	クロマツ	京町 4 丁目 4-42	西願寺
11	小倉北 9	クロマツ	京町 4 丁目 4-42	西願寺
12	小倉北 10	イチョウ	京町 4 丁目 4-42	西願寺
13	小倉北 11	イチョウ	京町 4 丁目 4-42	西願寺
14	小倉北 20	クスノキ	上到津 1 丁目 8-1	到津八幡神社
15	小倉北 21	タブノキ	上到津 1 丁目 8-1	到津八幡神社
16	小倉北 23	アラカシ	上到津 1 丁目 8-1	到津八幡神社
17	八幡東 7	クスノキ	上本町 2 丁目 4-8	敬教寺
18	戸畑 2	クスノキ	菅原 1 丁目 10-15	菅原神社
19	戸畑 10	イチョウ	菅原 1 丁目 10-15	菅原神社
20	戸畑 5	イチョウ	沢見 1 丁目 8-1	寂光寺
21	戸畑 7	クスノキ	沢見 1 丁目 8-1	寂光寺

注) 表中の番号は図 4.1-24 に対応。

出典：「保存樹マップ」(平成 31 年 3 月、北九州市建設局公園緑地部緑政課)



1:50,000  
0 500 1000 2000m

記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界

凡例

- 巨樹・巨木林
  - 1: クスノキ
  - 6: クロガネモチ
  - 2: イチョウ
  - 7: イチョウ
  - 3: ハゼ
  - 8: スダジイ
  - 4: クスノキ
  - 9: イチョウ
  - 5: エノキ
  - 10: イチョウ
- 保存樹
  - 1: タブノキ
  - 11: クロマツ
  - 2: スダジイ
  - 12: イチョウ
  - 3: イチョウ
  - 13: イチョウ
  - 4: イチョウ
  - 14: クスノキ
  - 5: イチョウ
  - 15: タブノキ
  - 6: イチョウ
  - 16: アラカン
  - 7: クスノキ
  - 17: クスノキ
  - 8: イチョウ
  - 18: クスノキ
  - 9: イチョウ
  - 19: イチョウ
  - 10: クロマツ
  - 20: イチョウ
  - 21: クスノキ

出典：第4回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査（平成7年、環境庁）  
 第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林フォローアップ調査（平成13年、環境省）  
 保存樹マップ（平成31年3月、北九州市建設局公園緑地部緑政課）

図 4.1-24 重要な植物種（巨樹・巨木林及び保存樹）の位置図

### 3) 生態系の状況

調査区域及びその周辺における生態系の確認に用いた既存資料は、表 4.1-2 に示すとおりです。

なお、生態系に係る既存資料の収集範囲については、調査区域及びその周辺における動植物の生息又は生育の状況をよりの確に反映させるため、実施区域から概ね片側 3km を含む関係市としました。

#### (1) 自然環境類型区分

##### ① 自然環境の類型化及び生息・生育環境の分類

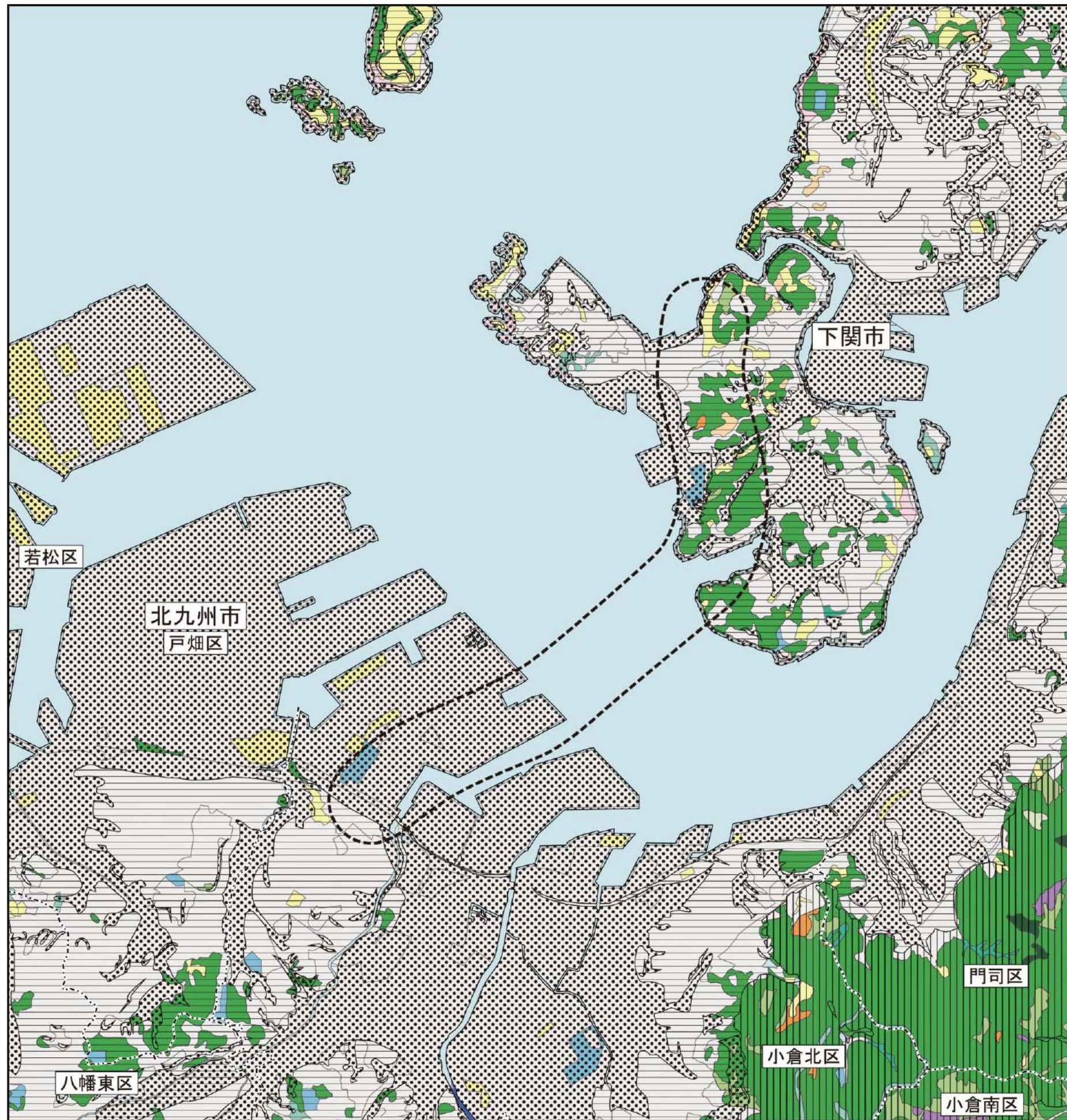
調査区域の自然環境について、生物の生息・生育基盤となっている地形条件及び植生条件の情報を重ね合わせるにより自然環境の類型区分を行い、生態系の概略を把握しました。調査区域における自然環境類型区分は、表 4.1-46 及び図 4.1-25 に示すとおりです。なお、自然環境類型区分図は、動物や植物の生息・生育環境として関連が強いと考えられる地形分類図と現存植生図を基に作成しました。

調査区域における自然環境は、山地で 4 類型、丘陵地・台地で 5 類型、低地・海岸で 6 類型、水域（海域・汽水域）で 1 類型に区分され、樹林、工業地帯、市街地が広く分布しています。

実施区域は丘陵地・台地、低地・海岸、水域（海域・汽水域）に位置し、樹林、工業地帯が分布しています。

表 4.1-46 調査区域における自然環境類型区分の概要

自然環境類型区分		主要な植生等
地形区分	植生区分等	
山地	常緑広葉樹林	ミヤマシキミーアカガシ群集
	常緑広葉樹二次林	シイ・カシ二次林、タブノキーヤブニッケイ二次林
	落葉広葉樹二次林	アカメガシワーカーラスザンショウ群落、コナラ群落
	植林地	クロマツ植林、スギ・ヒノキ・サワラ植林
丘陵地・台地	常緑広葉樹二次林	シイ・カシ二次林、タブノキーヤブニッケイ二次林
	植林地	クロマツ植林、スギ・ヒノキ・サワラ植林
	耕作地	畑雑草群落、路傍・空地雑草群落、竹林
	二次草原	ススキ群団
	市街地等	緑の多い住宅地、市街地、工業地帯
低地・海岸	常緑広葉樹二次林	シイ・カシ二次林、タブノキーヤブニッケイ二次林
	海岸風衝低木群落	マサキートベラ群集
	耕作地	畑雑草群落
	牧草地・ゴルフ場・芝地	ゴルフ場・芝地
	市街地等	緑の多い住宅地、市街地、工業地帯、造成地、自然裸地
	開放水域	開放水域
水域（海域・汽水域）	開放水域	開放水域



1:50,000  
0 500 1000 2000m

記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界

凡例

地形区分

- 山地
- 丘陵地・台地
- 低地・海岸
- 水域（海域・汽水域）

植生区分

- 常緑広葉樹林
- 常緑広葉樹二次林
- 落葉広葉樹二次林
- 植林地
- 耕作地
- タケ・ササ群落
- 低木群落
- 二次草原
- 伐採跡地群落
- 湿原・河川・池沼植生
- 竹林
- 海岸風衝低木群落
- 牧草地・ゴルフ場・芝地
- 市街地等
- 開放水域

図 4.1-25 自然環境類型区分図

## (2) 地域を特徴づける生態系の抽出及びその状況

調査区域の生態系は、山地、丘陵地・台地、低地・海岸、水域（海域・汽水域）の生態系に大きく区分されると考えられますが、調査区域には丘陵地・台地、低地・海岸、水域（海域・汽水域）が広く分布しており、山地の範囲は一部に限られることから、調査区域の地域を特徴づける生態系は、丘陵地・台地、低地・海岸、水域（海域・汽水域）の生態系であると考えられます。また、調査区域における生態系は、生息・生育基盤（立地環境の特性のまとまりの広さや連続等）の観点から「丘陵地・台地」、「低地・海岸」、「水域（海域・汽水域）」を中心とした3つの生態系に区分されると考えられます。調査区域における生態系の区分は、表 4.1-47 に示すとおりです。各生態系とも立地環境の特性に応じた生息・生育基盤が成立しており、その基盤の特性に応じた種・群集で当該の生態系が構成されています。これらの生態系の主な構成種・群集は図 4.1-26 に、これらを代表する生物による模式的な食物連鎖の関係は図 4.1-27 に示すとおりです。

丘陵地・台地を中心とする生態系では、シイ・カシ二次林等の樹林や畑雑草群落等の耕作地、緑の多い住宅地等の市街地等があります。これらの基盤を利用する動物として、低次消費者としてクマゼミ、ギンヤンマ等の昆虫類、それらを食するハツカネズミ、カラ類等の小型の哺乳類・鳥類、シマヘビ等の爬虫類、高次消費者としてテン、キツネ、フクロウ等の中型の哺乳類・鳥類が生息しています。

低地・海岸を中心とする生態系では、シイ・カシ二次林等の樹林、工業地帯等の市街地等があるほか、海岸には磯や浜があります。これらの基盤を利用する動物として、低次消費者としてモンシロチョウ等の昆虫類、それらを食するニホンカナヘビ、セグロセキレイ等の爬虫類・小型の鳥類、海岸の岩場等でゴカイ類や貝類等を食するイソガニ類等の甲殻類、高次消費者としてハヤブサ等の鳥類が生息しています。

水域（海域・汽水域）を中心とする生態系では、河川下流域、海域等の開放水域があり、開放水域においては生産者として植物プランクトン、大型藻類等が生育しています。これらの基盤を利用する動物として、低次消費者としてイトメ、タイワンヒライソモドキ等の底生動物・甲殻類、それらを食するマハゼ、コノシロ、カモ類等の魚類・鳥類、高次消費者としてミサゴ、スズキ等の鳥類・魚類が生息しています。

表 4.1-47 地域を特徴づける生態系

No.	自然環境類型区分		主要な植生等	地域を特徴づける生態系
	地形区分	植生区分等		
1	丘陵地・台地	常緑広葉樹二次林	シイ・カシ二次林、タブノキ・ヤブニッケイ二次林	丘陵地・台地を中心とする生態系
		植林地	クロマツ植林、スギ・ヒノキ・サワラ植林	
		耕作地	畑雑草群落、路傍・空地雑草群落、竹林	
		二次草原	ススキ群団	
		市街地等	緑の多い住宅地、市街地、工業地帯	
2	低地・海岸	常緑広葉樹二次林	シイ・カシ二次林、タブノキ・ヤブニッケイ二次林	低地・海岸を中心とする生態系
		海岸風衝低木群落	マサキ・トベラ群集	
		耕作地	畑雑草群落	
		牧草地・ゴルフ場・芝地	ゴルフ場・芝地	
		市街地等	緑の多い住宅地、市街地、工業地帯、造成地、自然裸地	
		開放水域	開放水域	
3	水域（海域・汽水域）	開放水域	開放水域	水域（海域・汽水域）を中心とする生態系

地域を特徴づける生態系		丘陵地・台地を中心とする生態系		低地・海岸を中心とする生態系		水域（海域・汽水域） を中心とする生態系	
生息・生育 基盤	地形区分 植生区分等	丘陵地、砂礫台地		谷底平野	崖、埋立地	浜、磯、干潟	河川（下流域）、海域
		樹林	耕作地・草原、市街地等		樹林、市街地等	開放水域	開放水域
複合環境を 利用する動物	↑ 行動範囲が 広い ↓ 行動範囲が 狭い	猛禽類（ワシタカ類、フクロウ類）					
		ハヤブサ					
		サギ類（ダイサギ、アオサギ、クロサギ等）					
		カラス類、トビ					
		ヒヨドリ					
		ツバメ、スズメ					
		テン、キツネ、アナグマ					
		イタチ類					
		アオダイショウ					
		ニホントカゲ、ニホンカナヘビ					
アオスジアゲハ							
特定の環境を 中心に 利用する動物	↑ 行動範囲が 広い ↓ 行動範囲が 狭い	ミサゴ					
		スナメリ					
		ウミウ、カモメ類					
		カモ類、シギ・チドリ類					
		キジ、ヒバリ					
		カラ類（ヤマガラ等）	セグロセキレイ				
		ホオジロ					
		ギンヤンマ、アオイトトンボ					
		シマヘビ					
		ヒバカリ					
		コウベモグラ	コノシロ				
		アカネズミ					
		ハツカネズミ、クマネズミ					
		シロウオ、マハゼ					
		コクワガタ、クマゼミ	イシガニ				
		キアゲハ、モンシロチョウ					
		ニホンアマガエル、ツチガエル、ヌマガエル					
		ニホンヤモリ					
		イソガニ類、ハマガニ、モクスガニ					
		マイマイカブリ	アオミズギワゴミシ				
ヒョウタンゴミシ類							
ヤマタニシ	ウスカワマイマイ、オナジマイマイ				イシダミガイ、ホトトギスガイ、シズクガイ		
ウチワゴカイ、イトメ							
特定の環境に 生育する植物 （植生）	分布範囲が 広い	シイ・カシ二次林		緑の多い住宅地		開放水域 （藻場、植物プランクトン）	
	↓ 分布範囲が 狭い	タブノキ・ヤブニッケイ 二次林、クロマツ植林、スギ・ヒノキ・サワラ植林	畑雑草群落、路傍・空地雑 草群落、竹林、ススキ群団	畑雑草群落、牧草地、 ゴルフ場・芝地	シイ・カシ二次林、 タブノキ・ヤブニッケイ 二次林、マサキ ートベラ群集		

図 4.1-26 地域を特徴づける生態系の主な構成種・群集

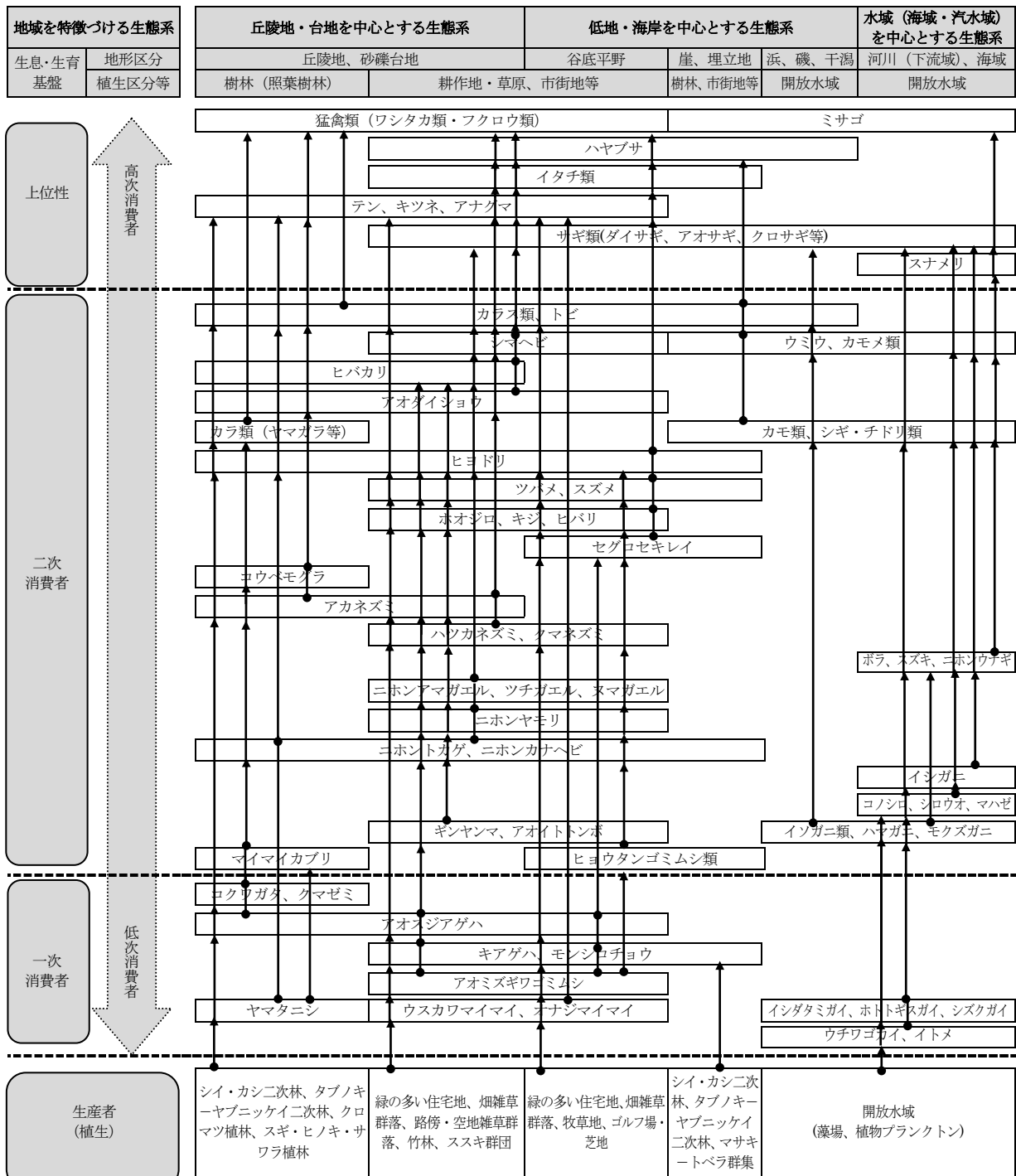


図 4.1-27 地域を特徴づける生態系の模式的な食物連鎖図



### (3) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集

#### ① 抽出の考え方

生態系の構成を踏まえ、事業の影響による生態系の構造と機能の変化を指標する種・群集として、上位性・典型性及び特殊性の視点から調査区域の生態系の特性を効率的かつ効果的に把握できるような種・群集を、注目される動植物の種又は群集（以下、「注目種・群集」といいます。）の候補として抽出しました。注目種・群集を抽出する際の考え方は、表 4.1-48 に示すとおりです。

表 4.1-48 上位性、典型性及び特殊性の考え方

視点	考え方
上位性	生態系を形成する生物群集において栄養段階の上位に位置する種を対象とする。該当する種は相対的に栄養段階の上位の種で、生態系の攪乱や環境変化などの影響を受けやすい種が対象となる。また、調査地域における生態系内での様々な食物連鎖にも留意し、小規模な湿地やため池などでの食物連鎖にも着目する。そのため、哺乳類、鳥類などの行動範囲の広い大型の脊椎動物以外に、爬虫類、魚類などの小型の脊椎動物や昆虫類などの無脊椎動物も対象とする。
典型性	調査地域の生態系の中で生物間の相互作用や生態系の機能に重要な役割を担うような種・群集（たとえば、植物では現在量や占有面積の大きい種、動物では個体数が多い種や個体重が大きい種、代表的なギルド※に属するなど）、生物群集の多様性を特徴づける種や生態遷移を特徴づける種などが対象となる。また、環境の階層的構造にも着目し、選定する。
特殊性	小規模な湿地、洞窟、噴気口の周辺、石灰岩地域などの特徴的な環境や、砂泥底海域に孤立した岩礁や貝殻礁などの調査地域において、占有面積が比較的小規模で周囲には見られない環境に注目し、そこに生息する種・群集を選定する。該当する種・群集としては特殊な環境要素や特異な場の存在に生息が強く規定される種・群集が挙げられる。

※) ギルド：同一の栄養段階に属し、ある共通の資源に依存して生活している複数の種または個体群  
 出典：「環境アセスメント技術ガイド 生態系」（平成 14 年 10 月、財団法人自然環境研究センター）

② 注目種・群集の候補の抽出

抽出の考え方に基づき、調査区域の地域を特徴づける各生態系の注目種・群集の候補を抽出しました。抽出結果は、表 4.1-49 に示すとおりです。

抽出に際しては今後の調査等を勘案し、調査で確認しやすい種を優先しました。

表 4.1-49 地域を特徴づける生態系に係る注目種・群集の候補

地域を特徴づける生態系	区分	注目種・群集	抽出の理由
丘陵地・台地を中心とする生態系	上位性	猛禽類 (ワシタカ類・フクロウ類)	栄養段階の上位に位置し、当該生息基盤を繁殖地や採餌・越冬地として利用する鳥類。目視確認等により生息状況を把握することが可能。
		テン又はキツネ	栄養段階の上位に位置する哺乳類。目視、痕跡確認により生息状況を把握することが可能。
	典型性	シマヘビ	主に畑地や藪等の草地に生息する爬虫類。目視確認等により生息状況を把握することが可能。
		カラ類	主に山地や森林に典型的に生息する鳥類。目視確認等により生息状況を把握することが可能。
		シイ・カシ二次林	主に山地や丘陵地に分布する常緑広葉樹二次林。植生調査により分布状況を把握することが可能。
特殊性	ヒヨドリ	当該生息基盤を越冬地として利用する鳥類。秋季に渡りが観察される。目視確認等により生息状況を把握することが可能。	
低地・海岸を中心とする生態系	上位性	ハヤブサ	栄養段階の上位に位置する動物食の鳥類。目視確認等により生息状況を把握することが可能。
	典型性	セグロセキレイ	主に水辺周辺や耕作地等に典型的に生息する鳥類。目視確認等により生息状況を把握することが可能。
		ニホンカナヘビ	主に畑地や藪等の草地に典型的に生息する爬虫類。目視確認等により生息状況を把握することが可能。
イソガニ類		主に海岸の岩場に典型的に生息する甲殻類。直接観察及び採取等により生息状況を把握することが可能。	
水域 (海域・汽水域) を中心とする生態系	上位性	ミサゴ	栄養段階の上位に位置する動物食の鳥類。目視確認等により生息状況を把握することが可能。
		スズキ	栄養段階の上位に位置する動物食の魚類。直接観察及び採取等により生息状況を把握することが可能。
	典型性	マハゼ	主に河川下流域から汽水域、内湾に典型的に生息する魚類。直接観察及び採取等により生息状況を把握することが可能。
		コノシロ	主に内湾に典型的に生息する魚類。直接観察及び採取等により生息状況を把握することが可能。

#### 4.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

##### 1) 景観

##### (1) 地域の景観特性

調査区域においては、関門海峡並びにそれに面した地域における山並み等の自然環境、歴史や文化が薫る街並み及び人々の活動により構成される景観(関門景観)が形成されており、両岸の変化に富む水際線、その沿岸に連続する街並み、その背景として広がる緑豊かな山並みが、早い潮の流れと多くの船舶が行き交う海を介し、一体となって四季折々に表情を変える美しい景観を形づくっています。

また、調査区域では、「景観法」(平成16年6月18日法律第110号、最終改正：平成30年6月8日法律第41号)第8条第1項により定められた良好な景観の形式に関する計画として、北九州市・下関市で景観計画が策定されており、北九州市・下関市全域が景観計画区域となっています。加えて、北九州市、下関市の両市が連携して「関門景観条例」(平成17年2月13日下関市条例第284号、最終改正：平成23年12月21日下関市条例第55号)(平成13年10月2日北九州市条例第35号、最終改正：平成23年12月21日北九州市条例第37号)を制定しており、本条例に基づき「関門景観基本構想」(平成14年4月、下関市・北九州市)が作成され、調査区域全域が関門景観の区域となっています。

##### (2) 主要な眺望点

調査区域に分布する主要な眺望点は表4.1-50に、位置は図4.1-28に示すとおりです。

調査区域には、主要な眺望点として荒田埠頭、老の山公園、ナイスビューパーク等の18箇所があります。

実施区域には、主要な眺望点が2箇所あります。

表 4.1-50 主要な眺望点

番号	名称	概要	市名	出典
1	大里公園	野外レクリエーション地	北九州市	①②
2	足立公園展望広場	展望地		①②③
3	手向山公園	展望台		②③
4	小文字山	野外レクリエーション地		③
5	中央公園(金比羅山)	野外レクリエーション地		①②③
6	荒田埠頭	展望地	下関市	④
7	彦島大橋	展望地		④
8	海峡ゆめタワー	展望地		④⑤
9	下関労働教育センター	展望地		④
10	あるかポート	展望地		④
11	老の山公園	野外レクリエーション地		⑤⑥⑦
12	日和山公園	展望地		⑤⑥
13	巖流島憩いの広場	野外レクリエーション地		⑤
14	金比羅公園	野外レクリエーション地		⑤⑥
15	六連島灯台	展望地		⑤
16	一里山公園	展望地		⑤⑥
17	彦島南公園	展望地		⑥
18	ナイスビューパーク	展望地		⑦

注) 表中の番号は図4.1-28に対応。

出典：①「公園情報」(令和3年5月、北九州市ホームページ)

②「北九州市公園の本」(平成29年2月、北九州市建設局公園緑地部)

③「魅力が満載！北九州の自然 北九州自然百選」(平成20年、北九州市環境局)

④「しものせき情報マップ」(令和3年5月、下関市ホームページ)

⑤「しものせき旅のコンシェルジュ 楽しも！」(令和3年5月、下関市ホームページ)

⑥「下関市の都市公園」(令和3年5月、下関市ホームページ)

⑦「彦島地区まちづくり協議会公式サイト」(令和3年5月、彦島地区まちづくり協議会ホームページ)

### (3) 景観資源

調査区域に分布する景観資源は表 4.1-51 に、位置は図 4.1-28 に示すとおりです。

調査区域には、景観資源として北九州国定公園、関門海峡、老の山の3箇所があります。

実施区域には、景観資源が2箇所あります。

表 4.1-51 景観資源

番号	名称	概要	市名	出典
I	北九州国定公園	国定公園	北九州市	①②
II	関門海峡	下関市と北九州市に挟まれた、響灘（日本海）と周防灘（瀬戸内海）を結ぶ「六連島」から「串崎」までの約 27km の区間の海	北九州市 下関市	③
III	老の山	山並み	下関市	③

注) 表中の番号は図 4.1-28 に対応。

出典：①「福岡県自然公園区域図」（平成 18 年 3 月、福岡県）

②「北九州国定公園」（令和 3 年 5 月、福岡県ホームページ）

③「関門景観基本構想」（平成 14 年 4 月、下関市・北九州市）

#### (4) 主要な眺望景観

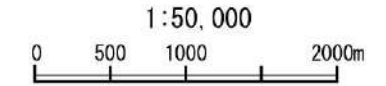
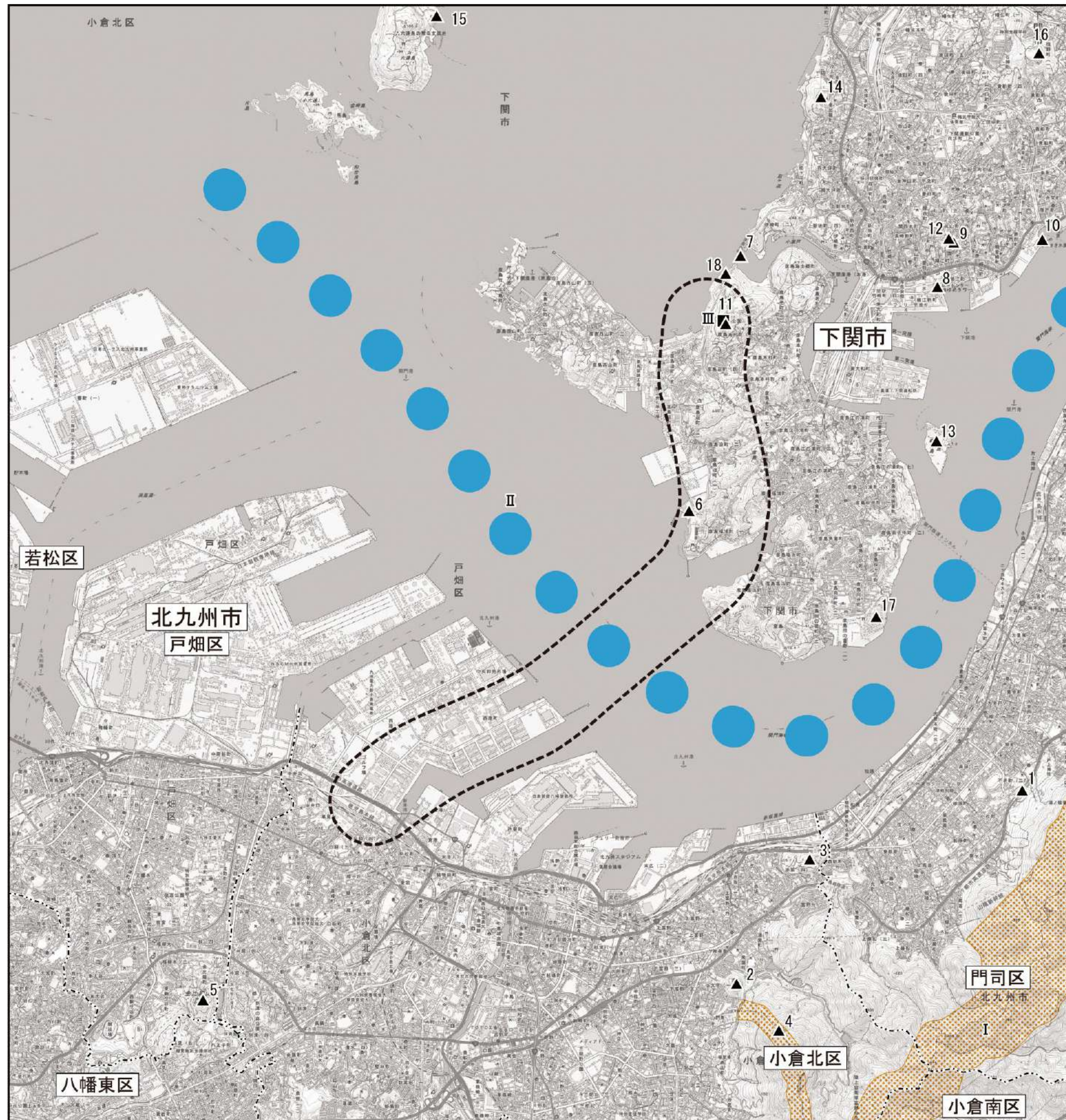
主要な眺望景観として、主要な眺望点からの景観資源及び実施区域の視認状況を整理しました。調査区域における主要な眺望景観の状況は、表 4.1-52 に示すとおりです。

調査区域には、実施区域及び景観資源を視認できる箇所が複数あります。

表 4.1-52 主要な眺望景観の状況

番号	名称	実施区域及び景観資源の視認状況	視認できると考えられる景観資源	市名
1	大里公園	遠景に実施区域を、中景に景観資源を視認することはできると考えられる。	Ⅱ	北九州市
2	足立公園展望広場	遠景に実施区域を、中景に景観資源を視認することはできると考えられる。	Ⅱ	
3	手向山公園	中景から遠景に実施区域及び景観資源を視認することはできると考えられる。	Ⅱ	
4	小文字山	遠景に実施区域を、近景に景観資源（Ⅰ）を、遠景に景観資源（Ⅱ）を視認することはできると考えられる。	Ⅰ, Ⅱ	
5	中央公園（金比羅山）	遠景に実施区域及び景観資源を視認することはできると考えられる。	Ⅱ	
6	荒田埠頭	中景から遠景に実施区域を、近景に景観資源を視認することはできると考えられる。	Ⅱ	下関市
7	彦島大橋	実施区域を視認することはできないと考えられる。		
8	海峡ゆめタワー	遠景に実施区域及び景観資源（Ⅱ）を、中景に実施区域及び景観資源（Ⅲ）を視認することはできると考えられる。	Ⅱ, Ⅲ	
9	下関労働教育センター	実施区域を視認することはできないと考えられる。		
10	あるかポート	実施区域を視認することはできないと考えられる。		
11	老の山公園	中景から遠景に実施区域を、遠景に景観資源（Ⅱ）を、近景に実施区域及び景観資源（Ⅲ）を視認することはできると考えられる。	Ⅱ, Ⅲ	
12	日和山公園	実施区域を視認することはできないと考えられる。		
13	巖流島憩いの広場	実施区域を視認することはできないと考えられる。		
14	金比羅公園	実施区域を視認することはできないと考えられる。		
15	六連島灯台	実施区域を視認することはできないと考えられる。		
16	一里山公園	実施区域を視認することはできないと考えられる。		
17	彦島南公園	遠景に実施区域を、中景に景観資源を視認することはできると考えられる。	Ⅱ	
18	ナイスビューパーク	実施区域を視認することはできないと考えられる。		

注) 視認できると考えられる景観資源の番号は、表 4.1-51 に対応する。



記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界

凡例

景観資源 (Ⅰ: 北九州国定公園)

景観資源 (Ⅱ: 関門海峡)

景観資源 (Ⅲ: 老の山)

眺望点

- 1: 大里公園
- 2: 足立公園展望広場
- 3: 手向山公園
- 4: 小文字山
- 5: 中央公園 (金比羅山)
- 6: 荒田埠頭
- 7: 彦島大橋
- 8: 海峡ゆめタワー
- 9: 下関労働教育センター
- 10: あるかポート
- 11: 老の山公園
- 12: 日和山公園
- 13: 巖流島憩いの広場
- 14: 金比羅公園
- 15: 六連島灯台
- 16: 一里山公園
- 17: 彦島南公園
- 18: ナイスビューパーク

出典: 福岡県自然公園区域図 (平成18年3月、福岡県)  
 北九州国定公園 (令和3年5月、福岡県ホームページ)  
 関門景観基本構想 (平成14年4月、下関市・北九州市)  
 公園情報 (令和3年5月、北九州市ホームページ)  
 北九州市公園の本 (平成29年2月、北九州市建設局公園緑地部)  
 魅力が満載! 北九州の自然 北九州市自然百選 (平成20年、北九州市環境局)  
 しものせき情報マップ (令和3年5月、下関市ホームページ)  
 しものせき旅のコンシェルジュ 楽しみ! (令和3年5月、下関市ホームページ)  
 下関市の都市公園 (令和3年5月、下関市ホームページ)  
 彦島地区まちづくり協議会公式サイト (令和3年5月、彦島地区まちづくり協議会ホームページ)

図 4.1-28 景観資源、眺望点位置図

## 2) 人と自然との触れ合いの活動の場

調査区域に分布する主要な人と自然との触れ合いの活動の場は表 4.1-53 に、位置は図 4.1-29 に示すとおりです。調査区域には、北九州国定公園や日明・海峡釣り公園等の主要な人と自然との触れ合いの活動の場が 24 箇所あります。

実施区域には、日明・海峡釣り公園、ひこっとらんどマリナービーチ、老の山公園の 3 箇所があります。

表 4.1-53(1) 主要な人と自然との触れ合い活動の場の概況

番号	名称	市名	概要	出典
1	北九州国定公園	北九州 市	カルストで有名な平尾台、皿倉山から福智山に至る山系及び足立山・風師山を含む地域。100 万都市の近郊にありながら、豊かな自然が残っている。	①②
2	企救自然歩道		門司区の清滝公園から企救山系を縦走し、小倉北区の足立公園に至る約 21km の遊歩道。主要な山々を結ぶ尾瀬上の自然道は、随所に景観スポットがある。	⑤⑥⑧
3	大川（ホテル鑑賞地）		門司区中二十町から永黒二丁目付近に、ゲンジボタルが飛翔する。見ごろは 5 月下旬から 6 月初旬である。	③
4	大里公園		関門海峡、そして響灘が望める、すぐれた眺望の公園。花見の名所でもあり、桜の季節には多くの人でにぎわう。	④⑤
5	足立公園		『森林浴の森日本百選』のひとつに選ばれた公園で、早朝だけでなく、昼間も散策やジョギングをする人が絶えない。梅、桜、椿、紅葉を見ることができる。	④⑤
6	到津の森公園		自然の森や環境を生かした動物園。自然に囲まれた中で生活する動物たちを観察することができる。観覧車の周辺でたくさんの桜を楽しむ。	④⑤
7	小倉城（勝山公園）		「都心のオアシス空間」として、周辺の河川や道路と一体的な整備をし、多彩なイベントができる大芝生広場や水上ステージ、市民の憩い場であり環境未来都市にふさわしいエコを感じるグリーンエコハウスなどがある。夜桜見物でも有名である。	④⑤
8	手向山公園		武蔵と小次郎の碑があることで有名だが、豊かな森が存在している公園でもある。園内にはいまだ大きな木々が残っており、野鳥をはじめいろいろな生き物が生息している。	⑤⑥
9	境川河口		干潟が干出する河口には多くの貝類やハクセンシオマネキなどが生息している。また、数は少ないものの、カモ類・シギ類・カモメ類なども河口で見られる。	⑥
10	紫川下流		周辺の市街地や道路、公園等の整備を一体的に実施することにより水辺を活かした安全で快適な街づくりを進められている。	⑦
11	日明・海峡釣り公園		家族連れなど多くの人に利用されている北九州市初の海釣り公園であり、散歩等の利用も多い。関門海峡や対岸の彦島が一望できる。	⑨
12	高蔵山森林公園		高蔵山の中腹に位置する森林公園。高蔵山の北から西にかけては企救山系が連なっており、豊かな自然を感じとることができる。	⑥
13	高見三条さくら公園		公園をはじめ、町全体に山桜、ソメイヨシノ、楊貴妃桜などが約 1 ヶ月ほど咲き競う。	④⑤

表 4.1-53(2) 主要な人と自然との触れ合い活動の場の概況

番号	名称	市名	概要	出典
14	美術の森公園	北九州市	北九州市立美術館を取り囲む、敷地面積 10 万 m <sup>2</sup> の緑多き公園。美術館へ至る道沿いには数々の彫刻が配されており、木々の美しさとともに野外の彫刻を鑑賞することができる。	④⑤⑥
15	天籟寺川(ホテル鑑賞地)		戸畑区東鞆ヶ谷町～西鞆ヶ谷町付近に、ゲンジボタルが飛翔する。見ごろは5月下旬から6月初旬である。	③
16	中央公園(金比羅山)		公園の中央にある金毘羅池の周りにはカルガモなど野生動物を間近で見ながらウォーキングを楽しめる。また、登山道には桜並木があり、花見や散歩も楽しめる。	④⑤⑥⑦
17	夜宮公園		戸畑区夜宮にある自然豊かな景観を残した公園。梅や桜の名所としても有名である。中でも花菖蒲は35種約2万株も植えられており、花菖蒲の名所として知られている。	④⑤⑥
18	ひこっとらんどマリンビーチ	下関市	彦島大橋から望めるところにあり、夏になると多くの海水浴客で賑わい、バーベキューも利用できる。	⑫
19	戦場ヶ原公園		ソメイヨシノが320本あり、公園一帯が桜に覆われ、下関市では一番の桜の観光スポットである。	⑩
20	巖流島憩いの広場		展望広場、散策道、釣りデッキや4か所の休憩所があり、海峡の絶景を楽しみながらバーベキューができる。	⑩
21	日和山公園		ソメイヨシノやヤマザクラ等の250本の桜があり、桜の名所として知られている。また、関門海峡を見晴らすこともできる。	⑩
22	金比羅公園		春にはツツジや260本のソメイヨシノが開花する。金比羅神社の裏手にある広い公園で、軟式野球やゲートボール等色々なスポーツを楽しむことができる。	⑩
23	老の山公園		渡り鳥が多く集まり通過する地点であり、南に海峡を挟んで北九州市、北に六連島泊地を望んで素晴らしい眺望を誇る。また、響灘を見晴らす眺望の良さで人気の総合公園であり、ソメイヨシノやヤマザクラ等の500本の桜やツツジが咲く。	⑩⑪
24	下関南霊園		ヒヨドリが多く集まり通過する地点であり、ヒヨドリが海峡を渡る出発点である大山から対岸の小倉・門司までを一望できる。	⑪

注) 表中の番号は図 4.1-29 に対応。

出典：①「福岡県自然公園区域図」(平成18年3月、福岡県)

②「北九州国定公園」(令和3年5月、福岡県ホームページ)

③「自然を楽しむ」(令和3年5月、北九州市ホームページ)

④「公園情報」(令和3年5月、北九州市ホームページ)

⑤「北九州市公園の本」(平成29年2月、北九州市建設局公園緑地部)

⑥「魅力が満載！北九州の自然 北九州市自然百選」(平成20年、北九州市環境局)

⑦「第2次北九州市生物多様性戦略(2015年度-2024年度)」(平成28年3月、北九州市環境局環境監視部環境科学研究所)

⑧「山あるきガイドマップ」(令和3年5月、門司区役所総務企画課)

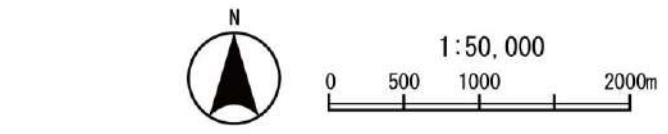
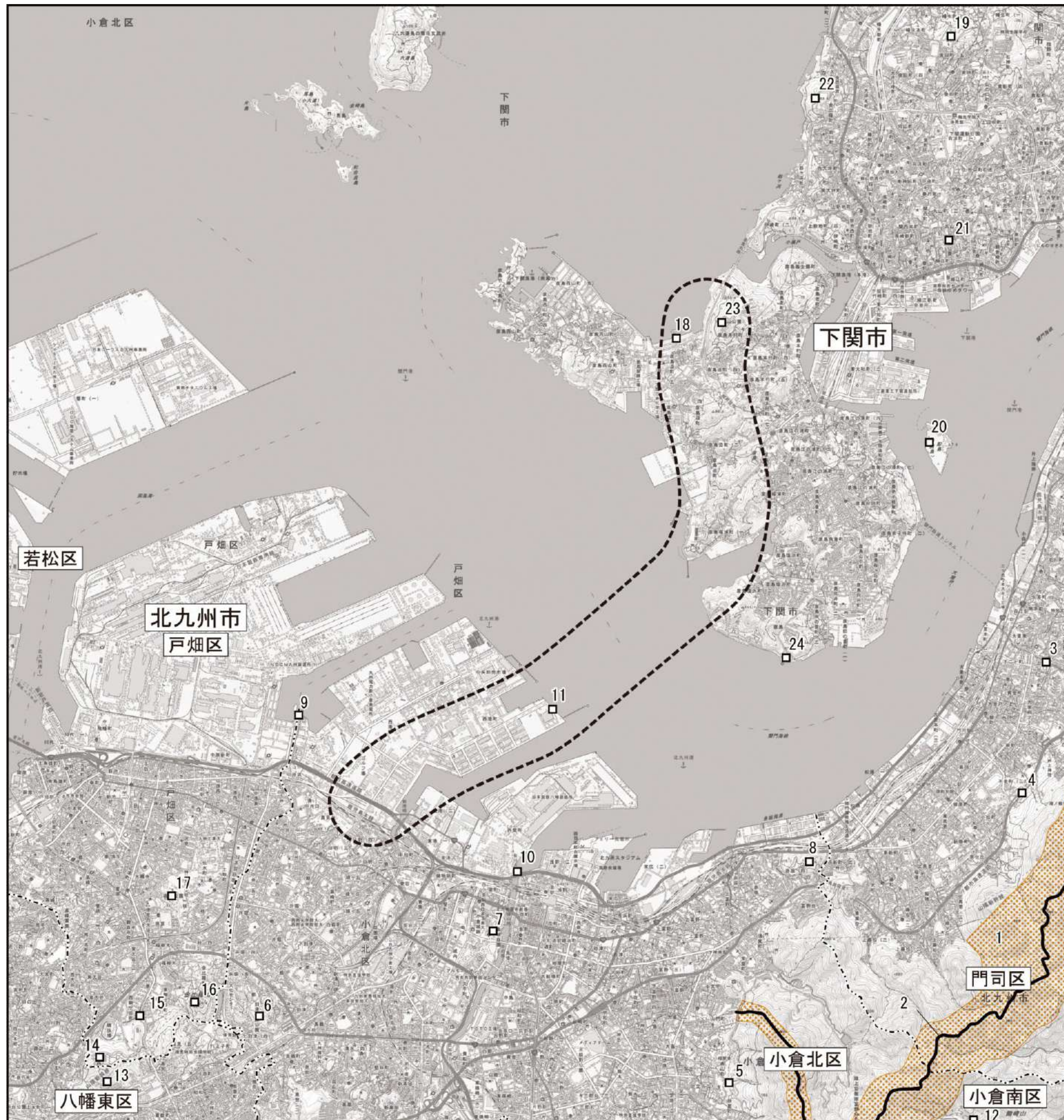
⑨「海ナビ(海辺の見どころ情報など)」(令和3年5月、北九州市港湾空港局ホームページ)

⑩「しものせき旅のコンシェルジュ 楽しも！」(令和3年5月、下関市ホームページ)

⑪「やまぐちの野鳥」(令和3年5月、山口県ホームページ)

⑫「彦島地区まちづくり協議会公式サイト」(令和3年5月、彦島地区まちづくり協議会ホームページ)





記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界

凡例

- 人と自然との触れ合い活動の場（自然公園）  
1：北九州国定公園
- 人と自然との触れ合い活動の場（自然歩道）  
2：企救自然歩道
- 人と自然との触れ合い活動の場（公園等）  
3：大川（ホテル鑑賞地）  
4：大里公園  
5：足立公園  
6：到津の森公園  
7：小倉城（勝山公園）  
8：手向山公園  
9：境川河口  
10：紫川下流  
11：日明・海峡釣り公園  
12：高蔵山森林公園  
13：高見三条さくら公園  
14：美術の森公園  
15：天籟寺川（ホテル鑑賞地）  
16：中央公園（金比羅山）  
17：夜宮公園  
18：ひこつとらんどマリナービーチ  
19：戦場ヶ原公園  
20：巖流島いこいの広場  
21：日和山公園  
22：金比羅公園  
23：老の山公園  
24：下関南霊園

出典：福岡県自然公園区域図（平成18年3月、福岡県）  
 北九州国定公園（令和3年5月、福岡県ホームページ）  
 自然を楽しむ（令和3年5月、北九州市ホームページ）  
 公園情報（令和3年5月、北九州市ホームページ）  
 北九州市公園の本（平成29年2月、北九州市建設局公園緑地部）  
 魅力が満載！北九州の自然 北九州市自然百選（平成20年、北九州市環境局）  
 第2次北九州市生物多様性戦略（2015年度～2024年度）  
 （平成28年3月、北九州市環境局環境監視部環境科学研究所）  
 山あるきガイドマップ（令和3年5月、門司区役所総務企画課）  
 海ナビ（海辺の見どころ情報など）（令和3年5月、北九州市港湾空港局ホームページ）  
 しものせき旅のコンシェルジュ 楽しも！（令和3年5月、下関市ホームページ）  
 やまぐちの野鳥（令和3年5月、山口県環境生活部自然保護課ホームページ）  
 彦島地区まちづくり協議会公式サイト（令和3年5月、彦島地区まちづくり協議会ホームページ）

図 4.1-29 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の位置図

#### 4.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

##### 1) 空間放射線量率の状況

空間放射線量率（対象とする空間の単位時間当たりの放射線量）の状況については、平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故以降、全国においてモニタリングポストが増設され、継続的にモニタリングが実施されています。これらのモニタリングポストにおける空間放射線量率の調査結果は、原子力規制委員会のホームページ等で、公開されています。

調査区域には、モニタリングポストは設置されていません。

なお、北九州市内及び下関市内のモニタリングポスト（全2箇所）における空間放射線量率の令和元年度の調査結果は、表4.1-54に示すとおりです。各測定局における令和元年度の空間放射線量率（年間平均値）は、0.056～0.061 $\mu$ Sv/hで、自然放射線のレベルとなっています。

また、環境省が示している汚染状況重点調査地域の指定要件や除染実施計画を策定する地域の要件である1時間あたり0.23 $\mu$ Sv以上の数値に該当している地点はありません。

表 4.1-54 空間放射線量率（年間平均値）の調査結果（令和元年度）

調査地点	空間放射線量率 ( $\mu$ Sv/h)
北九州市 八幡総合庁舎	0.061
下関市 西部高等産業技術学校	0.056

注) 空間放射線量率：対象とする空間の単位時間当たりの放射線量

出典：「全国の空間放射線量率（平成31年4月～令和2年3月）」（令和3年3月、環境省）